

平成 24 年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金
社会福祉推進事業

福祉系高等学校にかかる調査研究
報 告 書

平成25年3月

株式会社 日本総合研究所

福祉系高等学校にかかる調査研究

報 告 書

目 次

I. 調査研究の目的と方法	1
1. 調査研究の背景と目的	1
2. 調査研究の実施方法	1
3. アンケート調査の概要	1
(1) 調査対象機関.....	1
(2) 標本数	1
(3) 調査方法	1
(4) 調査期間	1
(5) 回収数	2
(6) 調査項目	2
(7) 集計について	2
II. アンケート調査結果の概要	3
(1) 配置教員の状況.....	3
(2) 「福祉」教員免許状を有し介護福祉士資格取得者の状況.....	4
(3) 特例高校の状況.....	6
(4) 教員要件の充足状況.....	8
(5) 介護技術等研修.....	16
(6) 教員確保の課題について.....	22
(7) 教員要件についての意見.....	22
III. アンケート調査結果.....	23
1. 学校の概要	23
(1) 高校種別	23
(2) 設置者	23
(3) 介護福祉士養成課程の開講年度	24
(4) 通学・通信の別.....	24
(5) 修業年限	24
(6) 学年定員数	25
(7) 在籍生徒の合計数.....	25
(8) 配置教員数	26

(9) 教員の状況.....	27
2. 教員免許と資格の状況	28
(1) 配置教員の状況.....	28
(2) 教員免許状の状況.....	30
(3) 「福祉」教員免許状と資格の状況	32
(4) 資格取得ルート	35
3. 特例高校の状況	39
(1) 福祉系高校への移行予定.....	39
(2) 福祉系高校へ移行しない予定または検討中の特例高校の状況	40
(3) 設置要件の充足状況.....	42
4. 教科福祉の教務に関する主任者の要件について	44
(1) 教科福祉の教務主任者要件の状況	44
(2) 教科福祉の教務主任者要件充足者の配置見込み	45
5. 介護過程等を教授する教員の要件について.....	46
(1) 介護過程等を教授する教員要件の状況	46
(2) 介護過程等を教授する教員要件充足者の配置見込み.....	49
(3) 介護過程等を教授する教員要件の「介護技術等研修」の実施状況.....	50
(4) 介護過程等を教授する教員要件充足者の確保の方針.....	53
6. こころとからだの理解を教授する教員の要件について	55
(1) こころとからだの理解を教授する教員要件の状況.....	55
(2) こころとからだの理解を教授する教員要件充足者の配置見込み.....	58
(3) こころとからだの理解を教授する教員要件の「介護技術等研修」の実施状況	59
(4) こころとからだの理解を教授する教員要件充足者の確保の方針.....	62
7. 医療的ケアを教授する教員の要件について.....	64
(1) 医療的ケアを教授する教員要件充足者の配置状況	64
(2) 医療的ケアを教授する教員要件充足者の確保の方針.....	65
8. 介護技術等研修の受講状況と質的評価.....	66
(1) 介護技術等研修の受講状況.....	66
(2) 介護技術等研修の重要度・有益度	68
(3) 実務経験の重要度.....	70
(4) 介護技術等研修が重要または有益と考えた理由	71
(5) 介護技術等研修が重要でないまたは有益でないと考えた理由	73
9. 介護技術等研修の年数	75
(1) 介護技術等研修の長さ.....	75
(2) 介護技術等研修に適当な年数	77
(3) 介護技術等研修に適当な年数とその理由	83
(4) 介護技術等研修が授業において役立つ点.....	86
10. 教員確保の課題	87

11. 教員要件に対する意見	88
IV. 福祉系高校の教員要件	91
1. 学校要件	91
(1) カリキュラム	92
(2) 施設および設備要件	92
(3) 教員要件	95
2. 教員要件	96
(1) 福祉系高等学校	96
(2) 介護福祉士養成施設	102
3. 福祉系高校と介護福祉士養成施設の教員要件の年数比較について	104
4. 教務に関する主任者の要件	106
(1) 年数比較	106
(2) 教務に関する主任者の教員要件(詳細)	107
5. 領域「人間と社会」を教授する教員の要件	109
(1) 年数比較	109
(2) 領域「人間と社会」の教員要件(詳細)	110
6. 領域「介護」を教授する教員の要件	111
(1) 年数比較	111
(2) 領域「介護」の教員要件(詳細)	112
7. 領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員の要件	115
(1) 年数比較	115
(2) 領域「こころとからだのしくみ」の教員要件(詳細)	116
8. 福祉系高校の教員要件の内容	119
(1) 高等学校教員一種免許「福祉」取得について	119
(2) 教員介護実習および教員介護知識技能講習について	121
(3) 介護福祉士の免許取得について	123
(4) 看護師の免許取得について	127
9. 事例研究 介護技術等研修と大学教職課程(教員一種免許「福祉」取得)の内容比較	133
(1) 介護技術等研修の内容について	133
(2) 教員一種免許「福祉」取得のために必要なカリキュラムについて	134
(3) 介護技術等研修と教員一種免許「福祉」取得時のカリキュラムの比較考察	146
V. 今後の課題	149
《 資 料 》	i

1. 調査研究の目的と方法

1. 調査研究の背景と目的

介護福祉士養成に係る福祉系高等学校の教員要件は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（省令）により定められているが、同省令の附則に定める経過措置が平成23年度に延長された。福祉系高等学校の中には、これらの経過措置により教員要件を満たしている高等学校もあるが、いずれ同省令本則に定める教員要件を満たす必要がある。

特例高等学校については、平成25年度入学者までの経過措置と定められている。特例高等学校から福祉系高等学校へ移行する場合には、福祉系高校の教育内容、施設・設備等の要件に加え、教員要件を満たす必要がある。

そこで、福祉系高等学校の教員の実態についてアンケート調査を実施し、さらに特例高等学校については移行の方向性について調査することにより、教員の実態と課題、特例高等学校の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査研究の実施方法

全国の福祉系高等学校172校（福祉系高等学校117校、特例高等学校55校、設置課程別に1校としているため実際の学校数とは異なる）について、学校票1票と教員票5票を配布し、介護福祉士養成課程に配置されている教員全員の教員票を回収する。

3. アンケート調査の概要

(1) 調査対象機関

平成24年8月時点の全国の福祉系高等学校および特例高等学校（設置課程別、悉皆）

(2) 標本数

福祉系高等学校118校、特例高等学校55校（合計173校）

設置課程別に1校としているため実際の学校数とは異なる。また、福祉系高等学校のうち2校は統合校がそれぞれの学校別に回答している。

(3) 調査方法

郵送配布、郵送回収

各高校に対し、学校票1部と教員票5部を配布し、学校票は校長等に、教員票は介護福祉士養成課程に配置されている教員全員に記入を依頼した。

(4) 調査期間

平成24年11月2日～11月26日（締切日）

12月6日到着分まで受け付けた。

(5) 回収数

学校票 150 件、有効回収率 86.7%（福祉系高等学校 103 校、特例高等学校 47 校）

教員票 757 件（福祉系高等学校教員 546 件、特例高等学校教員 211 件）

学校票のうち、発送および回収の 2 件は統合校がそれぞれの学校別に回答しているものである。

(6) 調査項目

① 学校票

- ・介護福祉士養成課程の状況
- ・配置教員の状況
- ・配置教員の保有資格状況
- ・介護福祉等講習会・介護技術等研修の受講状況 / 等

② 教員票

- ・教員免許および保有資格の状況
- ・介護福祉等講習会・介護技術等研修の受講状況 / 等

(7) 集計について

設問ごとに調査数を基数として、選択肢ごとの実数が占める割合(%)を集計している。割合は小数点以下第 2 位を四捨五入し第 1 位まで表示しているため、割合の合計が 100.0%とならない場合がある。また、設問によっては回答者を限定しているため、調査数が異なる場合がある。

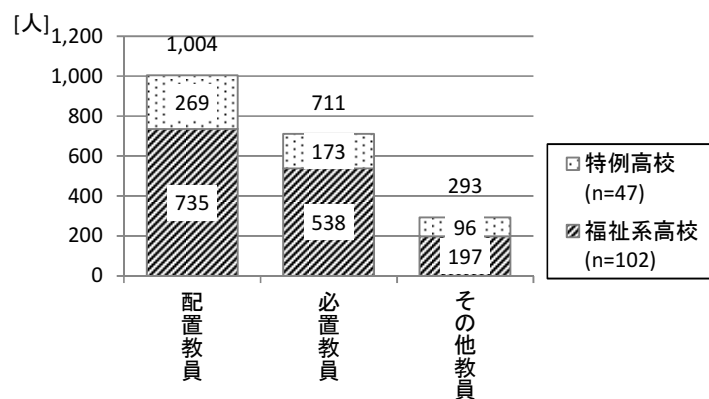
回答形式が実数値の設問については、無回答は集計に含めていない。また、明らかに該当しない実数値が記入されているものについては無効とした。

II. アンケート調査結果の概要

(1) 配置教員の状況

介護福祉士養成課程の配置教員数は、149 校で 1,004 人(平均 6.7 人)となっている。福祉系高校では必置教員 5.3 人・その他教員 1.9 人、特例高校では必置教員 3.7 人・その他教員 2.0 人(すべて平均人数)となっている。

図表 II-1 配置教員の人数【学校票】



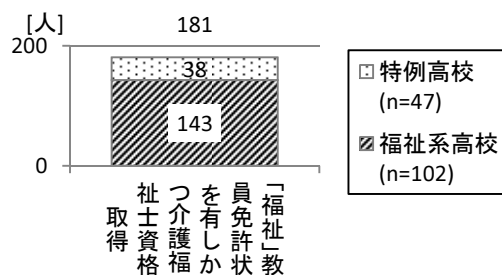
図表 II-2 配置教員数【学校票】

区分	配置教員			必置教員			その他教員		
	最小値 [人]	最大値 [人]	平均 [人]	最小値 [人]	最大値 [人]	平均 [人]	最小値 [人]	最大値 [人]	平均 [人]
全体 (n=149)	2	19	6.7	2	14	4.8	0	14	2.0
福祉系高校 (n=102)	3	19	7.2	2	14	5.3	0	5	1.9
特例高校 (n=47)	2	17	5.7	2	8	3.7	0	14	2.0

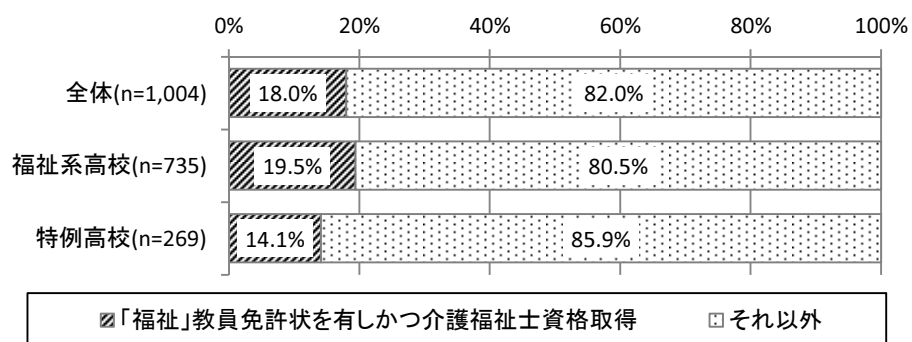
(2) 「福祉」教員免許状を有し介護福祉士資格取得者の状況

配置教員 1,004 人のうち、「福祉」教員免許状を有しかつ介護福祉士資格取得者は 181 人 (18.0%) となっている。福祉高校系ルート(通学または通信)で資格を取得し、大学で普通免許状を取得しているケースが多い。

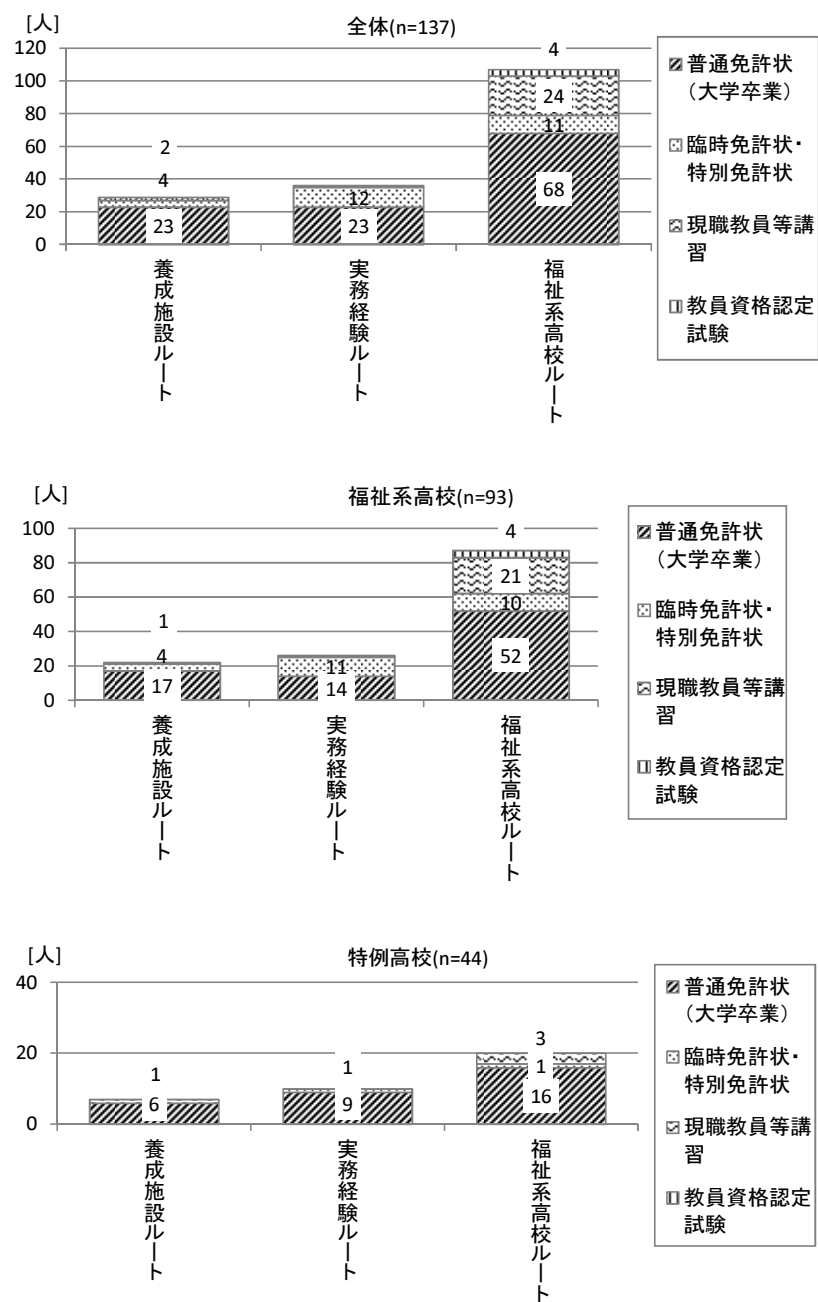
図表 II-3 「福祉」教員免許状を有し介護福祉士資格取得者の状況【学校票】



図表 II-4 「福祉」教員免許状を有し介護福祉士資格取得者の状況(割合)【学校票】



図表 II-5 資格取得ルート別の教員免許状の状況(大区分)【学校票】

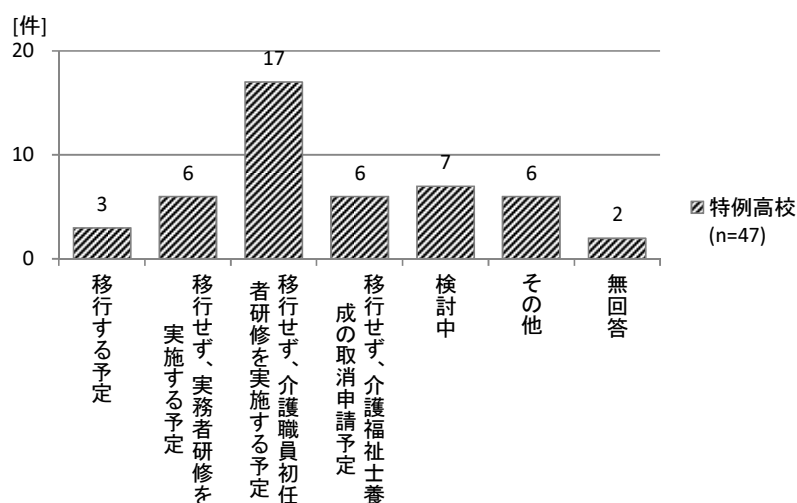


(3) 特例高校の状況

特例高校で福祉系高校へ移行予定は3件、移行しない予定は29件で、検討中は7件となっている。移行予定の3校はすべて平成26年度からの移行を予定している。

移行しない予定または検討中の特例高校では、その理由のうち福祉系高校の基準については、単位数(時間数)増加への対応が難しいとするところが多く、続いて教員要件の充足が難しいとするところが多い。教育上必要な器具等では、吸引や経管栄養等、医療的ケアにかかわる機械器具・モデルの要件が充足できていない。

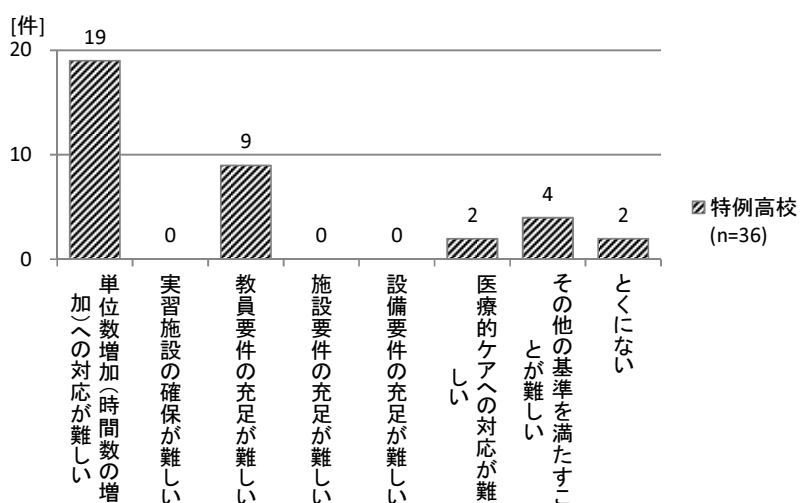
図表 II-6 福祉系高校への移行予定【学校票】



「その他」の具体的な内容

- ・実務者研修、介護職員初任者研修の両方実施予定
- ・専門学科への移行あるいは、実務者研修、介護職員初任者研修等の実施を含めて検討中
- ・平成26年度から募集停止

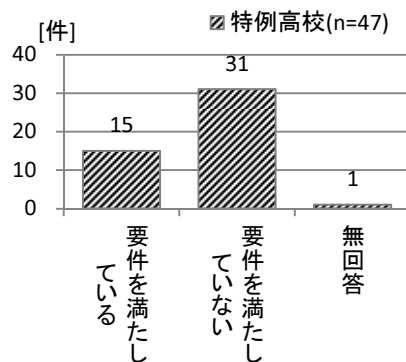
図表 II-7 福祉系高校の基準に関する状況【学校票】



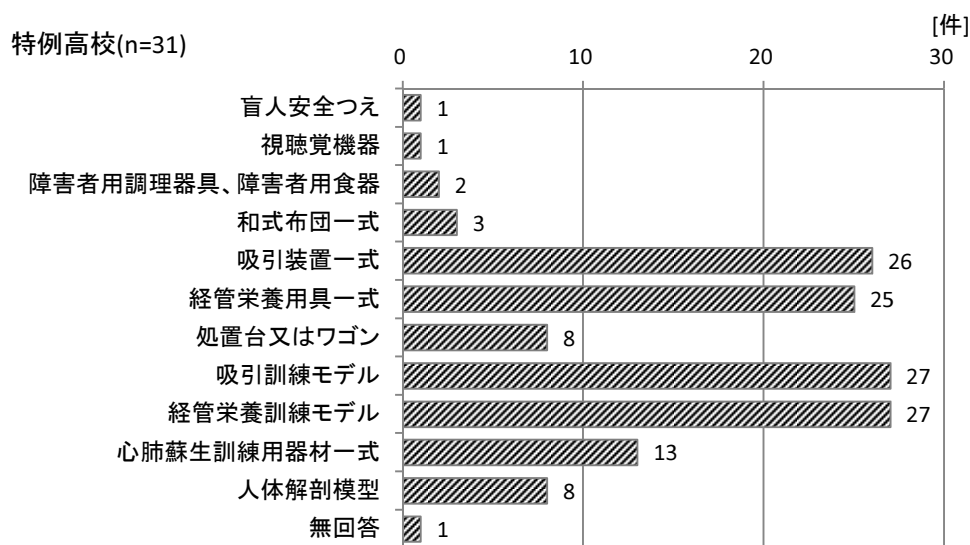
「その他の基準」の具体的内容

- ・高等専修学校との技能連携のため移行ができない
- ・規定により通信課程しか設置することができない
- ・県の方針が示されていない

図表 II-8 教育上必要な器具等の要件の充足状況【学校票】



図表 II-9 充足していない器具等の要件（複数回答）【学校票】

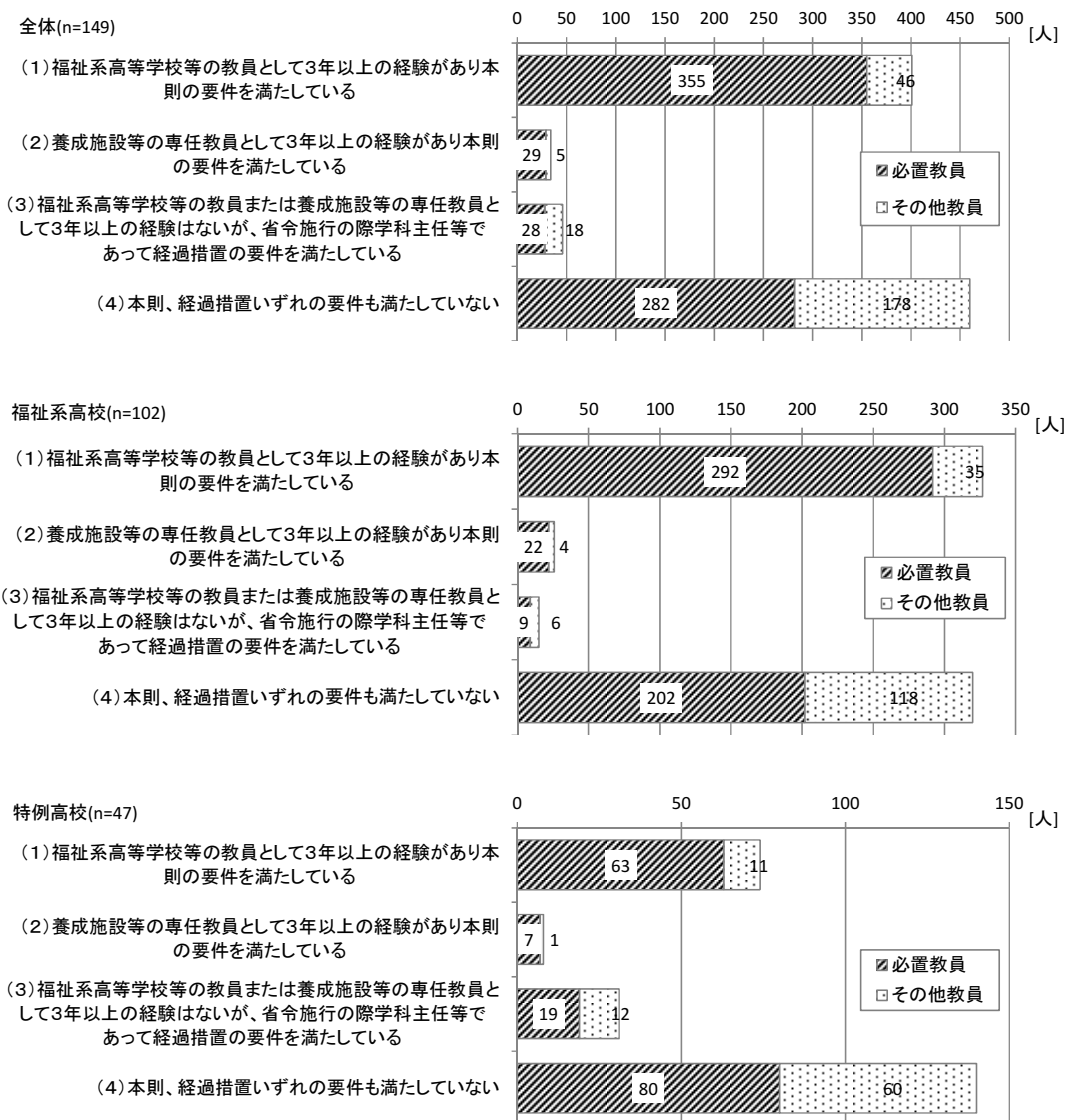


(4) 教員要件の充足状況

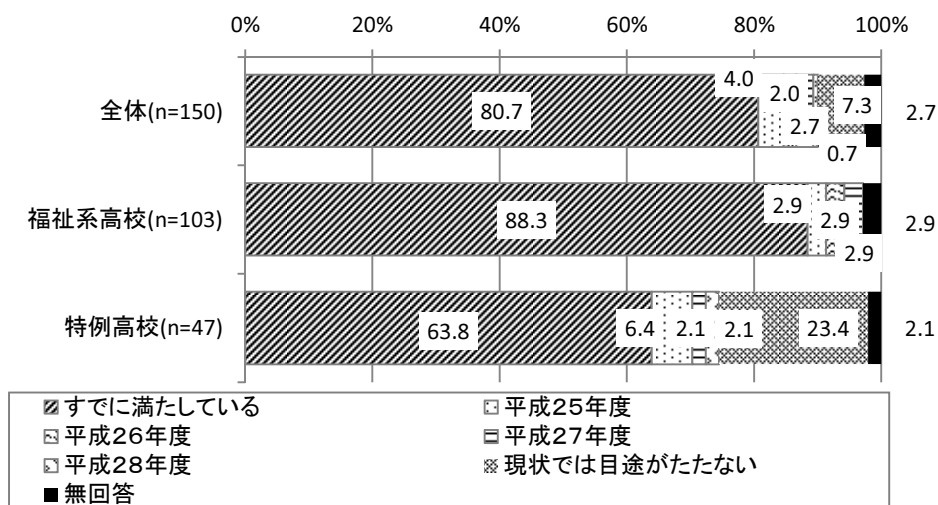
① 「福祉」の教務主任者要件

「福祉」の教務主任者要件については、「3年以上の教員経験があり本則の要件を満たす」(401人)または「本則、経過措置いずれの要件も満たしていない」(460人)に該当する教員が多い。すでに要件を満たす教員を配置している学校が80.7%となっている。

図表 II-10 「福祉」教務主任者要件の状況【学校票】



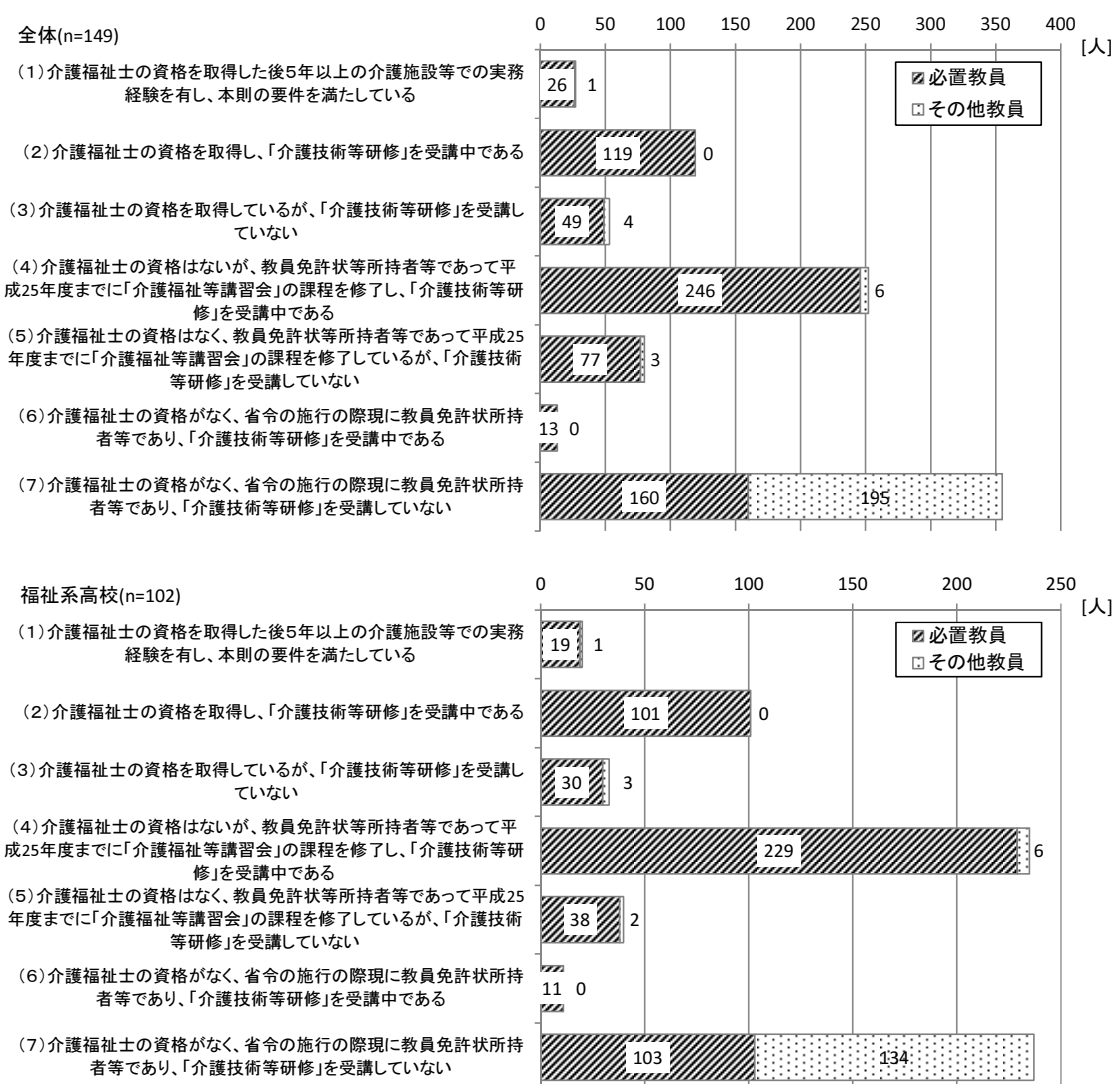
図表 II-11 「福祉」教務主任者要件充足者の配置見込み【学校票】

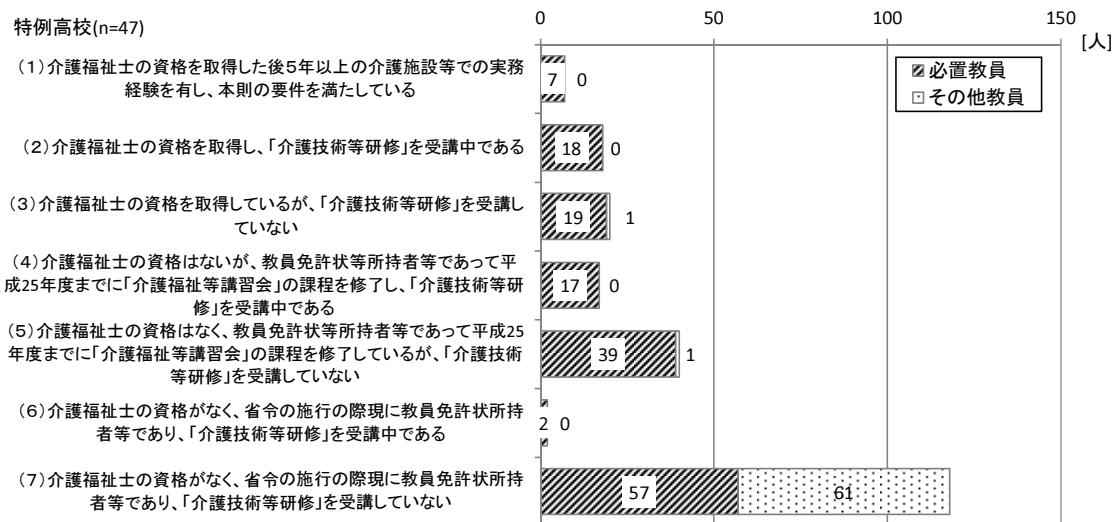


② 介護過程等を教授する教員要件

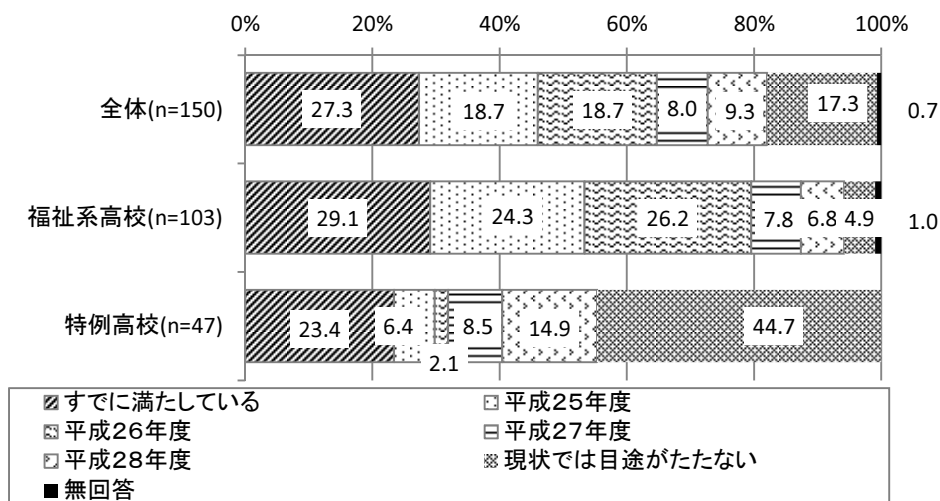
介護過程等を教授する教員要件については、「介護福祉士資格はなく、介護福祉等講習会を修了し介護技術等研修を受講中」(252 人)または「介護福祉士資格はなく、教員免許状所持者等であり、介護技術等研修を受講せず」(355 人)の他に、「介護福祉士資格があり、介護技術等研修を受講中」(119 人)とする教員が多い。要件を充足した教員の配置見込みについては、「すでに満たしている」27.3%の他、「平成 25～28 年度」54.7%となっている。要件充足者は「現在高校にいる教員により対応」が 58.7%で、そのうちのかんりの学校が「介護福祉等講習会」および「介護技術等研修」によるとしている。

図表 II-12 「介護過程等」教員要件の状況(福祉系高校・特例高校別)【学校票】

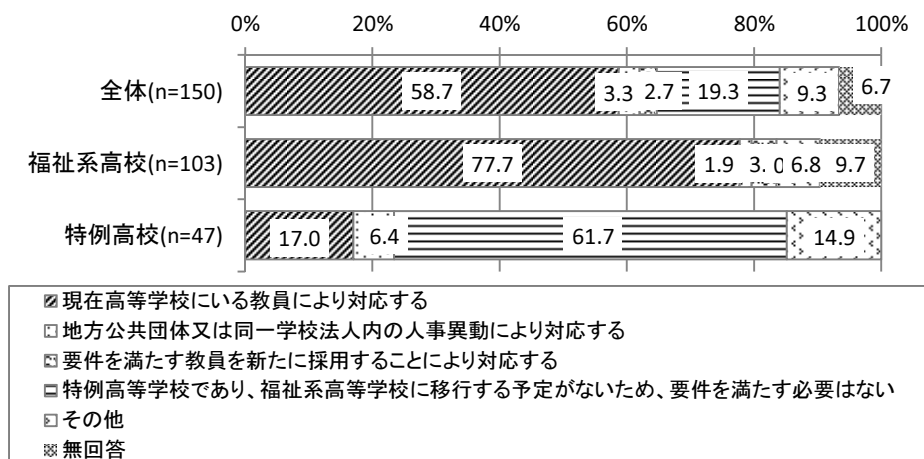




図表 II-13 「介護過程等」教員要件充足者の配置見込み【学校票】



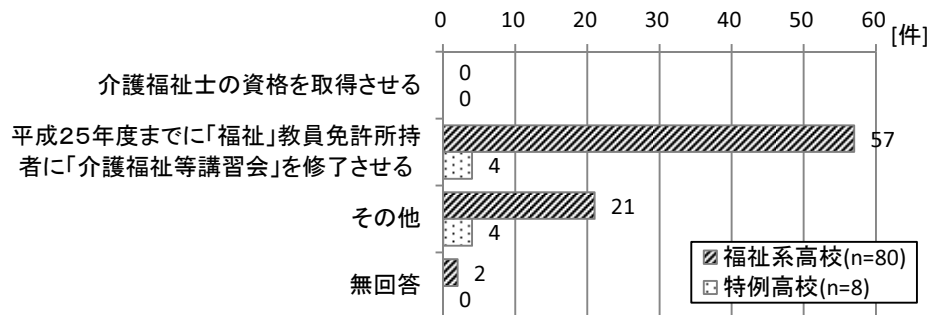
図表 II-14 「介護過程等」教員要件充足者の確保の方針【学校票】



「その他」の具体的な内容

- ・本校に限らず、本県福祉の教員は年度ごと介護福祉等研修に何名か受講させていただいています。その中で確保していく予定です。
- ・教育委員会の判断
- ・新たな職員を採用し講習、研修を受けさせる。

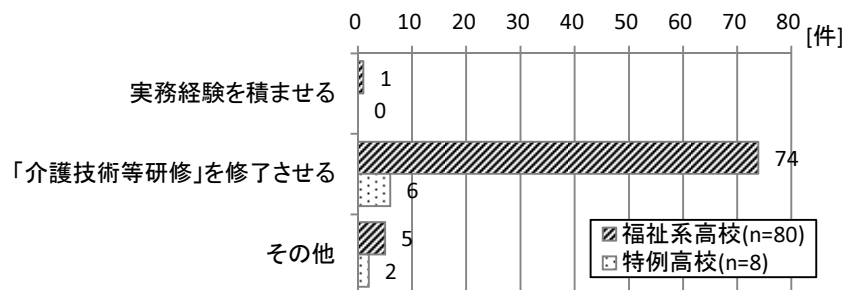
図表 II-15 現在高校にいる教員により対応する場合の介護福祉士の資格【学校票】



「その他」の具体的な内容

- ・現在高校にいる教員は、講習会を修了か資格を取得している。
- ・介護福祉等講習会を26年以降も夏の全国大会を実施して頂きたい
- ・現在、すべての福祉教員は「介護福祉等講習会」を受講しているが、今後退職者が出た場合は、新規採用で対応すると考えられる。

図表 II-16 現在高校にいる教員により対応する場合の実務経験または研修修了【学校票】



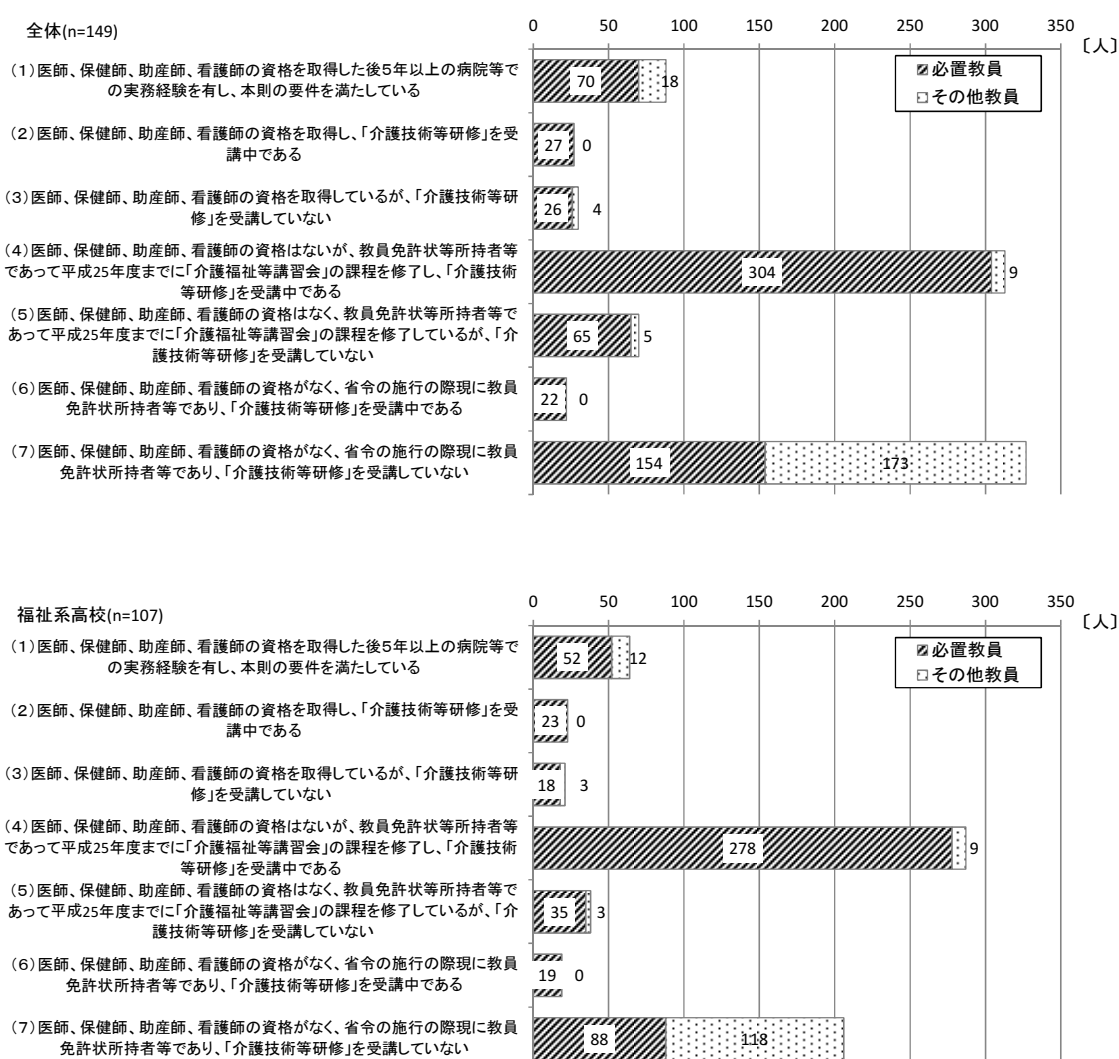
「その他」の具体的な内容

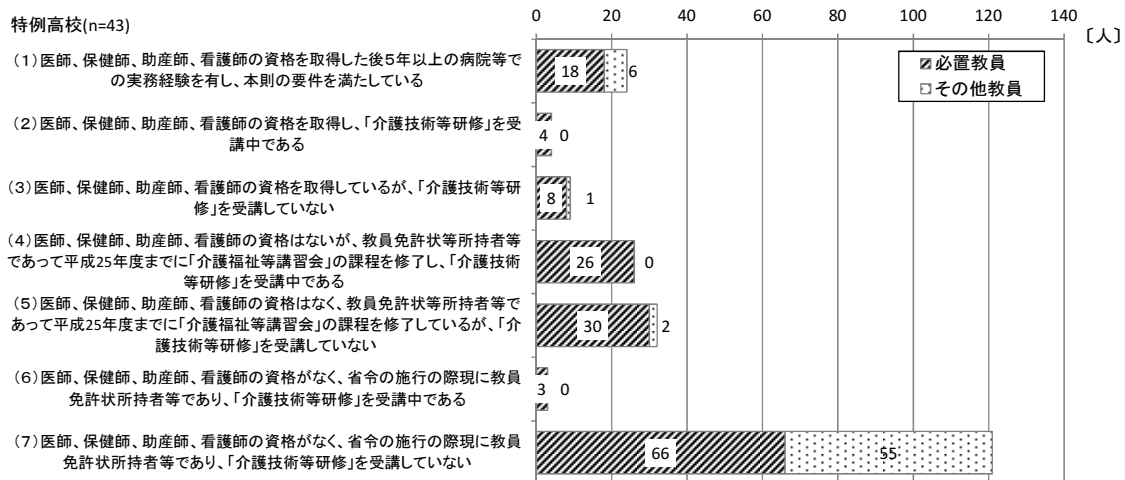
- ・平成27年度まで介護技術等研修に参加
- ・既に介護福祉士資格を所持し、5年以上の実務経験をもつ。

③ こころとからだの理解を教授する教員要件

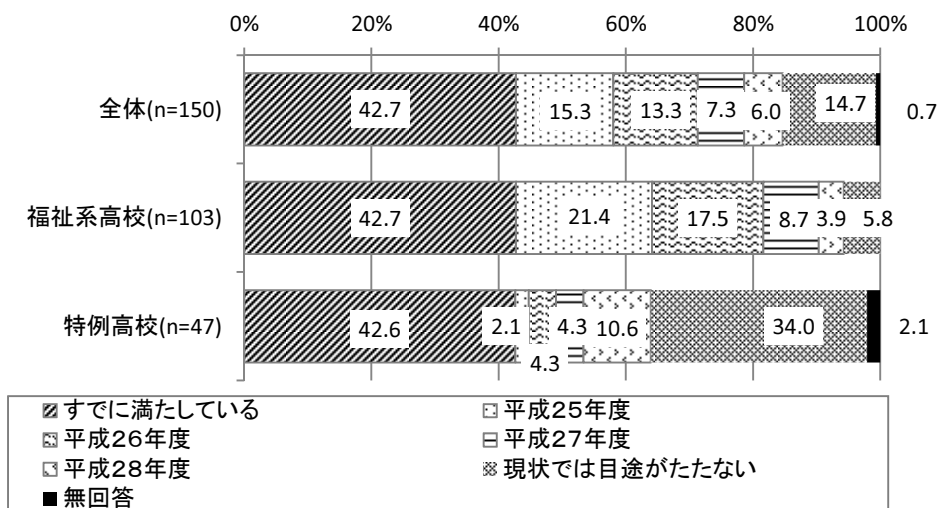
こころとからだの理解を教授する教員要件については、「看護師等資格はなく、介護福祉等講習会を修了し介護技術等研修を受講中」(313 人)または「看護師等資格はなく、教員免許状所持者等であり、介護技術等研修を受講せず」(327 人)に該当する教員が多い。要件を充足した教員の配置見込みについては、「すでに満たしている」42.7%の他、「平成 25～28 年度」41.9%となっている。要件充足者は「現在高校にいる教員により対応」が 56.0%で、そのうちのかんりの学校が「介護福祉等講習会」および「介護技術等研修」によるとしている。

図表 II-17 「こころとからだの理解」教員要件の状況(福祉系高校・特例高校別)【学校票】

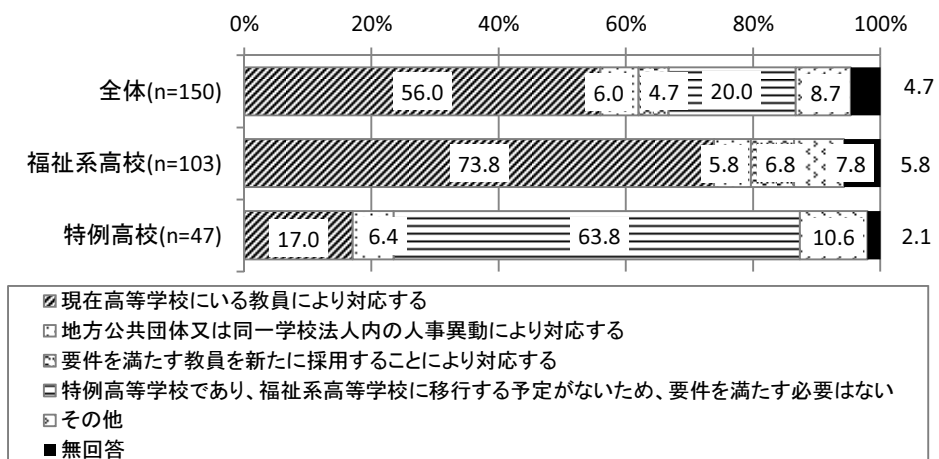




図表 II-18 「こころとからだの理解」教員要件充足者の配置見込み【学校票】



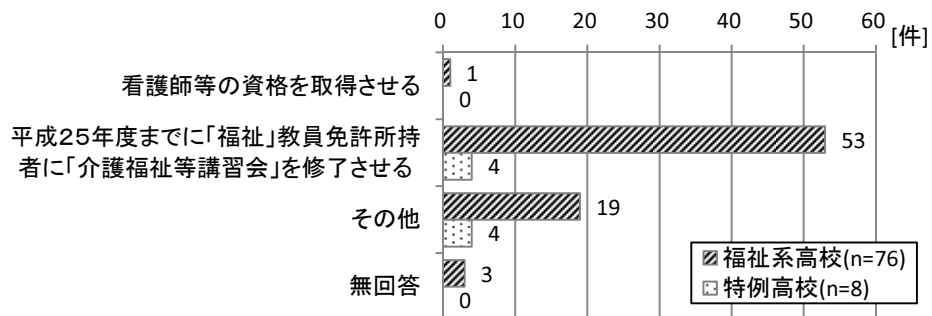
図表 II-19 「こころとからだの理解」教員要件充足者の確保の方針【学校票】



「その他」の具体的な内容

- ・特別非常勤講師制度を活用
- ・新たな職員を採用し、講習、研修を受けさせる。
- ・県教育委員会の人事決定による

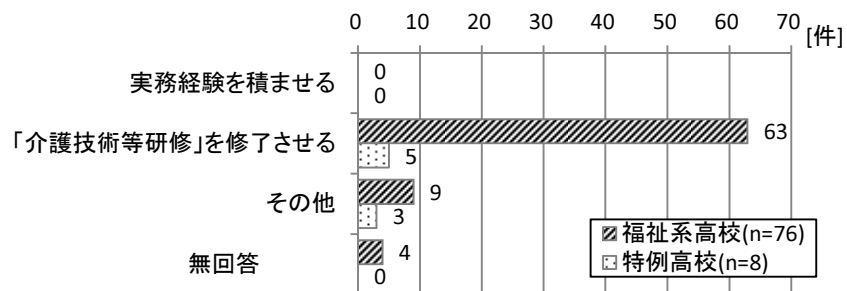
図表 II-20 現在高校にいる教員により対応する場合の看護師等の資格【学校票】



「その他」の具体的な内容

- ・3名の教員が「介護福祉等講習会」を修了している。
- ・看護師の資格取得者がいるため

図表 II-21 現在高校にいる教員により対応する場合の実務経験または研修修了【学校票】



「その他」の具体的な内容

- ・すでに満たしているため必要なし。
- ・平成26年度以降も認めて欲しい
- ・看護師の資格取得後、5年経験のある教員がいる。

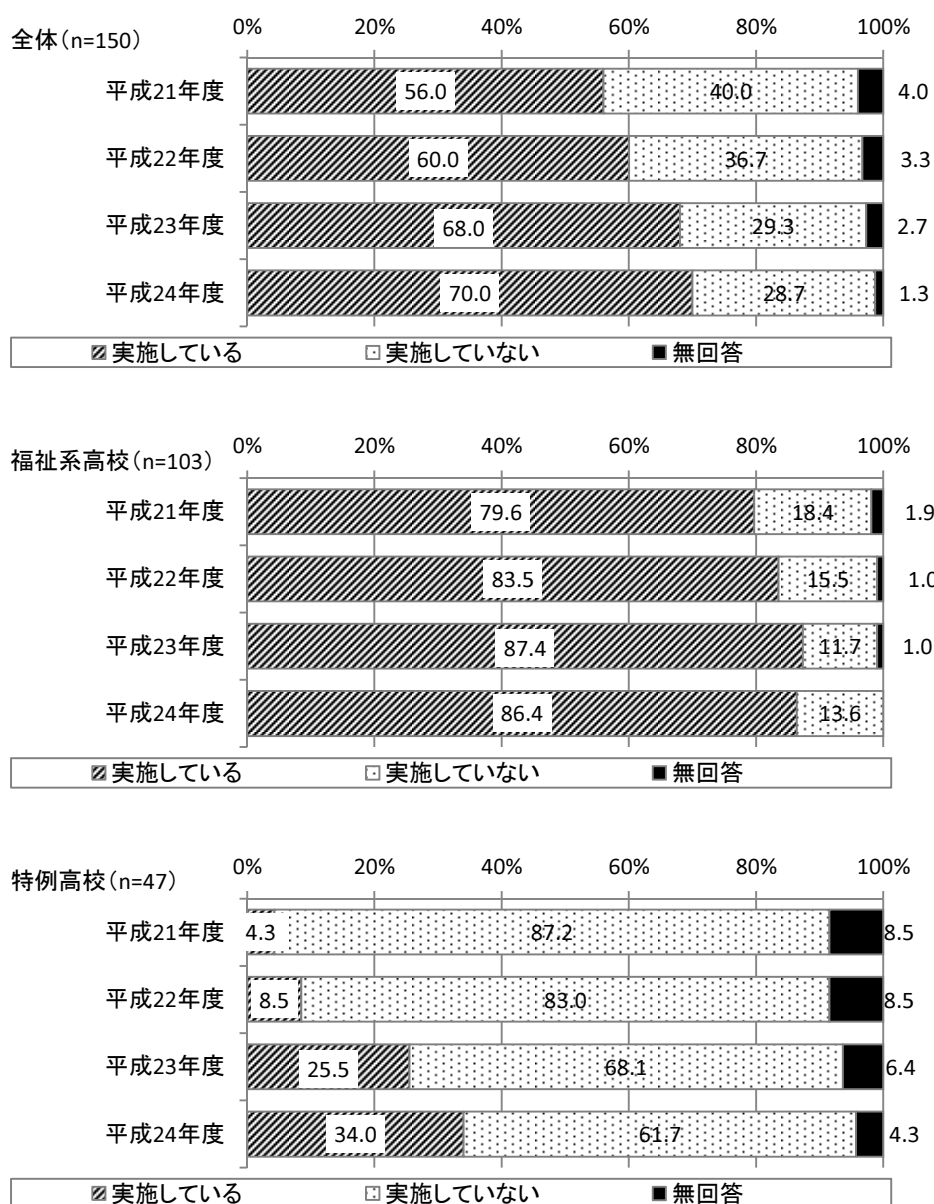
(5) 介護技術等研修

① 介護技術等研修の実施状況

介護過程等を教授する教員要件の「介護技術等研修」の実施状況については、「実施している」が平成 21 年度の 56.0%から平成 24 年度の 70.0%と増加傾向にある。

そのうち、福祉系高校では、平成 22 年度から 3 年間の実施が毎年 90 件(平均 2.8 人)程度で横ばいとなっている。「教員介護実習」については 83.5%が実施しているが、15.5%は「実施していない」と回答し、その理由として「実習施設は確保できるが教員側に実習を行う余裕がない」ことをあげている。

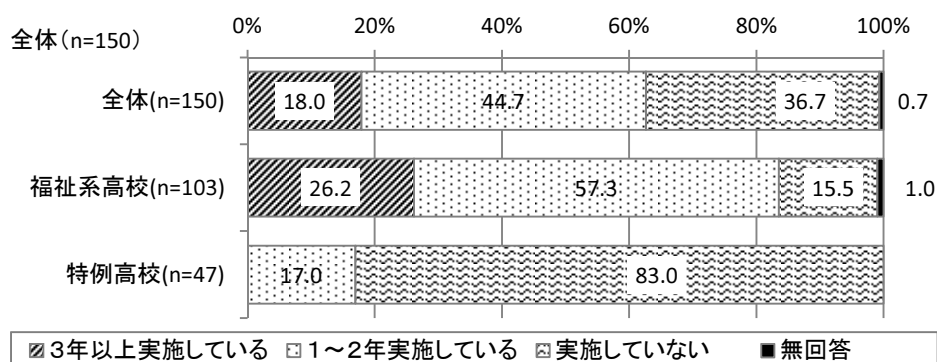
図表 II-22 介護過程等を教授する教員要件の「介護技術等研修」の実施状況【学校票】



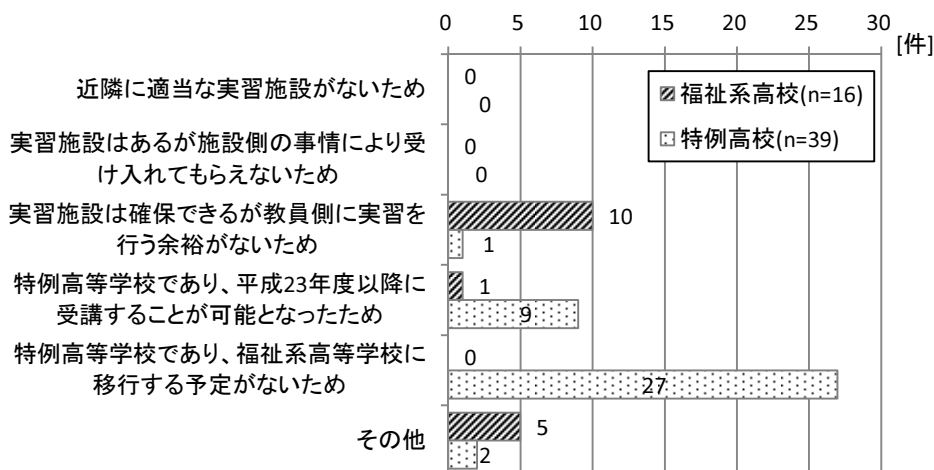
図表 II-23 介護過程等を教授する教員要件の「介護技術等研修」の実施件数と人数【学校票】

	全体		福祉系高校		特例高校	
	実施件数 [件]	実施人数平均 [人]	実施件数 [件]	実施人数平均 [人]	実施件数 [件]	実施人数平均 [人]
平成 21 年度	84	2.2	82	2.2	2	3.0
平成 22 年度	90	2.8	86	2.8	4	2.0
平成 23 年度	102	2.7	90	2.8	12	1.9
平成 24 年度	105	2.6	89	2.8	16	1.6

図表 II-24 「教員介護実習」の実施状況【学校票】



図表 II-25 「教員介護実習」を実施していない理由【学校票】



「その他」の具体的内容

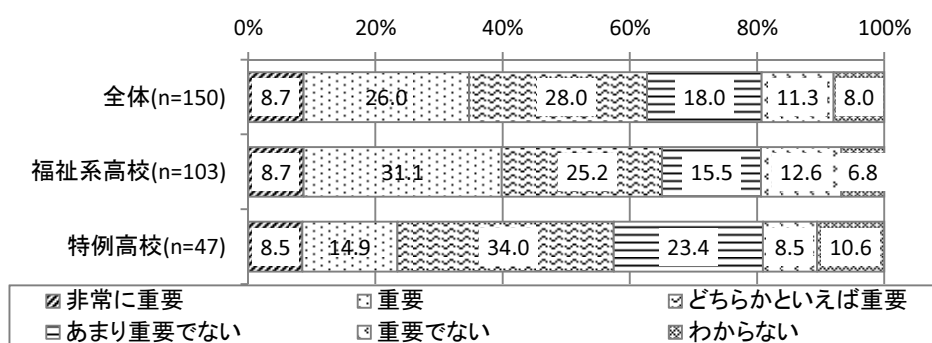
- ・平成 24 年度から開始で平成 24 年度は教員介護知識技能講習をうけたため
- ・担当者が介護福祉士資格及び5年以上の実務経験を有するため。
- ・平成24年度から介護福祉士養成の学生募集を停止したため

② 介護技術等研修の質的評価

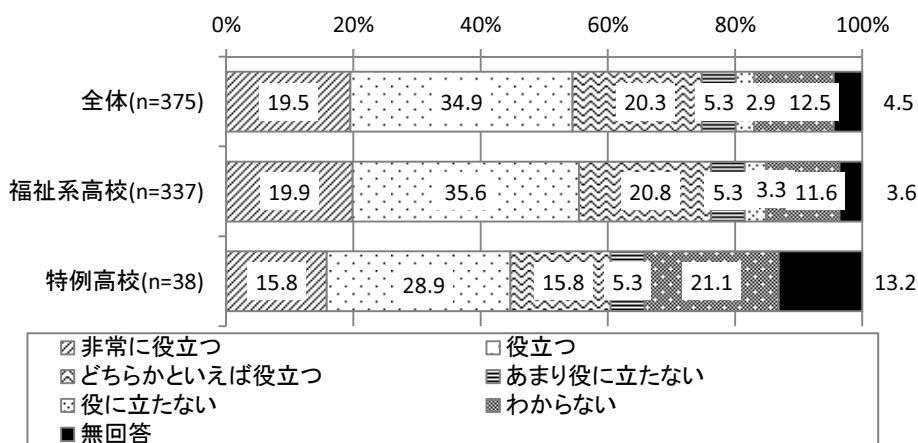
介護技術等研修のうち、教員介護実習については教員の質の担保を図る上で「重要」とする回答が 62.7%【学校票】、授業を行う上で「役立つ」が 74.7%【教員票】となっている。理由として、実習に参加することで現場の状況を踏まえた授業や実習指導ができる、生徒に対しより具体的にアドバイスできる、教員自身の体験に基づいた実習指導や進路相談ができる、といった点が多くあげられている。

また、教員介護知識技能講習については「重要」とする回答が 64.7%【学校票】、「役立つ」とする回答が 80.5%【教員票】となっている。理由として、介護現場の最新の動向や技術を得ることができる、介護分野の最新の情報を得ることができる、といった点が複数あげられている（詳細はP.71以降）。

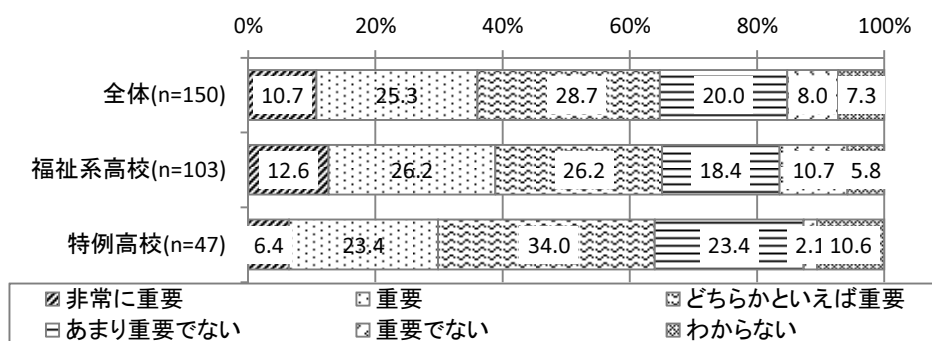
図表 II-26 教員介護実習の重要度【学校票】



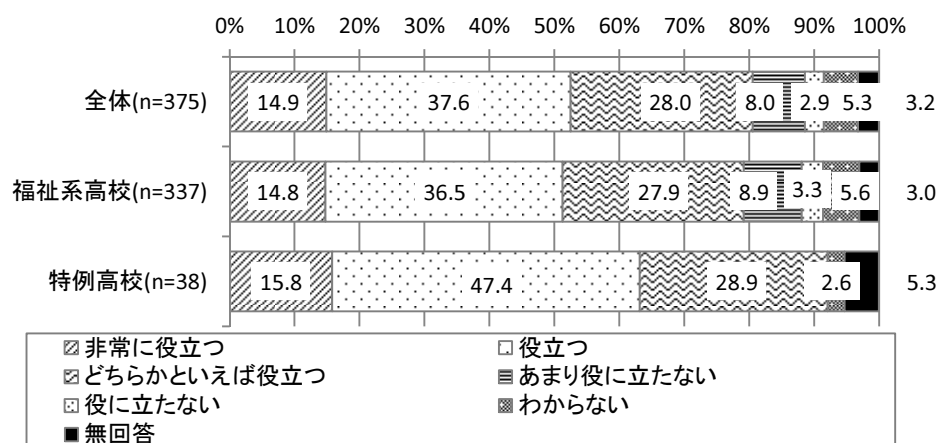
図表 II-27 教員介護実習の有益度【教員票】



図表 II-28 教員介護知識技能講習の重要度【学校票】



図表 II-29 教員介護知識技能講習の有益度【教員票】



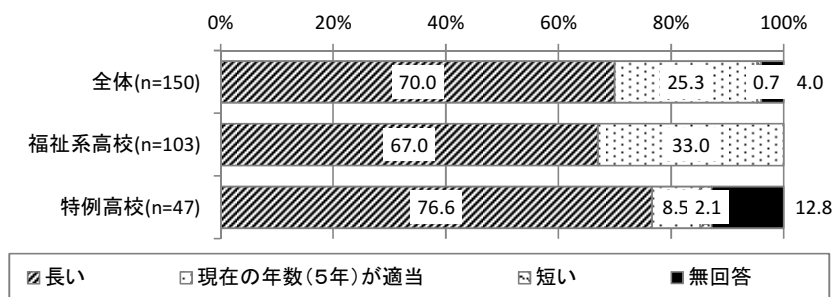
③ 介護技術等研修の年数

現在の介護技術等研修(5年)については、「長い」が70.0%、「現在の年数が適当」が25.3%となっている【学校票】。教員介護実習については、「長い」「やや長い」の合計が48.3%、「適当」が33.9%、また、教員介護知識技能講習では「長い」「やや長い」の合計が32.3%、「適当」が49.6%となっている【教員票】。

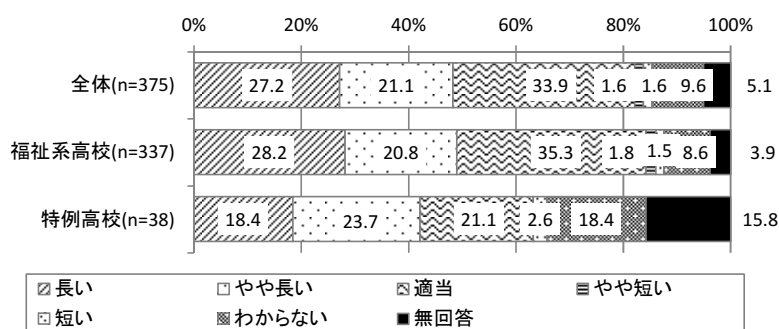
介護技術等研修に適当だと考える年数については、教員介護実習は1～3年、教員知識技能講習は1～2年、研修全体では3年とする回答が多く分布している。

その理由として、単純な業務負担の増加だけでなく、他の教科に比べての負担感が大きい、人事異動との兼ね合いで5年という期間の確保が難しい、実習と講習を同じ年度に受講したい、「福祉」教員免許取得時の実習経験も配慮してほしい、といった点があげられている(詳細はP.83以降)。

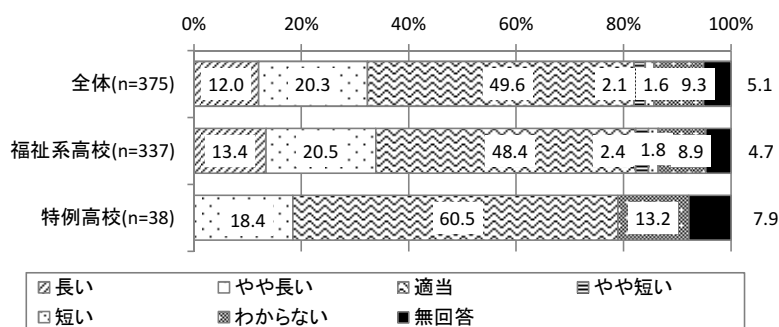
図表 II-30 介護技術等研修の長さ【学校票】



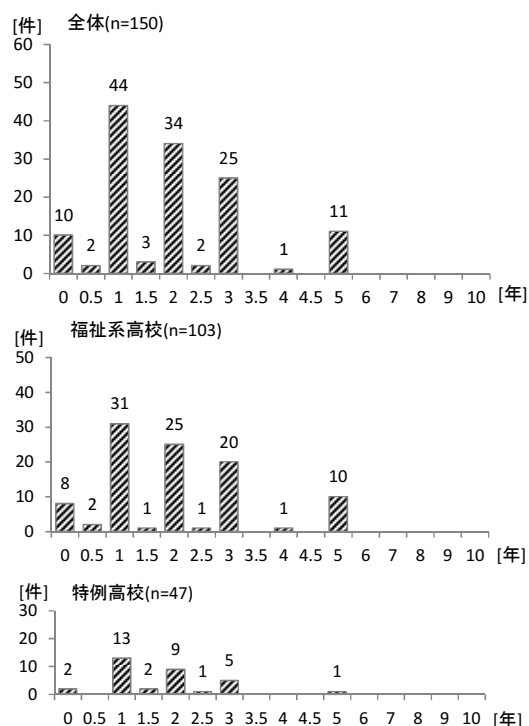
図表 II-31 教員介護実習の長さ【教員票】



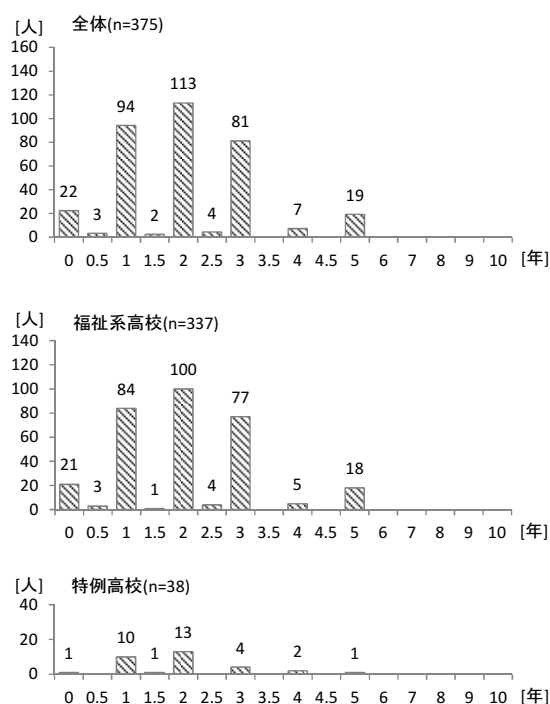
図表 II-32 教員介護知識技能講習の長さ【教員票】



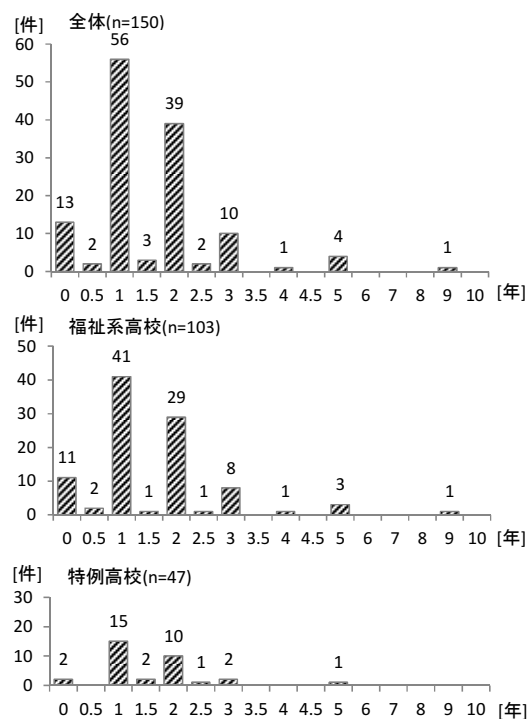
図表 II-33 教員介護実習の年数【学校票】



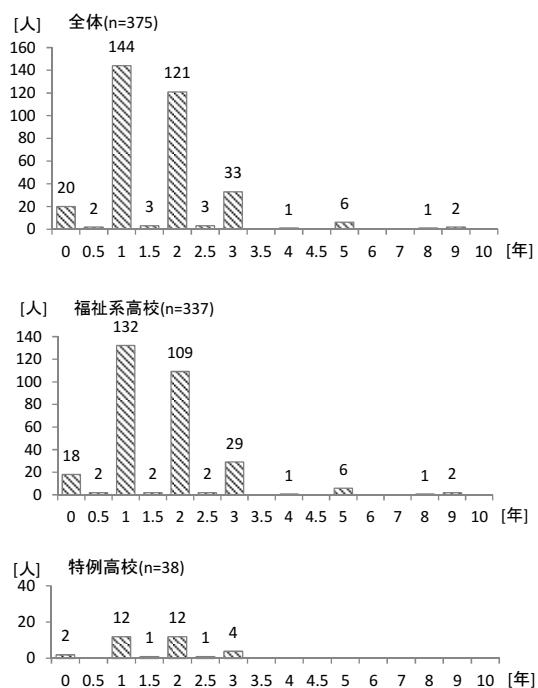
図表 II-34 教員介護実習の年数【教員票】



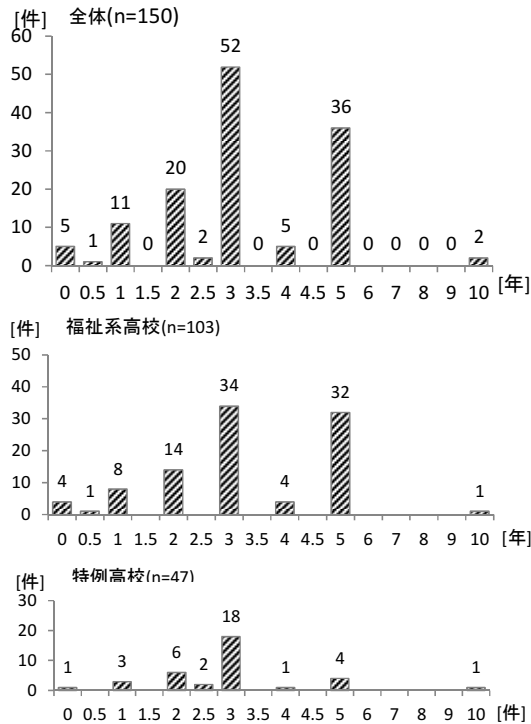
図表 II-35 教員介護知識技能講習の年数【学校票】



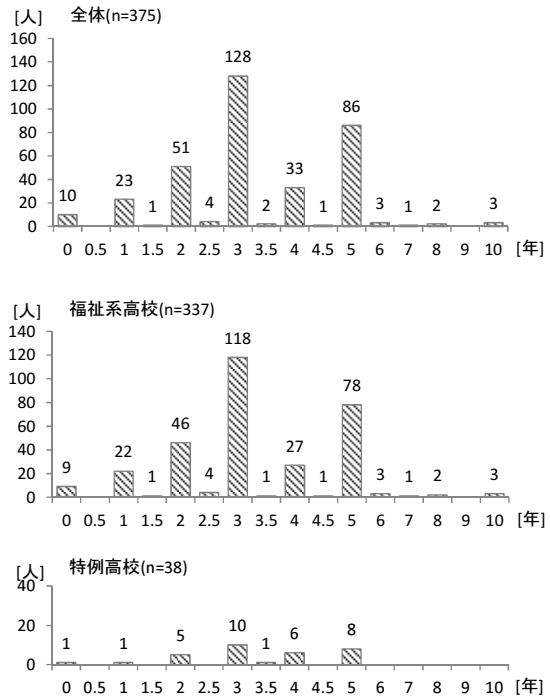
図表 II-36 教員介護知識技能講習の年数【教員票】



図表 II-37 介護技術等研修全体の年数
【学校票】



図表 II-38 介護技術等研修全体の年数
【教員票】



(6) 教員確保の課題について

教員確保の課題については、現在は要件充足者を配置できているものの福祉の教員の退任、人事異動、産休・育休等の不安要素が大きく安定的な学校運営に支障をきたすおそれがある、そもそも福祉の教員が少なく確保が困難である、福祉の教員に対する要件が他の教科に比べて厳しく教員志望者が減少するのではないか、という意見があった(詳細は P.87)。

(7) 教員要件についての意見

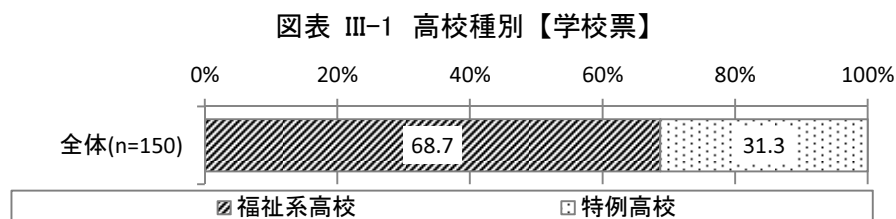
教員要件についての意見としては、本則の要件は高校生に対する介護福祉士養成の現状に合っていない、経過措置がなくなると要件充足が困難である、研修の負担が重い、資格取得や 5 年未満の実務経験も考慮してほしい、人事異動の可能性を考えると養成校以外の教員にも研修の機会を広げてほしい、という意見があった(詳細は P.88 以降)。

III. アンケート調査結果

1. 学校の概要

(1) 高校種別

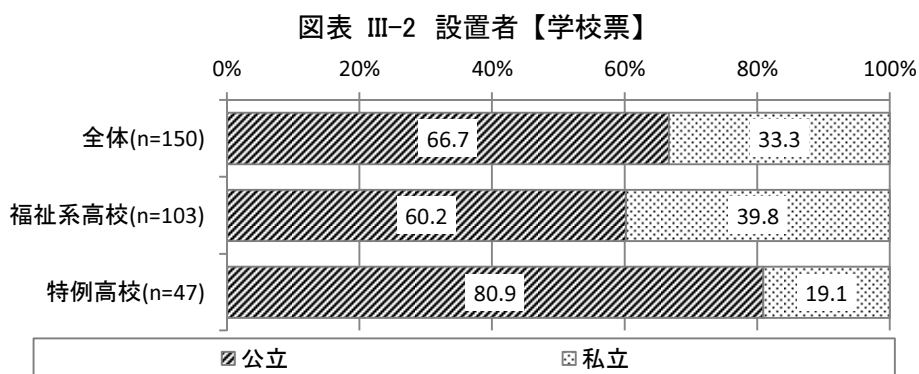
学校票で回答のあった 150 件のうち、福祉系高校は 103 件 (68.7%)、特例高校は 47 件 (31.3%) となっている (図表 III-1)。



(2) 設置者

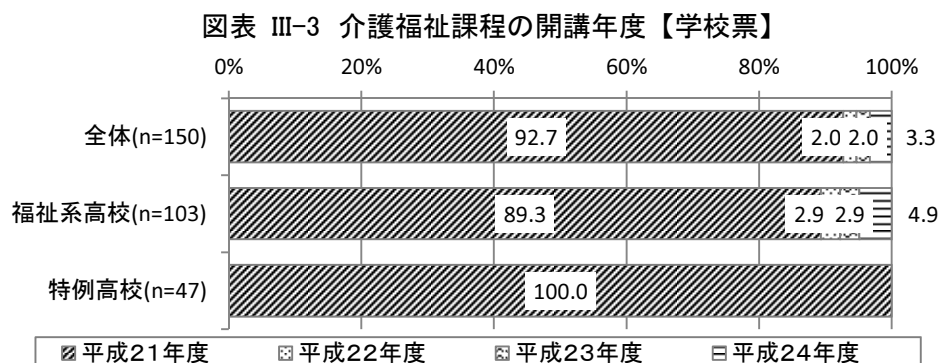
設置者は、公立が 100 件 (66.7%)、私立が 50 件 (33.3%) となっている。

福祉系高校・特例高校別にみると、福祉系高校では公立が 62 件 (60.2%)、私立が 41 件 (39.8%) であるのに対し、特例高校では公立が 38 件 (80.9%)、私立が 9 件 (19.1%) と公立の割合が多くなっている (図表 III-2)。



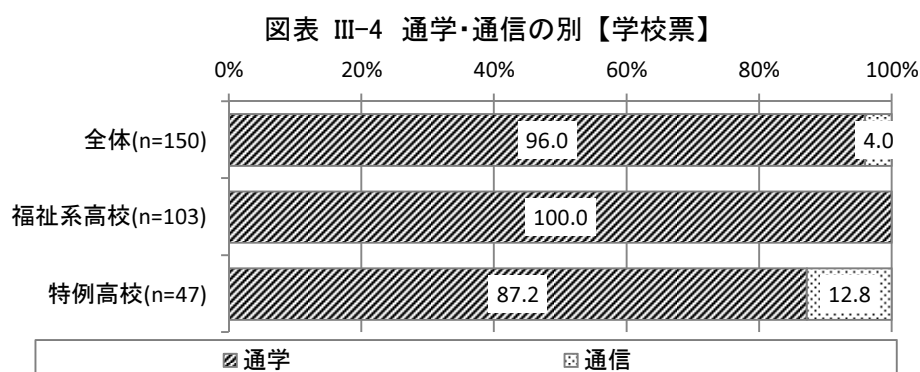
(3) 介護福祉士養成課程の開講年度

介護福祉課程の開講年度は、平成 21 年度が最も多く 139 件 (92.7%) となっている (図表Ⅲ-3)。



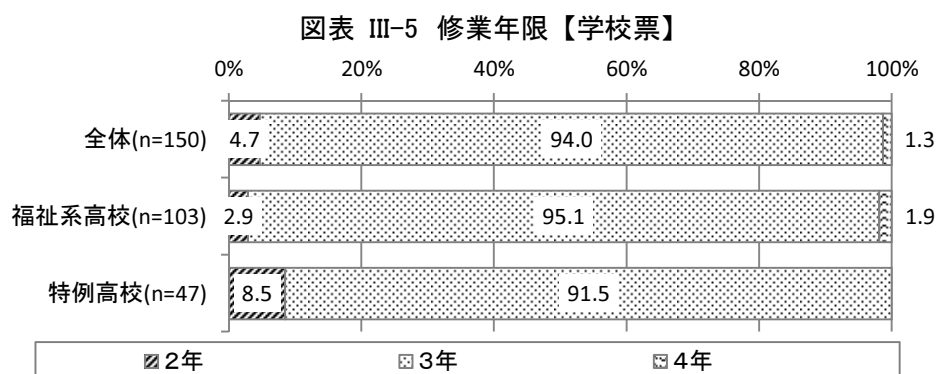
(4) 通学・通信の別

通学・通信の別は、福祉系高校では 103 件すべて通学であり、特例高校では通学が 41 件 (87.2%)、通信が 6 件 (12.8%) となっている (図表Ⅲ-4)。



(5) 修業年限

修業年限は、3 年制が最も多く、福祉系高校では 98 件 (95.1%)、特例高校では 43 件 (91.5%) が 3 年制となっている (図表Ⅲ-5)。



(6) 学年定員数

学年定員数は、福祉系高校で 16 人から 80 人まで、特例高校では 10 人から 420 人まで分布しており、平均学年定員数は福祉系高校で 36.3 人、特例高校で 59.2 人、全体で 42.9 人となっている(図表Ⅲ-6)。

図表 Ⅲ-6 学年定員数【学校票】

区分	最小値[人]	最大値[人]	平均[人]
全体 (n=142)	10	420	42.9
福祉系高校 (n=101)	16	80	36.3
特例高校 (n=41)	10	420	59.2

(7) 在籍生徒の合計数

在籍生徒の合計数は、福祉系高校で 0 人から 188 人まで、特例高校では 0 人から 703 人まで分布しており、1 校当たりの在籍生徒の合計数は福祉系高校で 75.0 人、特例高校で 80.1 人、全体で 76.4 人となっている(図表Ⅲ-7)。

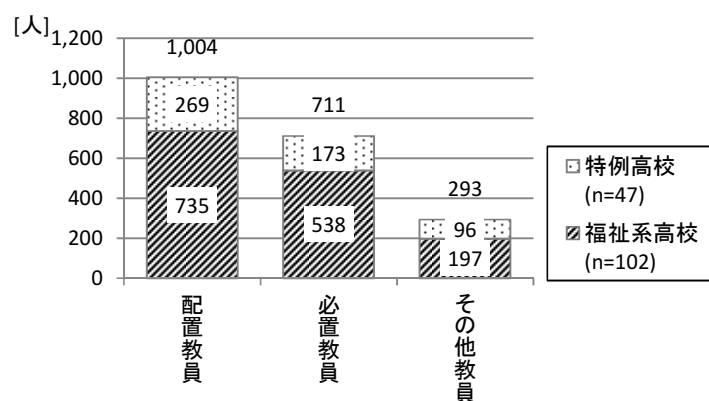
図表 Ⅲ-7 在籍生徒の合計数【学校票】

区分	最小値[人]	最大値[人]	平均[人]
全体 (n=139)	0	703	76.4
福祉系高校 (n=101)	0	188	75.0
特例高校 (n=38)	0	703	80.1

(8) 配置教員数

学校票における配置教員数は 1,004 人、うち必置教員が 711 人で、その他教員が 293 人となっている。内訳は、福祉系高校の配置教員が 735 人で配置教員全体に占める割合は 73.2%となっており、うち必置教員が 538 人で、その他教員が 197 人である。また、特例高校の配置教員は 269 人で配置教員全体に占める割合は 26.8%となっており、うち必置教員が 173 人で、その他教員が 96 人となっている(図表Ⅲ-8)。

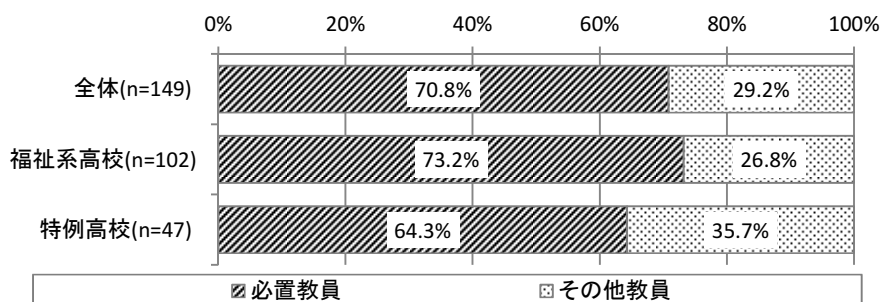
図表 Ⅲ-8 配置教員の人数【学校票】



また、必置教員の構成割合をみると、全体では 70.8%となっており、福祉系高校では 73.2%で特例高校の 64.3%よりも必置教員の割合が高い(図表Ⅲ-9)。

さらに、平均教員数をみると、配置教員は福祉系高校で平均 7.2 人、特例高校では同 5.7 人となっている(図表Ⅲ-10)。

図表 Ⅲ-9 必置教員とその他教員の構成割合【学校票】



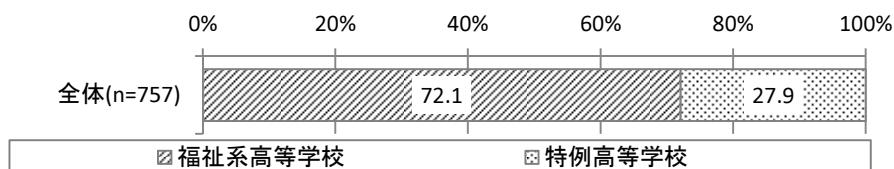
図表 Ⅲ-10 配置教員数【学校票】

区分	配置教員			必置教員			その他教員		
	最小値 [人]	最大値 [人]	平均 [人]	最小値 [人]	最大値 [人]	平均 [人]	最小値 [人]	最大値 [人]	平均 [人]
全体 (n=149)	2	19	6.7	2	14	4.8	0	14	2.0
福祉系高校 (n=102)	3	19	7.2	2	14	5.3	0	5	1.9
特例高校 (n=47)	2	17	5.7	2	8	3.7	0	14	2.0

(9) 教員の状況

教員票で回答のあった 757 件のうち、福祉系高校の教員は 546 件 (72.1%)、特例高校の教員は 211 件 (27.9%)となっている(図表Ⅲ-11)。

図表 Ⅲ-11 高校種別教員数【教員票】

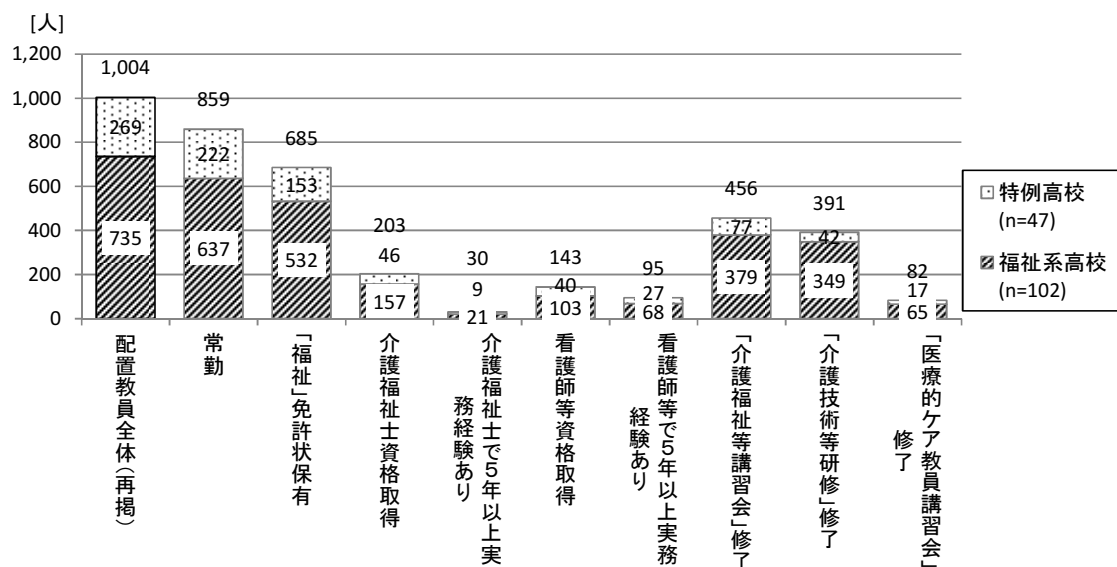


2. 教員免許と資格の状況

(1) 配置教員の状況

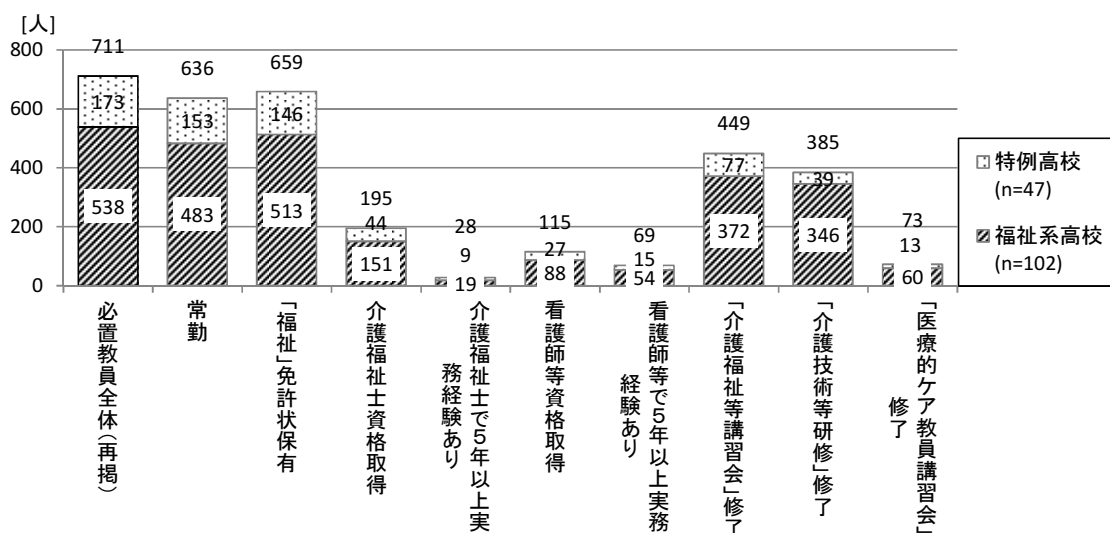
配置教員全体の状況についてみると、「福祉」教員免許状保有者は 685 人(配置教員全体に占める割合は 68.2%)であり、介護福祉士資格取得者は 203 人(同 20.2%)で、介護福祉士で 5 年以上の実務経験者は 30 人(同 3.0%)である。また、「介護福祉等講習会」修了者は 456 人(同 45.4%)、「介護技術等研修」修了者は 391 人(同 38.9%)であり、いずれも半数に満たない(図表Ⅲ-12)。

図表 Ⅲ-12 配置教員の状況【学校票】

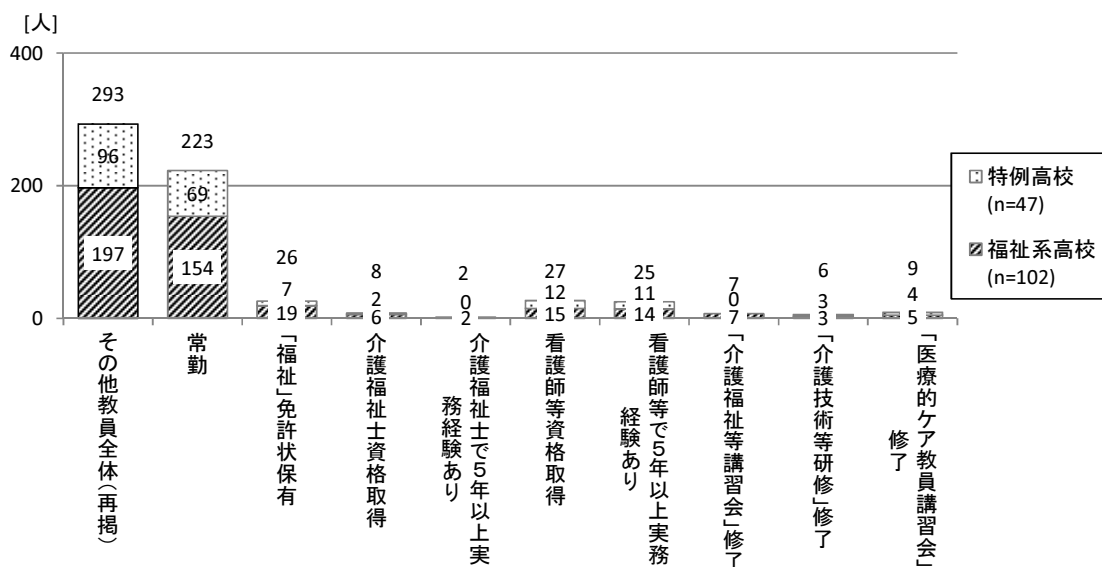


教員の状況について必置教員・その他教員別にみると、必置教員で「福祉」教員免許状保有者は 659 人(必置教員全体に占める割合 92.7%)であるのに対し、その他教員では 26 人(その他教員全体に占める割合 11.3%)しかいない。必置教員で介護福祉士資格取得者は 195 人(必置教員全体に占める割合 27.4%)であるのに対し、その他教員では 8 人(その他教員全体に占める割合 2.7%)しかいないが、医師・看護師等資格取得者については、必置教員で 115 人(必置教員全体に占める割合 16.2%)、その他教員では 27 人(その他教員全体に占める割合 9.2%)となっている。また、「介護福祉等講習会」修了者および「介護技術等研修」修了者はほとんどが必置教員であり、その他教員ではそれぞれ数人のみとなっている(図表Ⅲ-13、Ⅲ-14)。

図表 Ⅲ-13 必置教員の状況【学校票】



図表 Ⅲ-14 その他教員の状況【学校票】

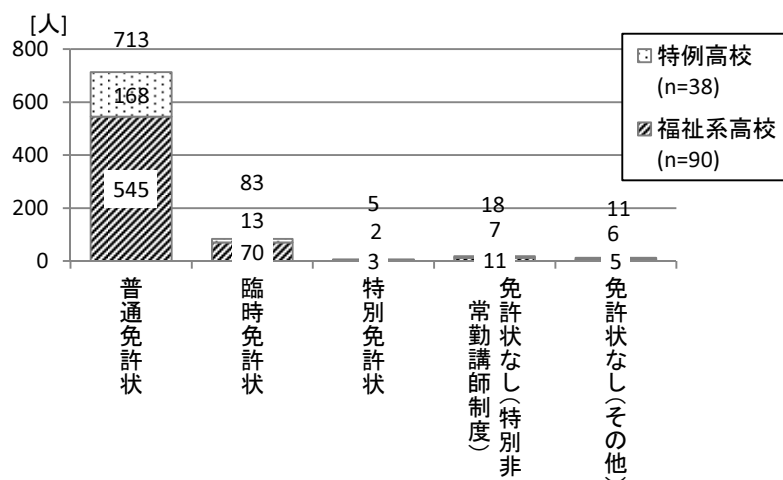


(2) 教員免許状の状況

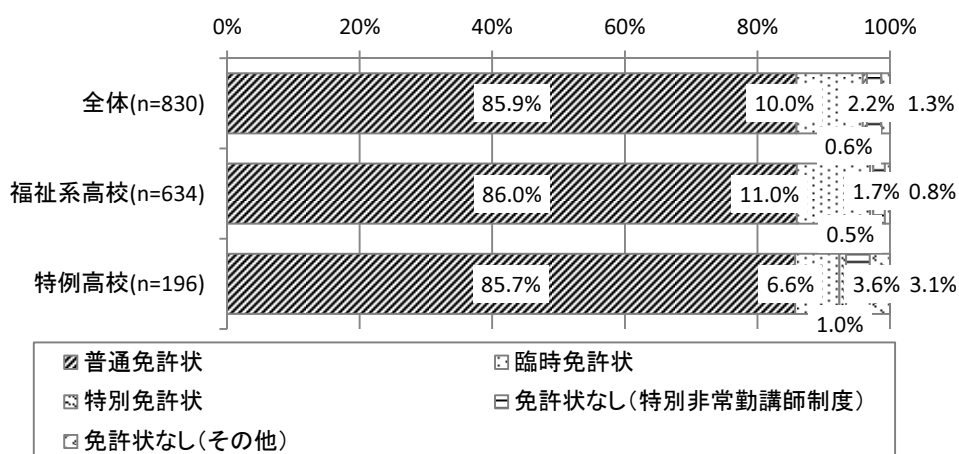
配置教員の保有する教員免許状の種類については、普通免許状が 713 人(不明を除いた配置教員 830 人に占める割合 85.9%)で最も多い。次いで、臨時免許状 83 人(同 10.0%)、免許状なし(特別非常勤講師制度)18 人(同 2.2%)の順で多くなっている(図表Ⅲ-15)。

福祉系高校では普通免許状が 86.0%、臨時免許状が 11.0%となっており、特例高校では普通免許状が 85.7%、臨時免許状が 6.6%となっている(図表Ⅲ-16)。

図表 Ⅲ-15 配置教員の教員免許状の状況【学校票】



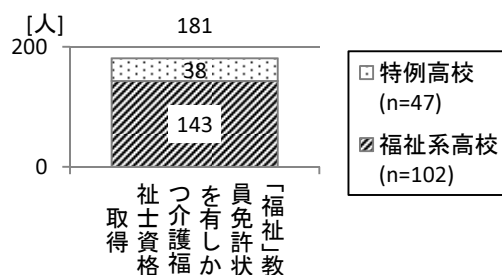
図表 Ⅲ-16 配置教員の教員免許状の状況(割合)【学校票】



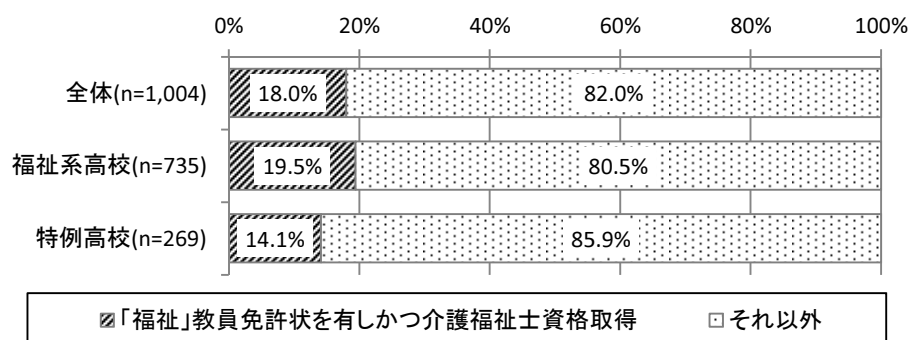
配置教員で「福祉」教員免許状を保有しかつ介護福祉士資格を取得している者は、福祉系高校で143人、特例高校で38人、計181人であり、配置教員1,004人に占める割合は18.0%となっている(図表Ⅲ-17)。

福祉系高校・特例高校別にみると、福祉系高校のほうが該当者がやや多く、19.5%となっている(図表Ⅲ-18)。

図表 Ⅲ-17 「福祉」教員免許状を有し介護福祉士資格取得者の状況【学校票】



図表 Ⅲ-18 「福祉」教員免許状を有し介護福祉士資格取得者の状況(割合)【学校票】

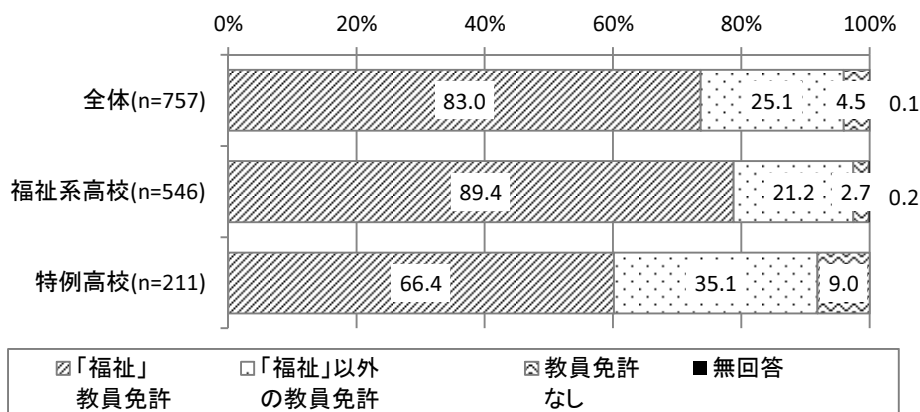


(3) 「福祉」教員免許状と資格の状況

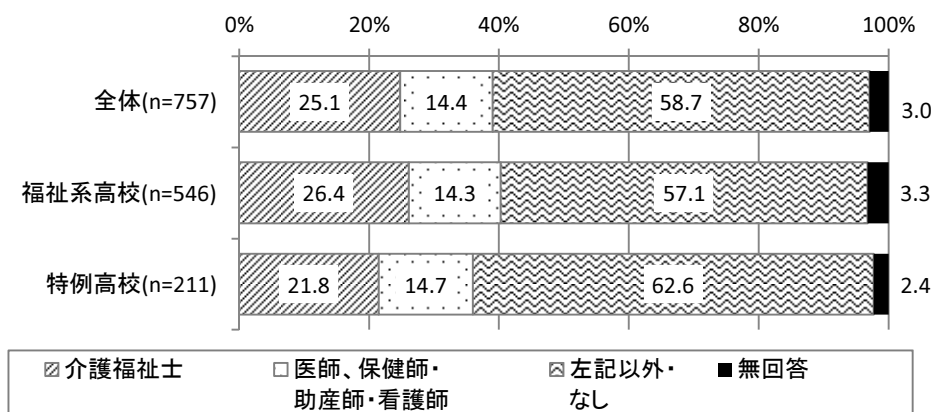
教員票における「福祉」教員免許状の状況についてみると、「福祉」教員免許状保有者は 628 件で全体の 83.0%を占めている。福祉系高校・特例高校別にみると、福祉系高校は「福祉」教員免許状保有者が 488 件で福祉系高校全体の 89.4%を占めているのに対し、特例高校では「福祉」以外の教員免許保有者の割合が特例高校全体の 35.1%(74 件)と高くなっている(図表Ⅲ-19)。

また、資格の状況をみると、介護福祉士の有資格者は 190 件で教員全体の 25.1%、医師や保健師・助産師・看護師の有資格者は 109 件で 14.4%を占めている。福祉系高校・特例高校別にみると、特例高校で「左記(介護福祉士、医師、看護師等)以外・なし」と回答した割合がやや高い(図表Ⅲ-20)。

図表 Ⅲ-19 教員免許状の状況【教員票】

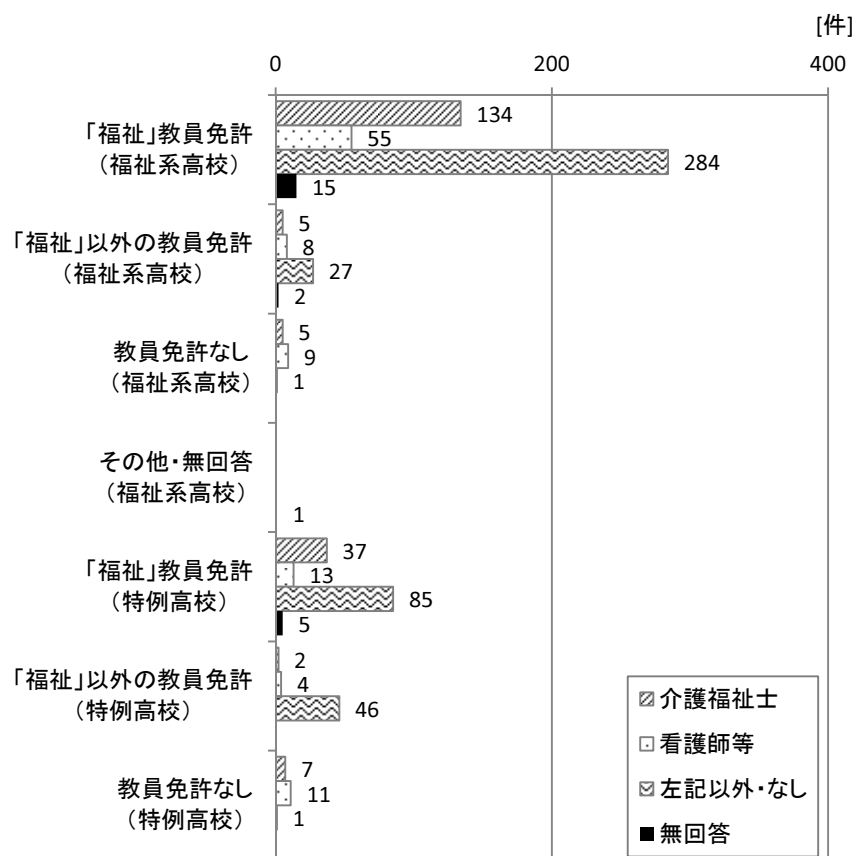


図表 Ⅲ-20 介護福祉士等資格の状況【教員票】



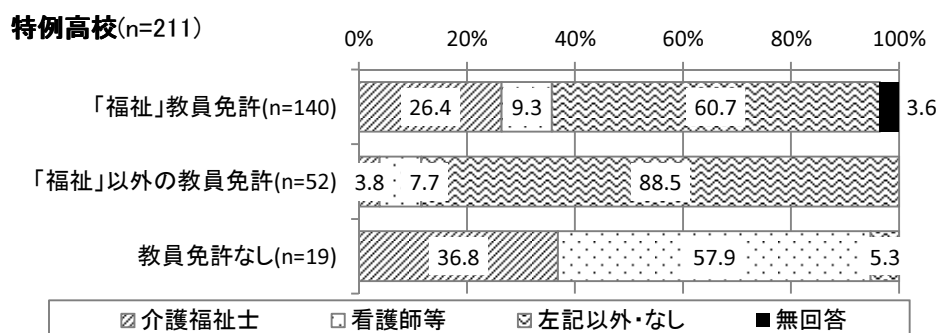
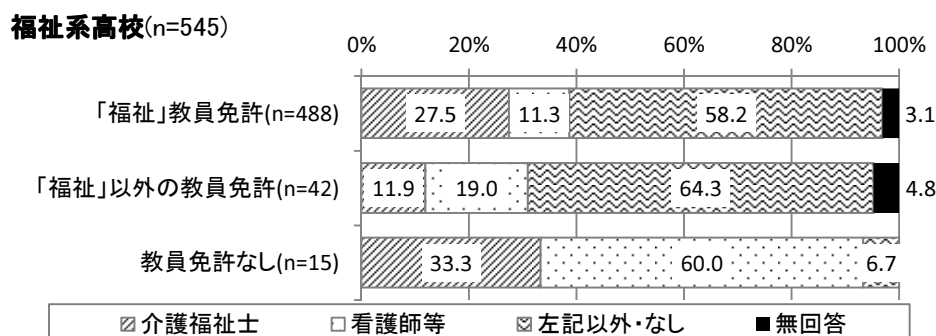
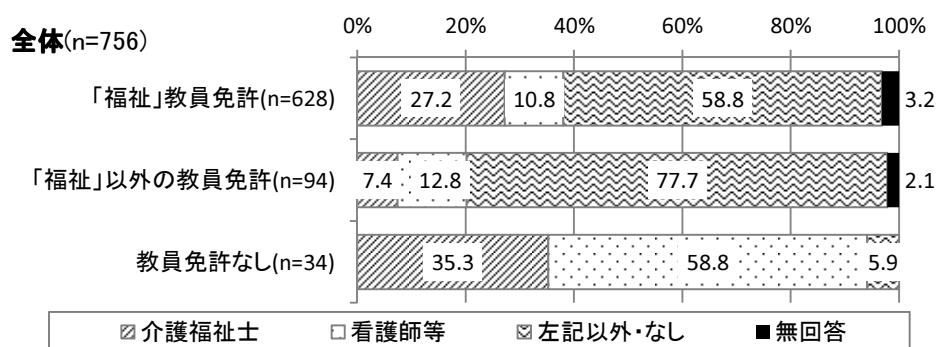
福祉系高校・特例高校別に「福祉」教員免許状と資格の状況をみると、福祉系高校では『福祉』教員免許状保有かつ資格なし(左記以外・なし)」が最も多く284件、次いで『福祉』教員免許状保有かつ介護福祉士」134件、『福祉』教員免許状保有かつ看護師等」55件となっている。特例高校でも『福祉』教員免許状保有かつ資格なし(左記以外・なし)」が最も多く85件となっているが、次いで多いのは『福祉』以外の教員免許状保有かつ資格なし(左記以外・なし)」で46件、続いて『福祉』教員免許状保有かつ介護福祉士」が37件となっている(図表Ⅲ-21)。

図表 Ⅲ-21 教員免許状別資格取得者数【教員票】



「福祉」教員免許状保有者について資格別の割合をみると、福祉系高校・特例高校別に分布の状況に大きな違いはないが、「福祉」以外の教員免許状保有者については、福祉系高校では「資格なし(左記以外・なし)」が 64.3%、「看護師等」19.0%、「介護福祉士」11.9%となっているのに対し、特例高校では「資格なし(左記以外・なし)」が 88.5%、「看護師等」7.7%、「介護福祉士」3.8%となっている(図表Ⅲ-22)。

図表 Ⅲ-22 教員免許状別資格の状況(割合)【教員票】

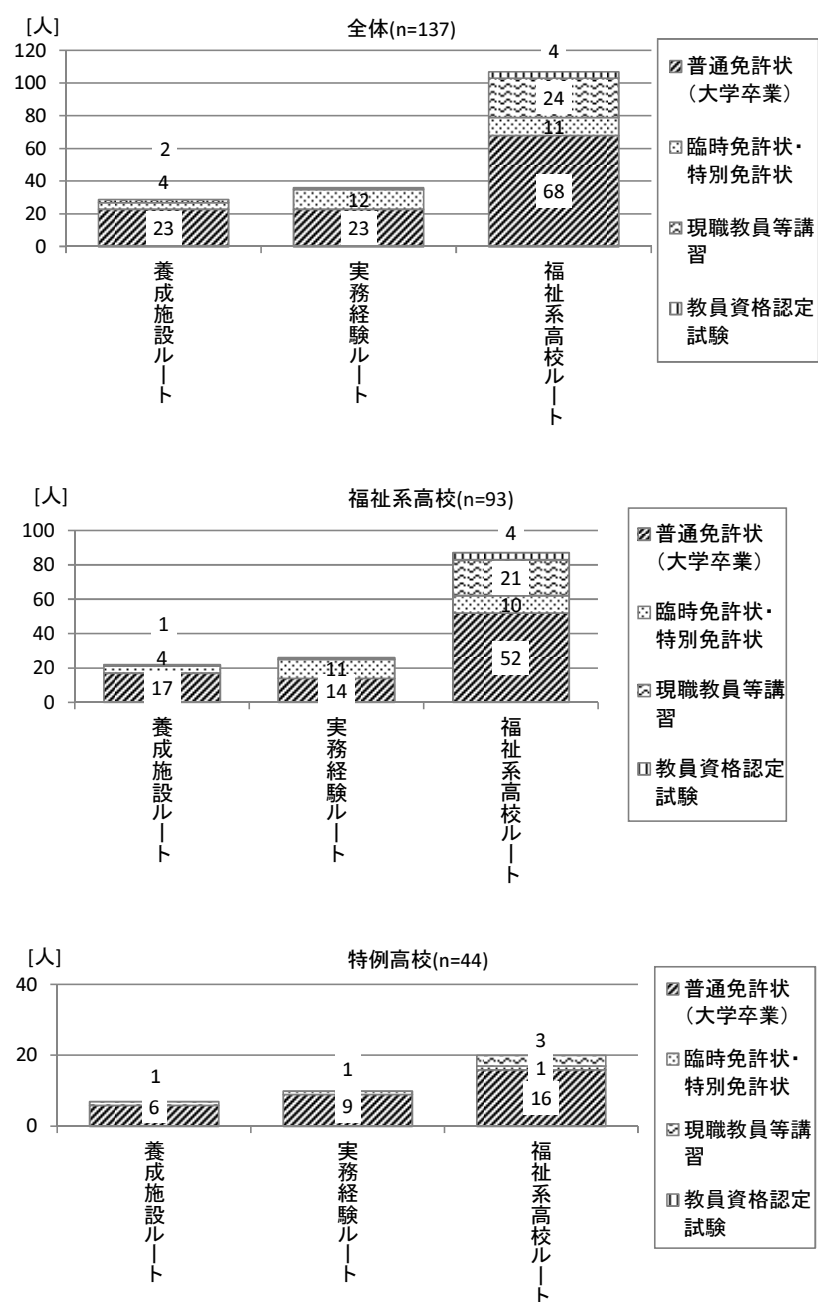


(4) 資格取得ルート

学校票における「福祉」教員免許状を有しかつ介護福祉士資格を取得している教員について、教員免許状の種類と資格取得ルートの状況をみる。

まず、資格取得ルートの大区分別にみると、福祉系高校・特例高校ともに福祉系高校ルートが最も多く、次いで実務経験ルート、養成施設ルートの順となっている。なかでも、福祉系高校での介護福祉士資格の取得と普通教員免許状との組み合わせが最も多く、福祉系高校の教員で52人、特例高校の教員で16人、合計68人(全体に占める割合49.6%)となっている(図表Ⅲ-23)。

図表 Ⅲ-23 資格取得ルート別の教員免許状の状況(大区分)【学校票】

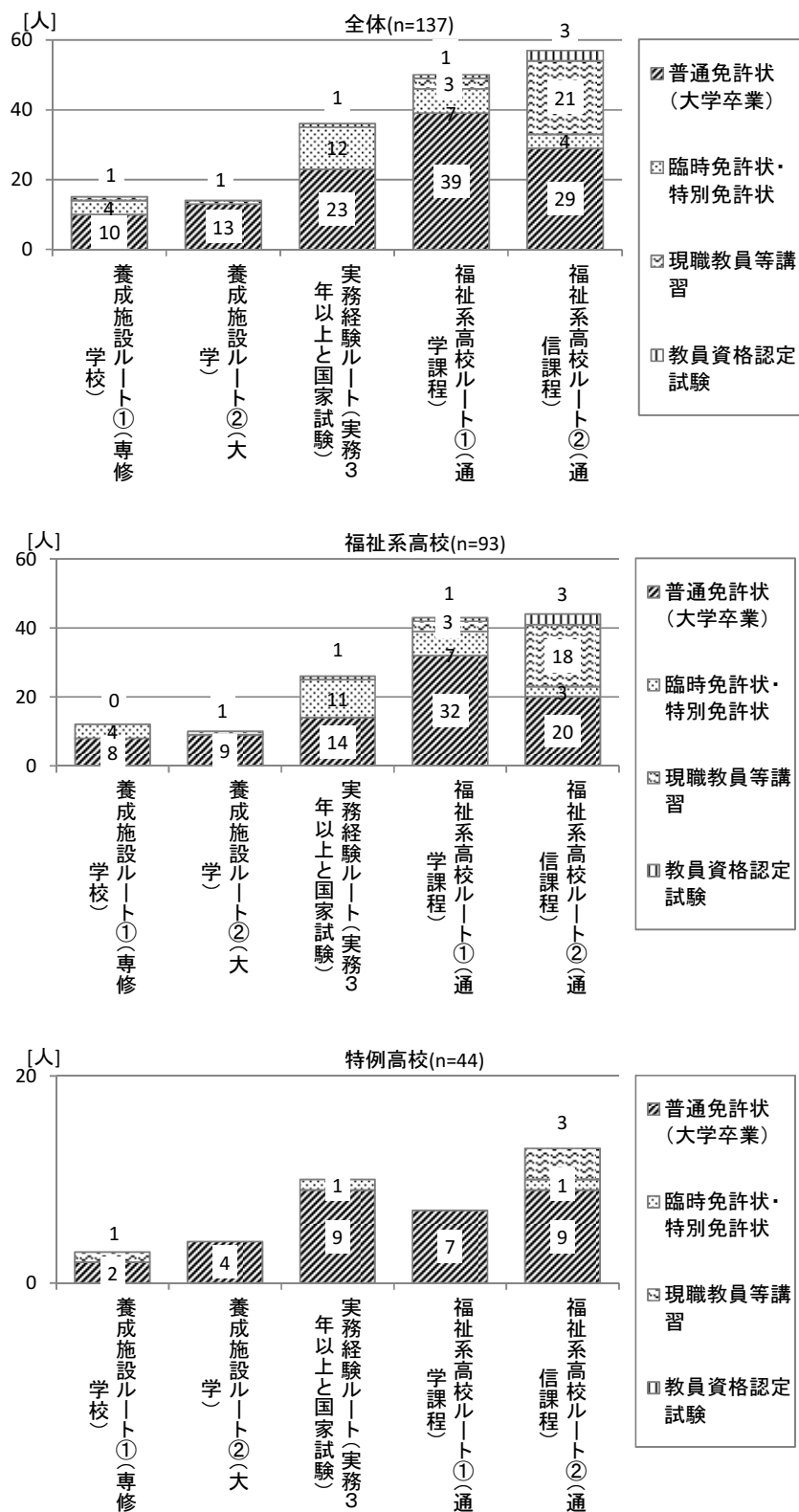


つぎに、資格取得ルートを細分化してみると、福祉系高校では「福祉系高校ルート①(通学課程)」と「普通免許状」の組み合わせが最も多く 32 人、次いで「福祉系高校ルート②(通信課程)」と「普通免許状」の組み合わせが 20 人となっている。

特例高校では、「福祉系高校ルート②(通信課程)」と「普通免許状」の組み合わせ、および「実務経験ルート」と「普通免許状」の組み合わせがいずれも 9 人、次いで「福祉系高校ルート①(通学課程)」と「普通免許状」の組み合わせが 7 人となっている。

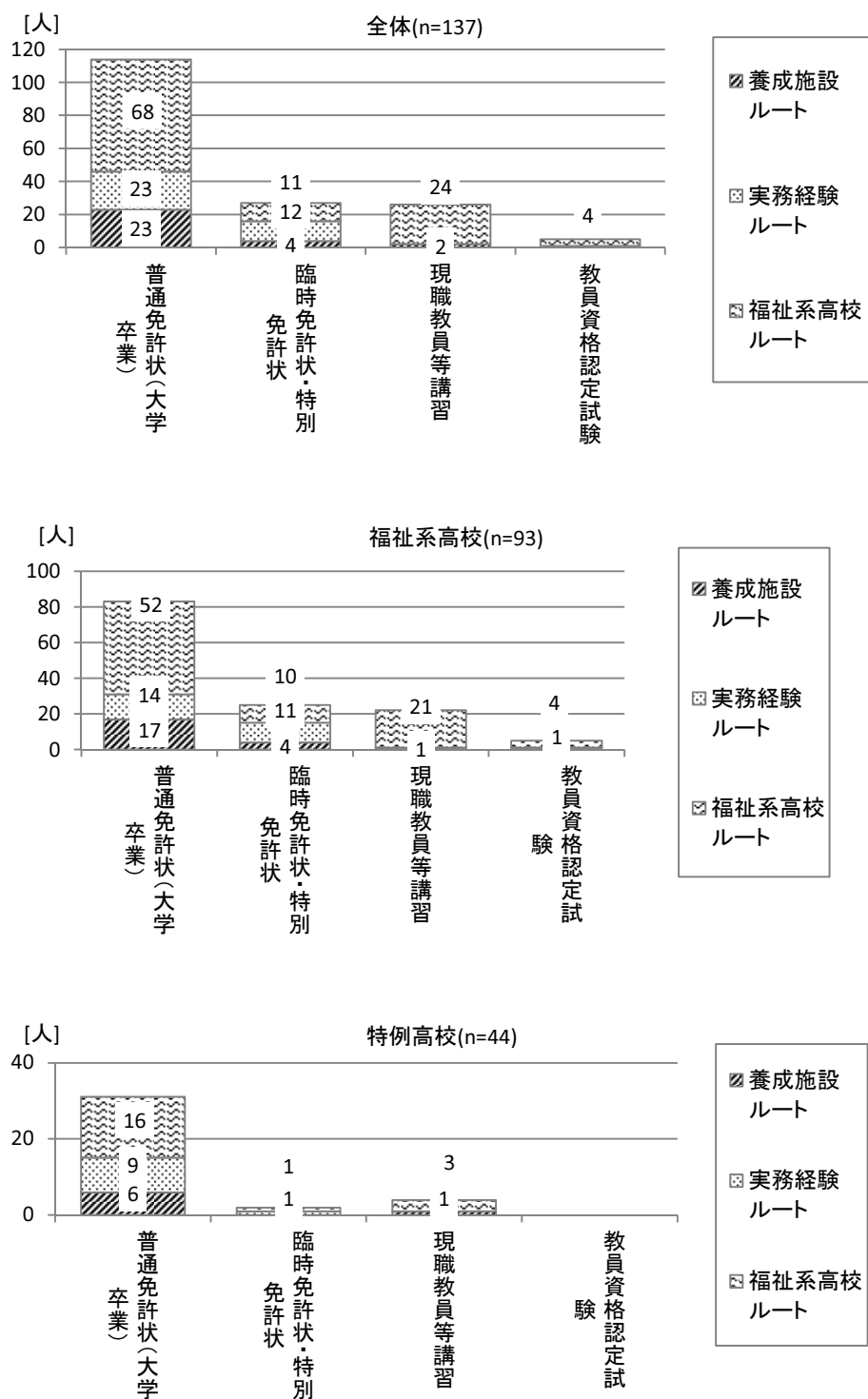
「養成施設ルート②(大学)」と「普通免許状」の組み合わせは、全体で 13 人にとどまっている(図表Ⅲ-24)。

図表 III-24 資格取得ルート別の教員免許状の状況【学校票】



さらに、教員免許状別の資格取得ルートの状況についてみると、「普通免許状(大学卒業)」が最も多く、福祉系高校では 83 人、特例高校では 31 人となっている(図表Ⅲ-25)。

図表 Ⅲ-25 教員免許状別の資格取得ルートの状況【学校票】



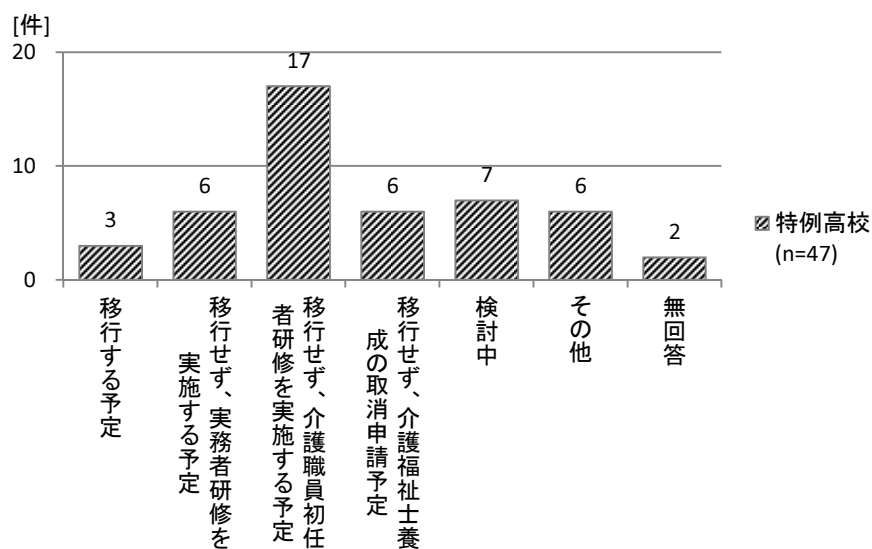
3. 特例高校の状況

(1) 福祉系高校への移行予定

特例高校に福祉系高校への移行予定について尋ねたところ、「移行する予定」は 3 件、「移行しない予定」は 29 件（「介護初任者研修を実施する予定」が 17 件、「実務者研修を実施する予定」が 6 件、「介護福祉士養成の取消申請予定」が 6 件）で、検討中が 7 件であった（図表Ⅲ-26）。

このうち、移行予定の特例高校 3 件はいずれも平成 26 年度からの移行を予定しており、理由としては「近隣地域に介護福祉士養成施設がない」が 2 件、「介護福祉人材の養成の必要性に対応する」が 1 件であった（図表Ⅲ-27）。

図表 Ⅲ-26 福祉系高校への移行予定【学校票】



「その他」の具体的な内容

- ・現2年次が福祉系高等学校である
- ・実務者研修、介護職員初任者研修の両方実施予定
- ・専門学科への移行あるいは、実務者研修、介護職員初任者研修等の実施を含めて検討中
- ・平成26年度から募集停止

図表 Ⅲ-27 移行予定がある特例高校の状況【学校票】

	移行予定	予定時期		方向性決定要因	
特例高校 (n=47)	3 件	平成 26 年度	3 件	近隣地域に介護福祉士の養成校が他にな いたため	2 件
				高齢社会の進展等に伴い、介護福祉士等 の福祉に関する人材の養成の必要性に対 応するため	1 件

(2) 福祉系高校へ移行しない予定または検討中の特例高校の状況

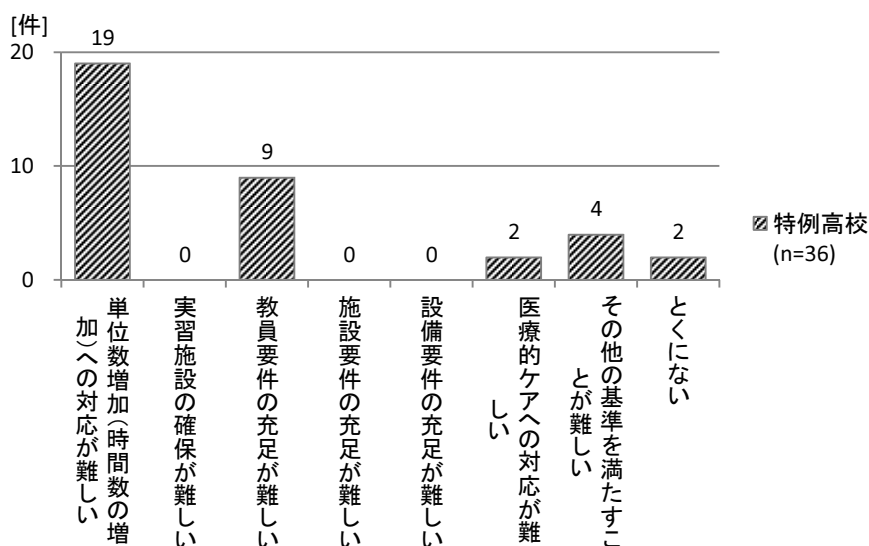
特例高校のうち福祉系高校に移行しない予定または検討中の 36 校について、その理由を尋ねたところ、福祉系高校の基準に関する状況については、「単位数(時間数)増加への対応が難しい」が 19 件で最も多く、次いで「教員要件の充足が難しい」で 9 件となっている(図表Ⅲ-28)。

地域に関する状況については、「学生数が減少するなど介護福祉士養成課程の定員確保が難しい」が 9 件で多くなっているが、「とくにない」が 22 件で最も多い(図表Ⅲ-29)。

高校に関する状況については、「総合学科に移行予定」が 6 件で多くなっているが、「特にない」が 23 件で最も多い。「総合学科に移行する予定」の 4 件については、4 件とも「福祉分野に移行予定」という回答であった(図表Ⅲ-30)。

地域や高校の状況については「とくにない」が一定数あることから、特例高校では、特に福祉系高校の基準を満たすことが難しいととらえている様子が見えてくる。

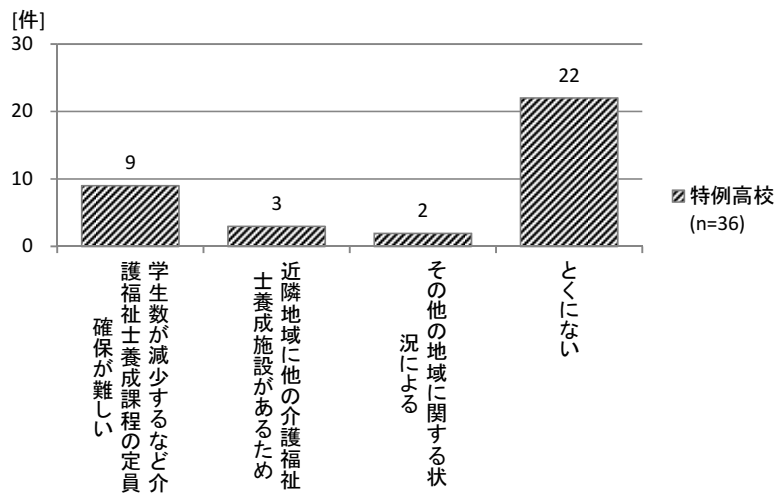
図表 Ⅲ-28 福祉系高校の基準に関する状況【学校票】



「その他の基準」の具体的内容

- ・高等専修学校との技能連携のため移行ができない
- ・本校は全日制3年の高等教育を実施しているにもかかわらず、技能連携校である高等学校が通信制であるため指定校になれない
- ・規定により通信課程しか設置することができない
- ・県の方針が示されていない

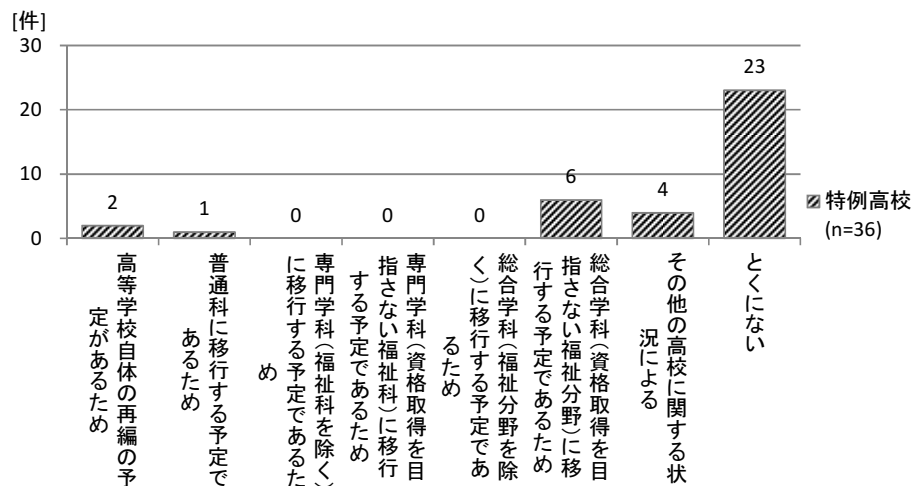
図表 III-29 地域に関する状況【学校票】



「その他の地域に関する状況」の具体的内容

- ・同地域に福祉系高校があるため
- ・福祉系高等学校はあるが、進学者が多く介護現場に行かない者が多い。高等専修学校の方が介護現場への就職者数が多く地域に貢献している。

図表 III-30 高校自体に関する状況【学校票】



「その他の高校に関する状況」の具体的内容

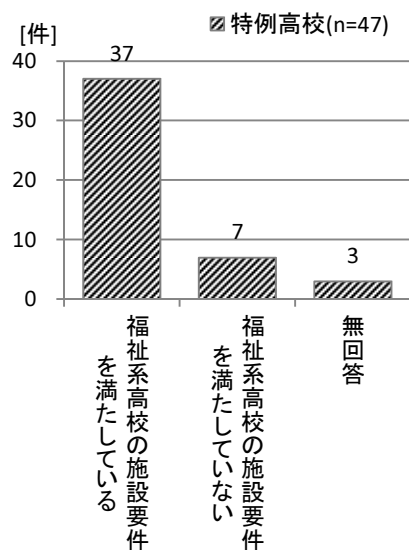
- ・総合学科であるため、カリキュラム上でも移行するのは難しい。
- ・家庭に関する学科であり、家庭科目の単位数の基準があるため福祉科目を増単できない。
- ・県の方針がはっきりしないため。

(3) 設置要件の充足状況

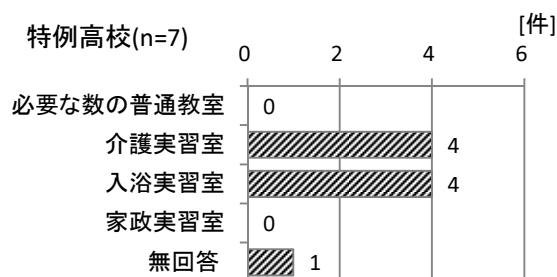
施設要件の充足状況についてたずねたところ、「福祉系高校の施設要件を満たしている」が 37 件、「福祉系高校の施設要件を満たしていない」が 7 件であった(図表Ⅲ-31)。

充足していない具体的な施設要件は、「介護実習室」と「入浴実習室」が 4 件ずつであった(図表Ⅲ-32)。

図表 Ⅲ-31 施設要件の充足状況【学校票】



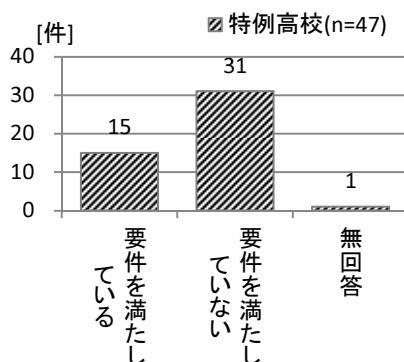
図表 Ⅲ-32 充足していない施設要件(複数回答)【学校票】



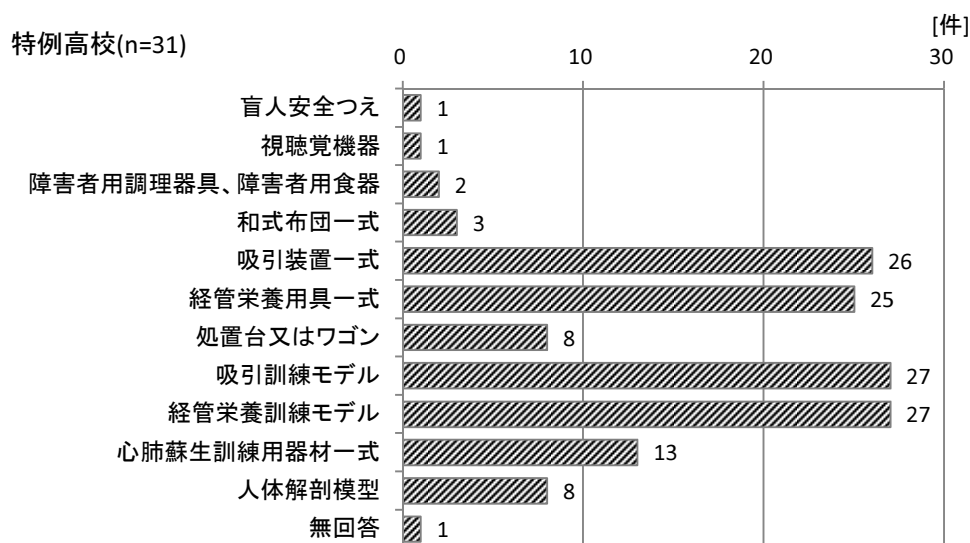
教育上必要な機械器具及び模型の要件の充足状況については、「要件を満たしている」が 15 件、「要件を満たしていない」が 31 件であった(図表Ⅲ-33)。

充足していない具体的な要件は、「吸引訓練モデル」と「経管栄養訓練モデル」が各 27 件、「吸引装置一式」が26 件、「経管栄養用具一式」が25 件と多くなっており、医療的ケアに関連する機械器具やモデルの要件が充足できていない特例高校が多いといえる(図表Ⅲ-34)。

図表 Ⅲ-33 教育上必要な器具等の要件の充足状況【学校票】



図表 Ⅲ-34 充足していない器具等の要件(複数回答)【学校票】



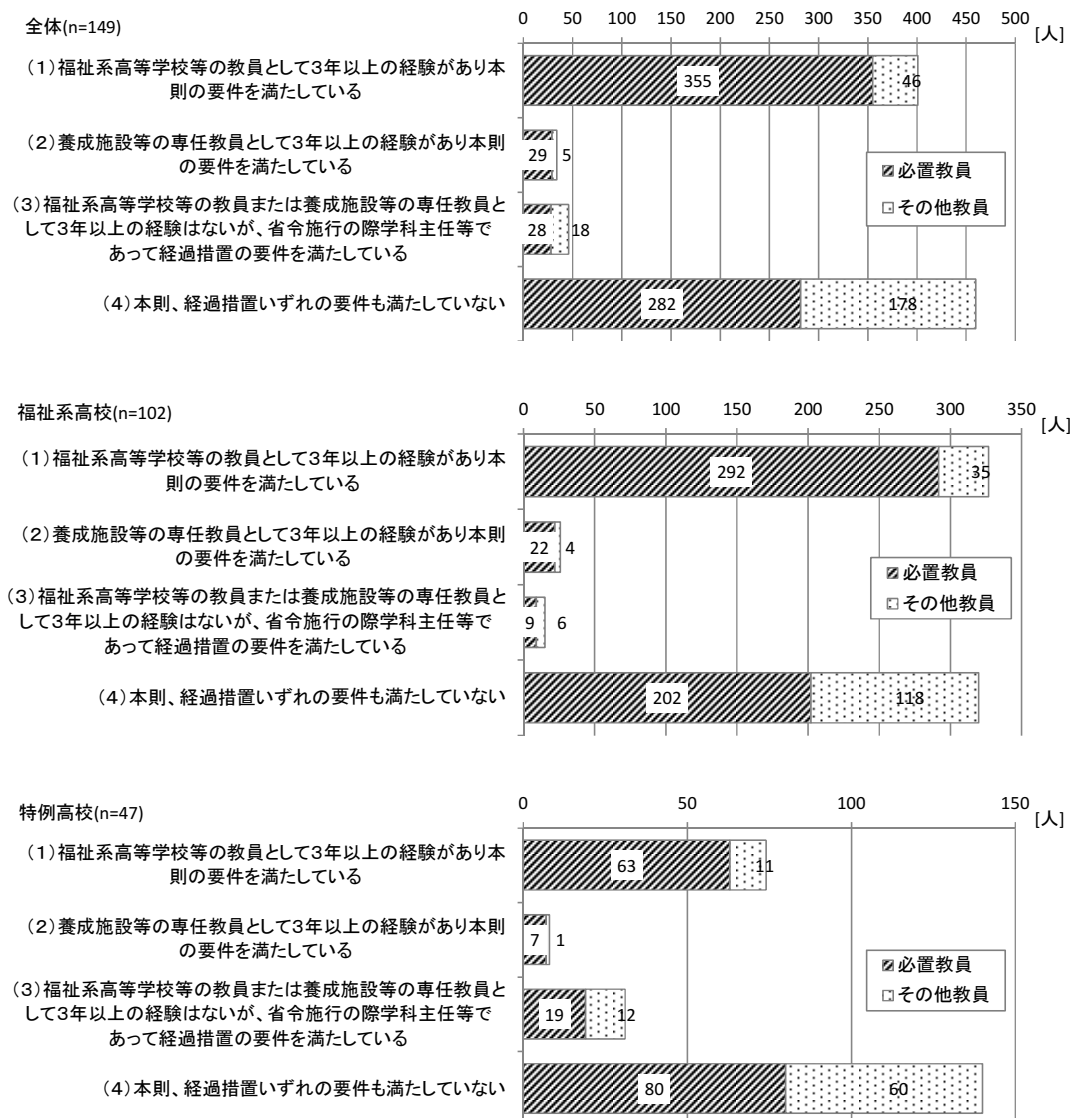
4. 教科福祉の教務に関する主任者の要件について

(1) 教科福祉の教務主任者要件の状況

教科「福祉」の教務に関する主任者（指定規則第8条第3号）について、必置教員・その他教員別に教員要件の充足状況をたずねたところ、必置教員では「福祉系高等学校等の教員として3年以上の経験があり本則の要件を満たしている」が最も多く全体で355人、次いで「本則、経過措置いずれの要件も満たしていない」が282人となっている。その他教員では、逆に「本則、経過措置いずれの要件も満たしていない」が最も多く全体で178人、次いで「福祉系高等学校等の教員として3年以上の経験があり本則の要件を満たしている」が46人となっている。

福祉系高校では「福祉系高等学校等の教員として3年以上の経験があり本則の要件を満たしている」が最も多くなっているが、特例高校では「本則、経過措置いずれの要件も満たしていない」が最も多くなっている（図表Ⅲ-35）。

図表 Ⅲ-35 「福祉」教務主任者要件の状況【学校票】



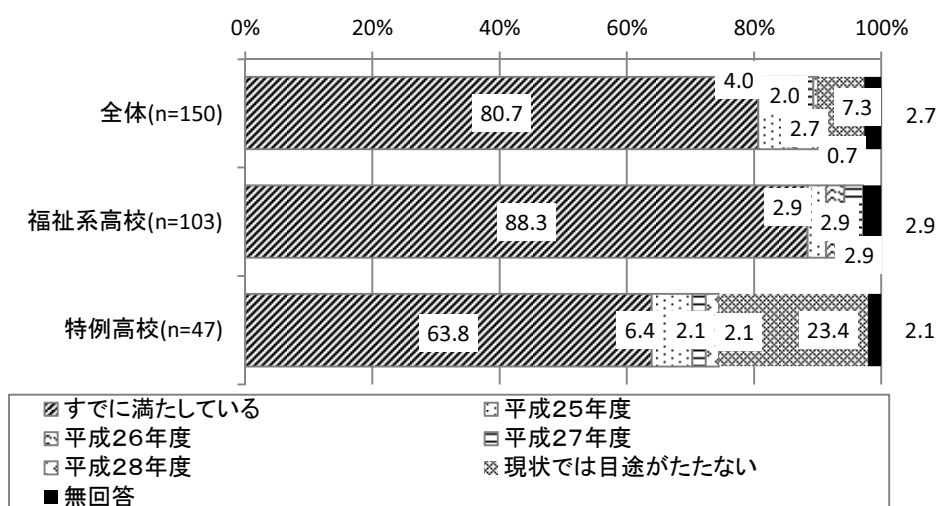
(2) 教科福祉の教務主任者要件充足者の配置見込み

教科「福祉」の教務に関する主任者の教員要件について、本則の要件を満たす者を配置できる見込みについてたずねたところ、「すでに満たしている」が全体で 80.7% (121 件)、「平成 25～28 年度」が 9.4% (14 件)となっている一方で、「現状では目途がたたない」が 7.3% (11 件)となっている。

福祉系高校・特例高校別にみると、福祉系高校では「すでに満たしている」の割合が 88.3% (91 件)と高く、特例高校では「現状では目途がたたない」の割合が 23.4% (11 件)と高い(図表Ⅲ-36)。

教科「福祉」の教務に関する主任者の教員要件の充足状況(図表Ⅲ-35)では「本則・経過措置いずれの要件も満たしていない」とする回答が全体で必置教員 282 人、その他教員 178 人となっていたが、ここでは8割の学校が「教員要件充足者をすでに配置している」としていることから、どの学校においても、少なくとも 1 人については本則の要件を充足する者の配置ができていますが、その他の教員については本則も経過措置も充足していない状況がうかがえる。

図表 Ⅲ-36 「福祉」教務主任者要件充足者の配置見込み【学校票】



5. 介護過程等を教授する教員の要件について

(1) 介護過程等を教授する教員要件の状況

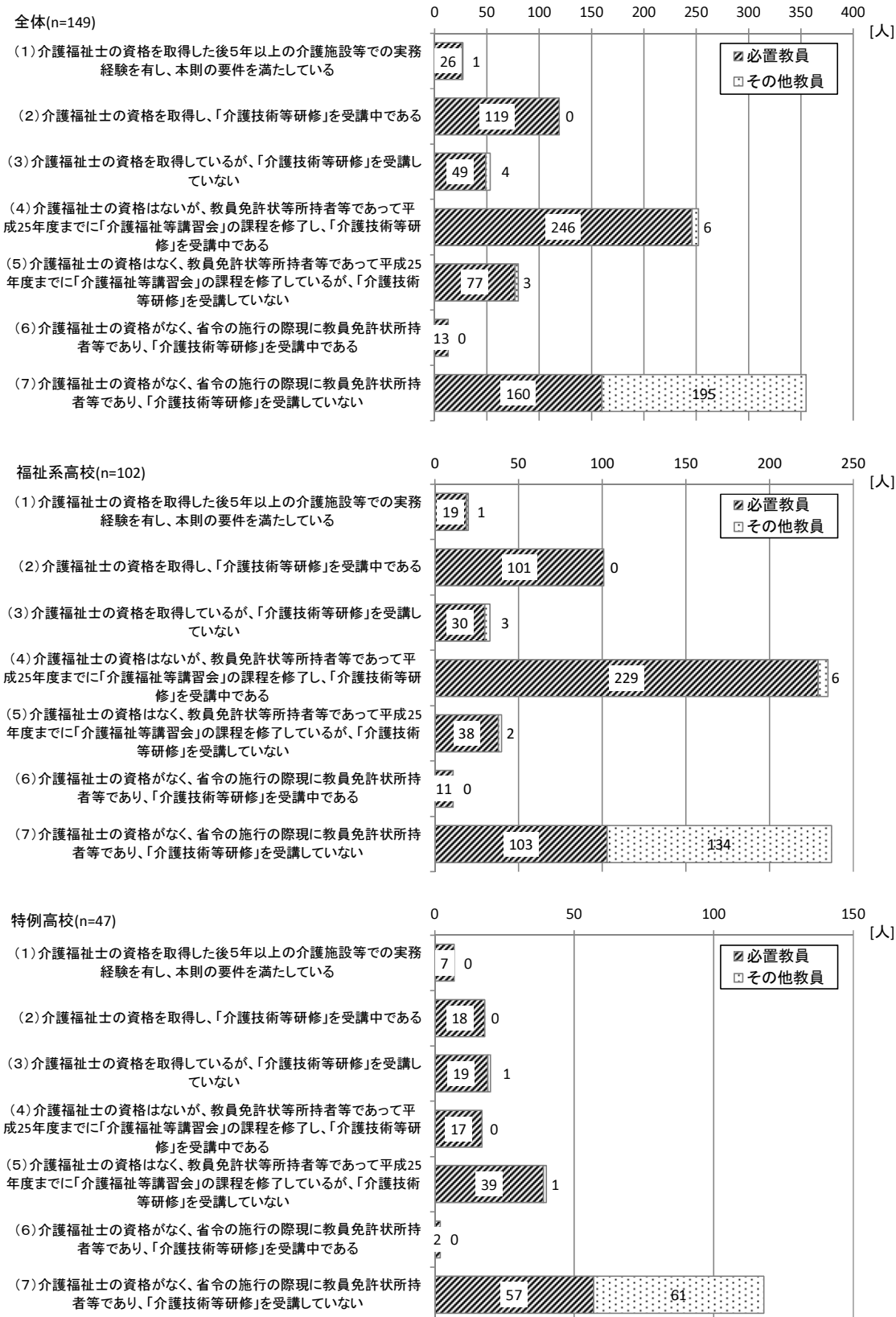
介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習又は介護実習(以下「介護過程等」という。)を教授する教員のうち1人(指定規則第8条第4号)について、必置教員・その他教員別の教員要件の充足状況をみる。

必置教員では、「介護福祉士の資格はないが、教員免許状等所持者等であって平成25年度までに『介護福祉等講習会』の課程を修了し、『介護技術等研修』を受講中である」が最も多く全体で246人(必置教員全体に占める割合34.6%)、次いで「介護福祉士の資格がなく、省令の施行の際(平成21年4月1日)現に教員免許状所持者等(平成25年度まで)であり、『介護技術等研修』を受講していない」が160人(同22.5%)となっている。その他教員では、「介護福祉士の資格がなく、省令の施行の際(平成21年4月1日)現に教員免許状所持者等(平成25年度まで)であり、『介護技術等研修』を受講していない」がほとんどを占めていて全体で195人(その他教員全体に占める割合93.3%)となっている。

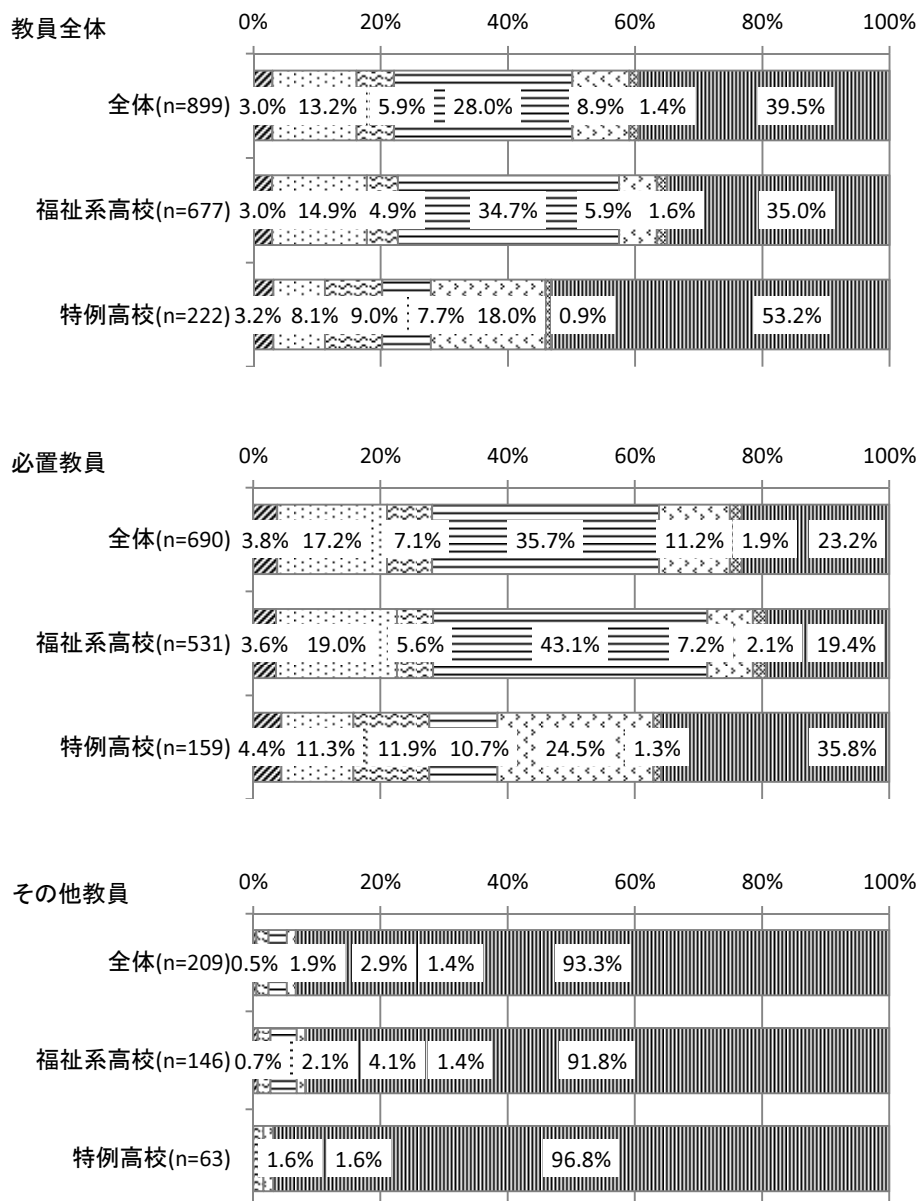
福祉系高校・特例高校別にみると、福祉系高校では「介護福祉士の資格はないが、教員免許状等所持者等であって平成25年度までに『介護福祉等講習会』の課程を修了し、『介護技術等研修』を受講中である」が最も多く、必置教員229人(福祉系高校の必置教員に占める割合43.1%)、その他教員6人(福祉系高校のその他教員に占める割合4.1%)、合計235人(福祉系高校の教員全体に占める割合34.7%)となっている。次いで、「介護福祉士の資格がなく、省令の施行の際(平成21年4月1日)現に教員免許状所持者等(平成25年度まで)であり、『介護技術等研修』を受講していない」が、必置教員103人(福祉系高校の必置教員に占める割合19.4%)、その他教員134人(福祉系高校のその他教員に占める割合91.8%)、合計237人(福祉系高校の教員全体に占める割合35.0%)となっている。また、必置教員については、「介護福祉士の資格を取得し、『介護技術等研修』を受講中である」も101人(福祉系高校の必置教員に占める割合19.0%)と多い。

特例高校では、「介護福祉士の資格がなく、省令の施行の際(平成21年4月1日)現に教員免許状所持者等(平成25年度まで)であり、『介護技術等研修』を受講していない」が最も多く、必置教員57人(特例高校の必置教員に占める割合35.8%)、その他教員61人(特例高校のその他教員に占める割合96.8%)、合計118人(特例高校の教員全体に占める割合53.2%)となっている(図表Ⅲ-37、Ⅲ-38)。

図表 III-37 「介護過程等」教員要件の状況(福祉系高校・特例高校別)【学校票】



図表 III-38 「介護過程等」教員要件の状況(必置教員・その他教員別)【学校票】



- (1) 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の介護施設等での実務経験を有し、本則の要件を満たしている
- (2) 介護福祉士の資格を取得し、「介護技術等研修」を受講中である
- ▣ (3) 介護福祉士の資格を取得しているが、「介護技術等研修」を受講していない
- (4) 介護福祉士の資格はないが、教員免許状等所持者等であって平成25年度までに「介護福祉等講習会」の課程を修了し、「介護技術等研修」を受講中である
- ▣ (5) 介護福祉士の資格はなく、教員免許状等所持者等であって平成25年度までに「介護福祉等講習会」の課程を修了しているが、「介護技術等研修」を受講していない
- ▣ (6) 介護福祉士の資格がなく、省令の施行の際現に教員免許状所持者等であり、「介護技術等研修」を受講中である
- (7) 介護福祉士の資格がなく、省令の施行の際現に教員免許状所持者等であり、「介護技術等研修」を受講していない

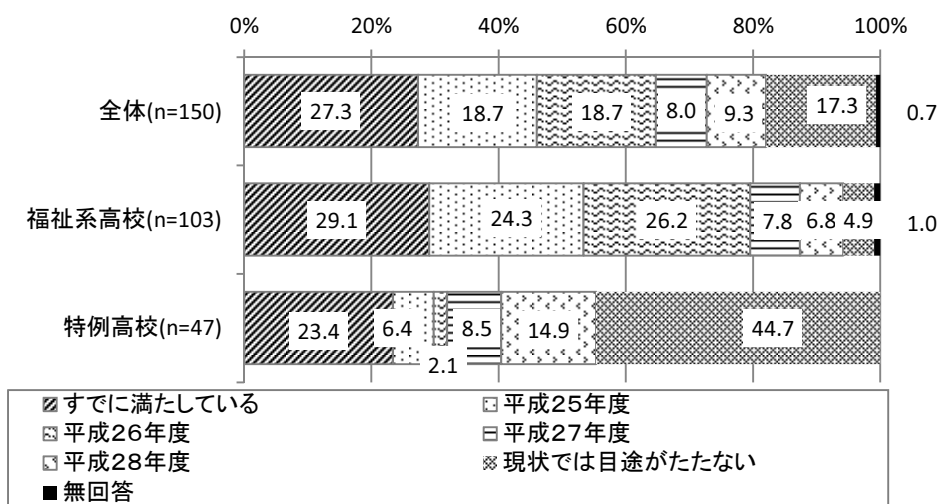
(2) 介護過程等を教授する教員要件充足者の配置見込み

介護過程等を教授する教員要件について、本則の要件を満たす者を配置できる見込みをみると、「すでに満たしている」が全体で27.3%(41件)、「平成25～28年度」が合計で54.7%(82件)となっている。一方で、「現状では目途がたたない」は17.3%(26件)となっている。

福祉系高校・特例高校別にみると、福祉系高校では「すでに満たしている」が29.1%(30件)と最も多く、特例高校では「現状では目途がたたない」が44.7%(21件)と最も多い(図表Ⅲ-39)。

介護過程等を教授する教員要件については、福祉系高校では「介護技術等研修」を受講して経過措置を満たす教員の配置をめざしており、特例高校では苦慮している様子が見えがえる。

図表 Ⅲ-39 「介護過程等」教員要件充足者の配置見込み【学校票】

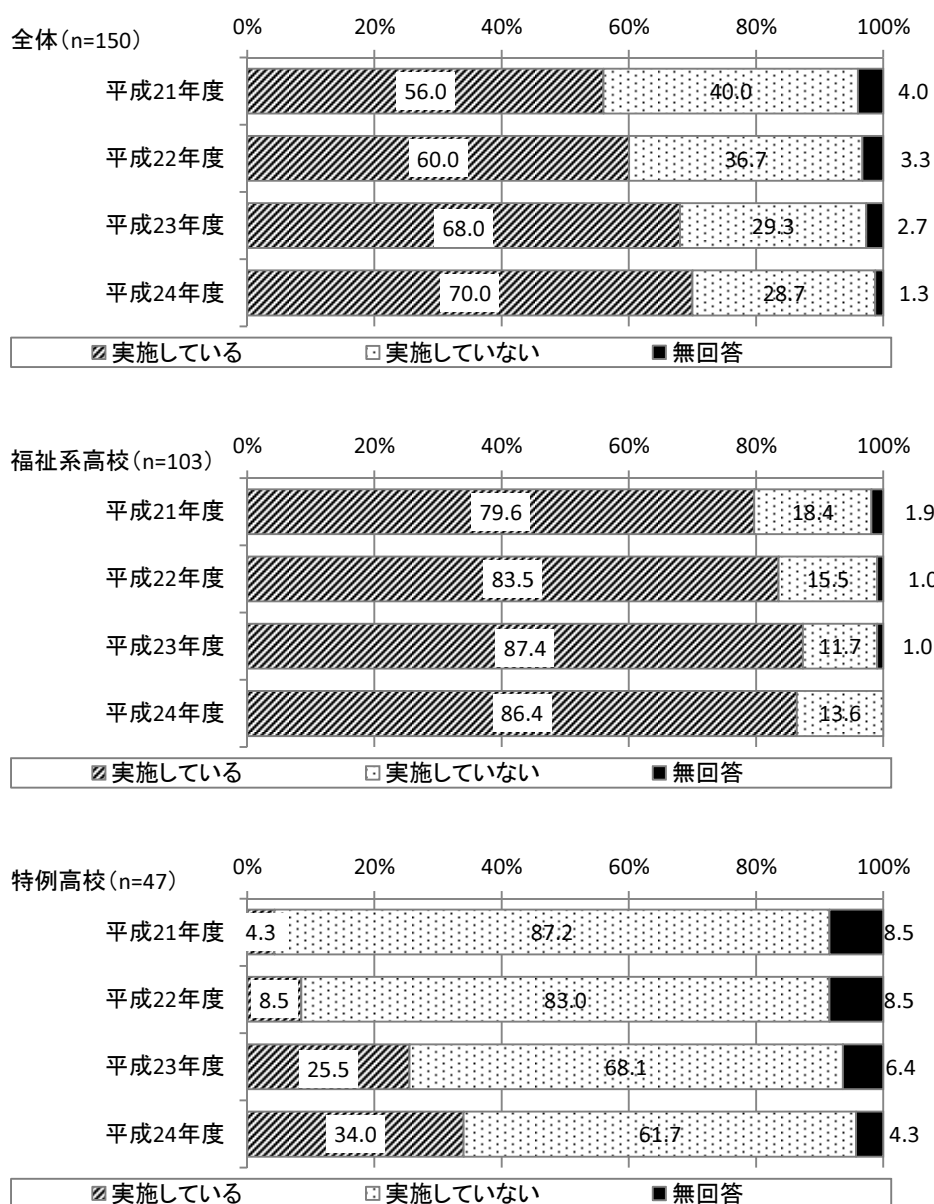


(3) 介護過程等を教授する教員要件の「介護技術等研修」の実施状況

介護過程等を教授する教員のうち1人の教員要件について、「介護技術等研修」の年度ごとの実施状況をみると、全体では平成21年度「実施している」が56.0%で、年を追うごとに「実施している」が増加し平成24年度には70.0%となっている。

福祉系高校では平成22年度以降は8割強(平成24年度は86.4%、89件)が実施しているのに対して、特例高校では平成21年度には「実施している」は4.3%(2件)に過ぎず、「実施していない」が87.2%(41件)であったが、年々実施校が増加し、平成24年度には34.0%(16件)が実施している(図表Ⅲ-40)。

図表 Ⅲ-40 介護過程等を教授する教員要件の「介護技術等研修」の実施状況【学校票】



介護過程等を教授する教員のうち1人の教員要件について、「介護技術等研修」の年度ごとの実施件数と平均人数をみると、福祉系高校では平成 22 年度以降は毎年 80 件程度で平均 2.8 人実施しているが、特例高校での実施件数は平成 21 年度の 2 件から 16 件に増加している一方で、実施人数平均は 3.0 人から 1.6 人に減少している(図表Ⅲ-41)。

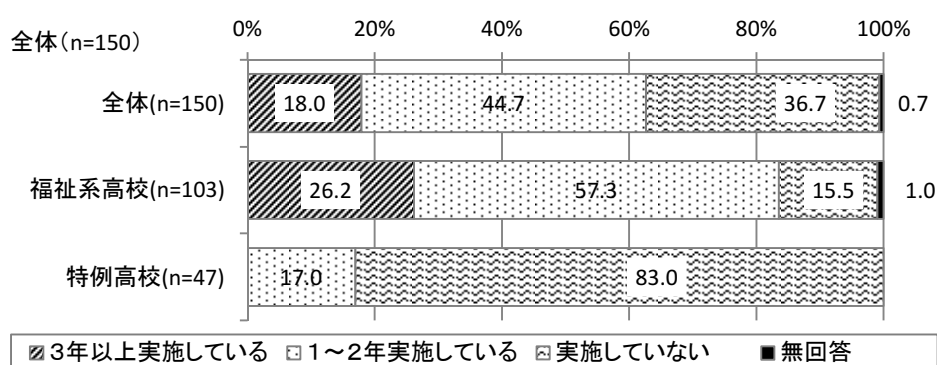
図表 Ⅲ-41 介護過程等を教授する教員要件の「介護技術等研修」の実施件数と人数【学校票】

	全体		福祉系高校		特例高校	
	実施件数 [件]	実施人数平均 [人]	実施件数 [件]	実施人数平均 [人]	実施件数 [件]	実施人数平均 [人]
平成 21 年度	84	2.2	82	2.2	2	3.0
平成 22 年度	90	2.8	86	2.8	4	2.0
平成 23 年度	102	2.7	90	2.8	12	1.9
平成 24 年度	105	2.6	89	2.8	16	1.6

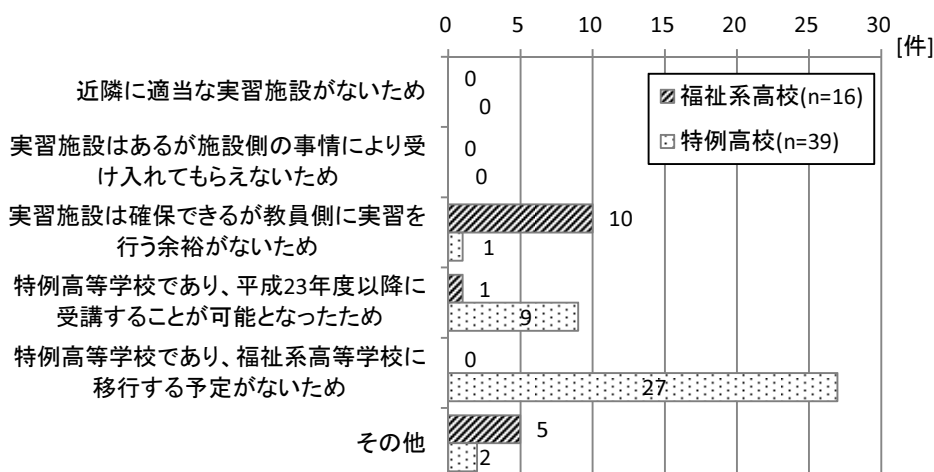
介護過程等を教授する教員のうち1人の教員要件について、5年間受講するとされている「介護技術等研修」のうち、3年以上受講することとしている「教員介護実習」の受講状況についてみると、福祉系高校では「3年以上実施している」が26.2% (27件)、「1～2年実施している」が57.3% (59件)となっており、83.5% (86件)が実施しているが、特例高校では3年以上実施している学校はなく、「1～2年実施している」が17.0% (8件)、「実施していない」が83.0% (39件)となっている(図表Ⅲ-42)。

実施していない理由としては、福祉系高校では「教員側に実習を行う余裕がない」が10件が多い(図表Ⅲ-43)。

図表 Ⅲ-42 「教員介護実習」の実施状況【学校票】



図表 Ⅲ-43 「教員介護実習」を実施していない理由【学校票】



「その他」の具体的内容

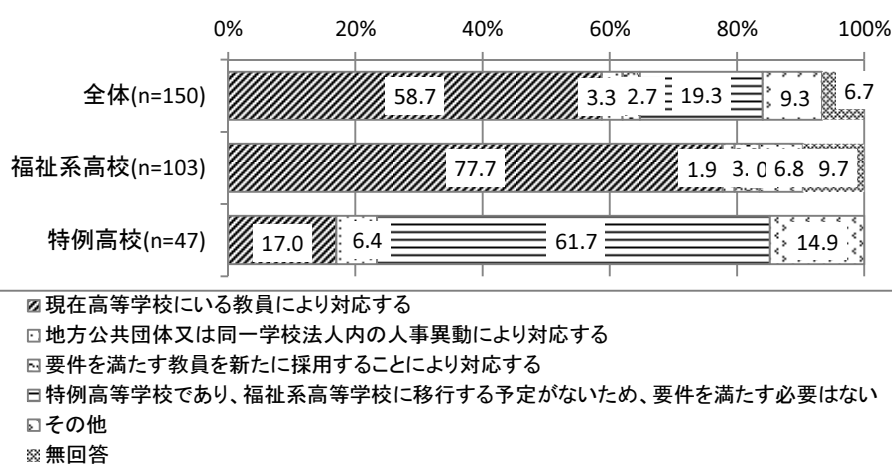
- ・平成24年度から開始で平成24年度は教員介護知識技能講習をうけたため
- ・担当者が介護福祉士資格及び5年以上の実務経験を有するため。
- ・平成24年度から介護福祉士養成の学生募集を停止したため

(4) 介護過程等を教授する教員要件充足者の確保の方針

介護過程等を担当する教員のうち1人の確保の方針をみると、福祉系高校では「現在高校にいる教員により対応する」が77.7%(80件)で最も多い(図表Ⅲ-44)。

福祉系高校では、「現在高校にいる教員により対応する」場合の介護福祉士の資格については、「介護福祉等講習会を修了させる」が最も多く、57件(上記80件に占める割合71.3%)、実務経験または研修修了については、「『介護技術等研修』を修了させる」が74件(同92.5%)となっている(図表Ⅲ-45、Ⅲ-46)。

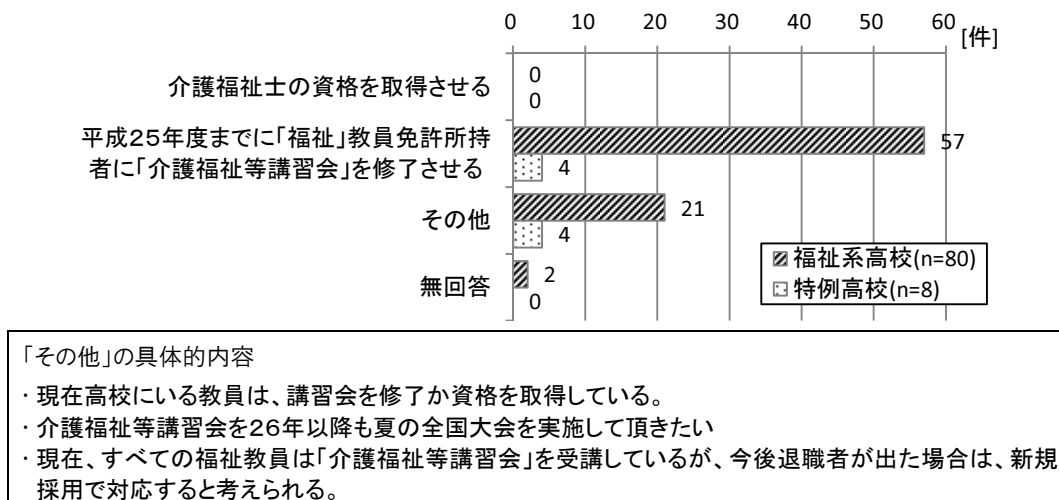
図表 Ⅲ-44 「介護過程等」教員要件充足者の確保の方針【学校票】



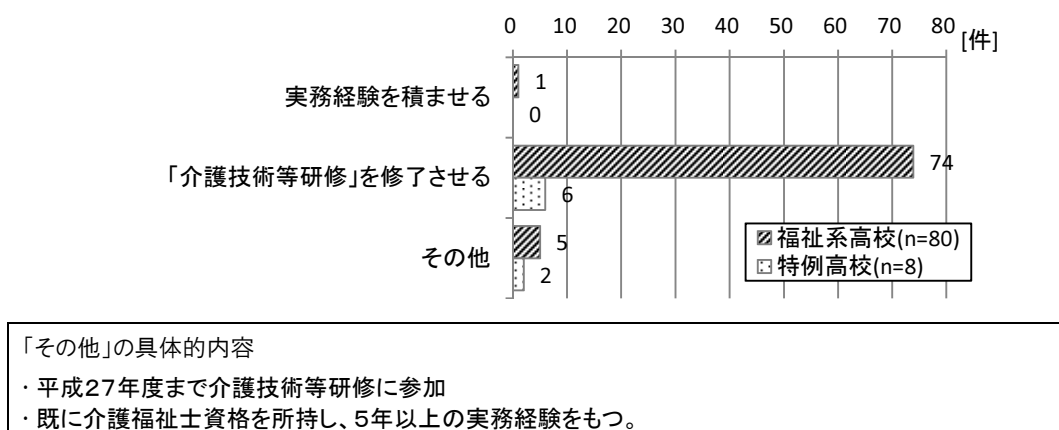
「その他」の具体的内容

- ・本校に限らず、本県福祉の教員は年度ごと介護福祉等研修に何名か受講させていただいています。その中で確保していく予定です。
- ・教育委員会の判断
- ・新たな職員を採用し講習、研修を受けさせる。
- ・平成24年度から介護福祉士養成の学生募集を停止したため必要ない

図表 III-45 現在高校にいる教員により対応する場合の介護福祉士の資格【学校票】



図表 III-46 現在高校にいる教員により対応する場合の実務経験または研修修了【学校票】



6. こころとからだの理解を教授する教員の要件について

(1) こころとからだの理解を教授する教員要件の状況

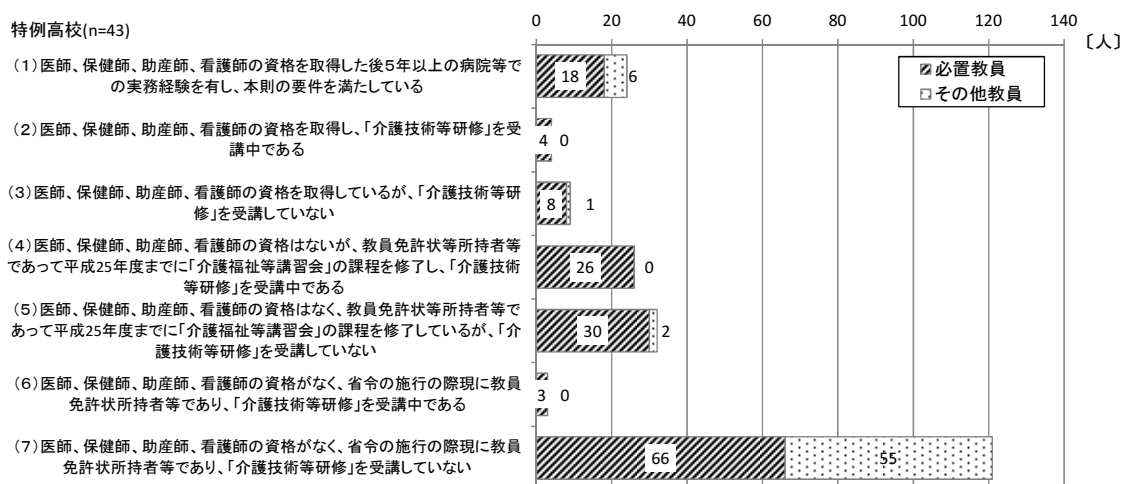
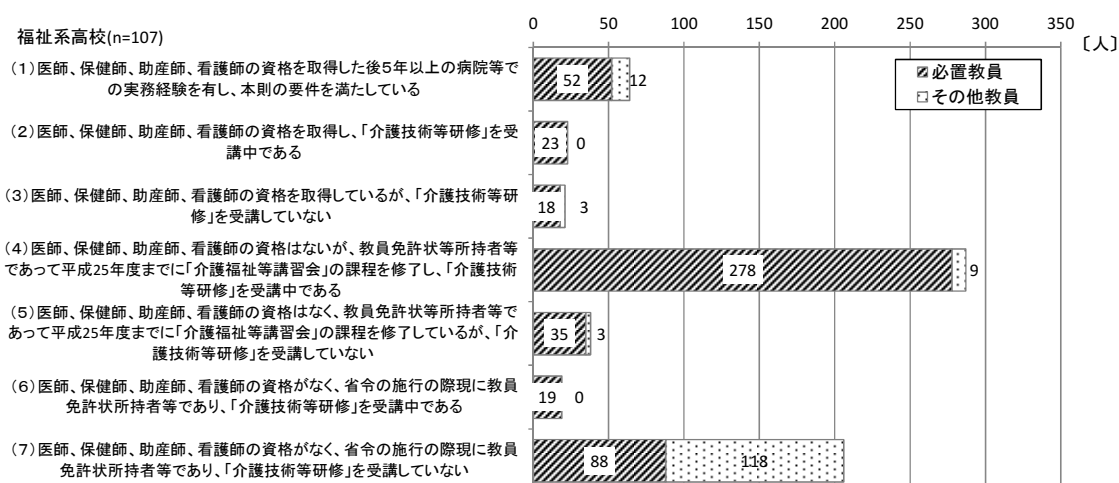
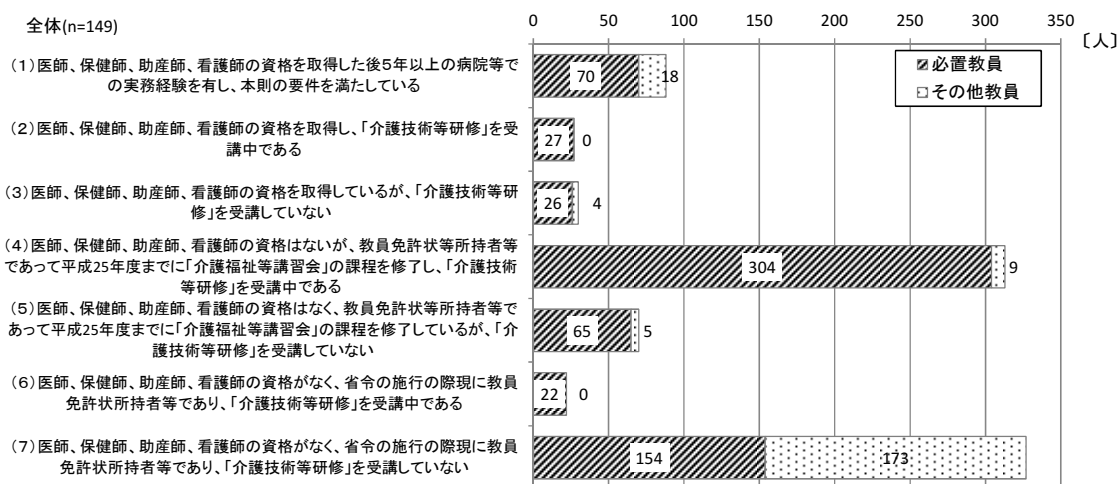
こころとからだの理解を教授する教員のうち 1 人(指定規則第 8 条第 5 号)について、教員要件の充足状況をみる。

必置教員では「医師、保健師、助産師、看護師の資格はないが、教員免許状等所持者等であって平成 25 年度までに『介護福祉等講習会』の課程を修了し、『介護技術等研修』を受講中である」が最も多く全体で 304 人(必置教員全体に占める割合 35.7%)、次いで「医師、保健師、助産師、看護師の資格がなく、省令の施行の際現に教員免許状所持者等であり、『介護技術等研修』を受講していない」が 154 人(同 23.2%)となっている。その他教員では、「医師、保健師、助産師、看護師の資格がなく、省令の施行の際現に教員免許状所持者等であり、『介護技術等研修』を受講していない」が多く、全体で 173 人(その他教員全体に占める割合 82.8%)となっている。

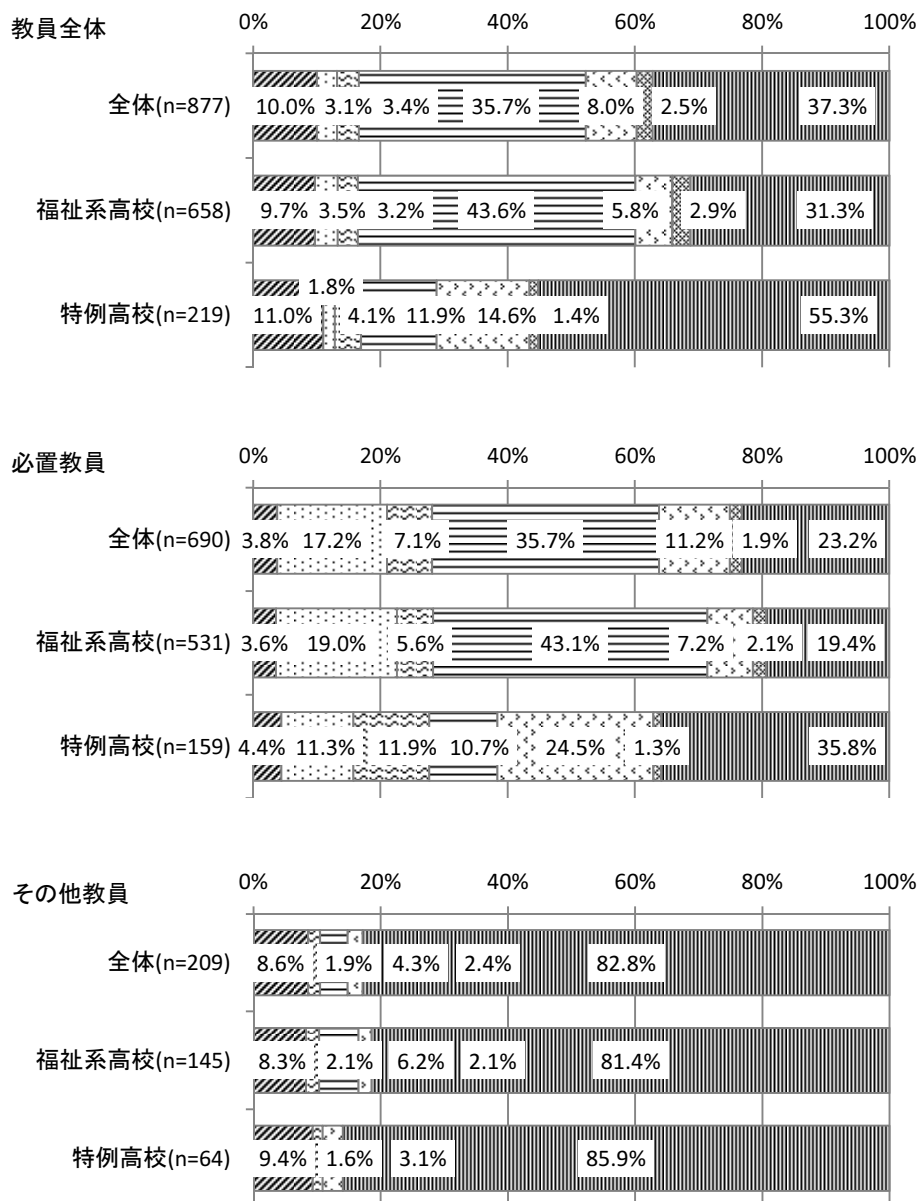
福祉系高校・特例高校別にみると、福祉系高校では「医師、保健師、助産師、看護師の資格はないが、教員免許状等所持者等であって平成 25 年度までに『介護福祉等講習会』の課程を修了し、『介護技術等研修』を受講中である」が最も多く、必置教員 278 人(福祉系高校の必置教員に占める割合 43.1%)、その他教員 9 人(福祉系高校のその他教員に占める割合 2.1%)、合計 287 人(福祉系高校の教員全体に占める割合 43.6%)となっている。次いで、「医師、保健師、助産師、看護師の資格がなく、省令の施行の際現に教員免許状所持者等であり、『介護技術等研修』を受講していない」が、必置教員 88 人(福祉系高校の必置教員に占める割合 19.4%)、その他教員 118 人(福祉系高校のその他教員に占める割合 81.4%)、全体で 206 人(福祉系高校の教員全体に占める割合 37.3%)となっている。

特例高校では、「医師、保健師、助産師、看護師の資格がなく、省令の施行の際現に教員免許状所持者等であり、『介護技術等研修』を受講していない」が最も多く、必置教員 66 人(特例高校の必置教員に占める割合 35.8%)、その他教員 55 人(特例高校のその他教員に占める割合 85.9%)、合計 121 人(特例高校の教員全体に占める割合 55.3%)となっている(図表Ⅲ-47、Ⅲ-48)。

図表 III-47 「こころとからだの理解」教員要件の状況(福祉系高校・特例高校別)【学校票】



図表 III-48 「こころとからだの理解」教員要件の状況(必置教員・その他教員別)【学校票】



- ☑ (1) 医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の病院等での実務経験を有し、本則の要件を満たしている
- ☑ (2) 医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得し、「介護技術等研修」を受講中である
- ☑ (3) 医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得しているが、「介護技術等研修」を受講していない
- ☐ (4) 医師、保健師、助産師、看護師の資格はないが、教員免許状等所持者等であって平成25年度までに「介護福祉等講習会」の課程を修了し、「介護技術等研修」を受講中である
- ☑ (5) 医師、保健師、助産師、看護師の資格はなく、教員免許状等所持者等であって平成25年度までに「介護福祉等講習会」の課程を修了しているが、「介護技術等研修」を受講していない
- ☒ (6) 医師、保健師、助産師、看護師の資格がなく、省令の施行の際現に教員免許状所持者等であり、「介護技術等研修」を受講中である
- ☒ (7) 医師、保健師、助産師、看護師の資格がなく、省令の施行の際現に教員免許状所持者等であり、「介護技術等研修」を受講していない

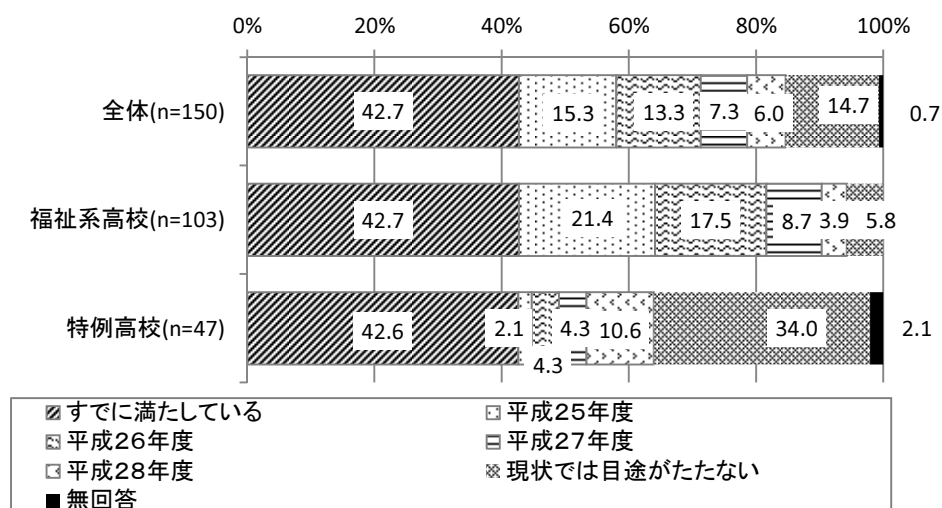
(2) こころとからだの理解を教授する教員要件充足者の配置見込み

こころとからだの理解を教授する教員のうち 1 人の教員要件について、本則の要件を満たす者の配置見込みをみると、全体では「すでに満たしている」が 42.7% (64 件)、「平成 25～28 年度」が合計で 42.0% (63 件)となっている。一方で、「現状では目途がたたない」が 14.7% (22 件)となっている。

福祉系高校・特例高校別でみると、「すでに満たしている」は福祉系高校で 42.7% (44 件)、特例高校で 42.6% (20 件)と割合にはあまり差がないが、「現状では目途がたたない」は特例高校が 34.0% (16 件)と多くなっている(図表Ⅲ-49)。

介護過程等を教授する教員要件についての充足者の配置見込み(図表Ⅲ-39)と比べると、全体的に配置見込みの割合が高くなっているのが特徴的である。

図表 Ⅲ-49 「こころとからだの理解」教員要件充足者の配置見込み【学校票】

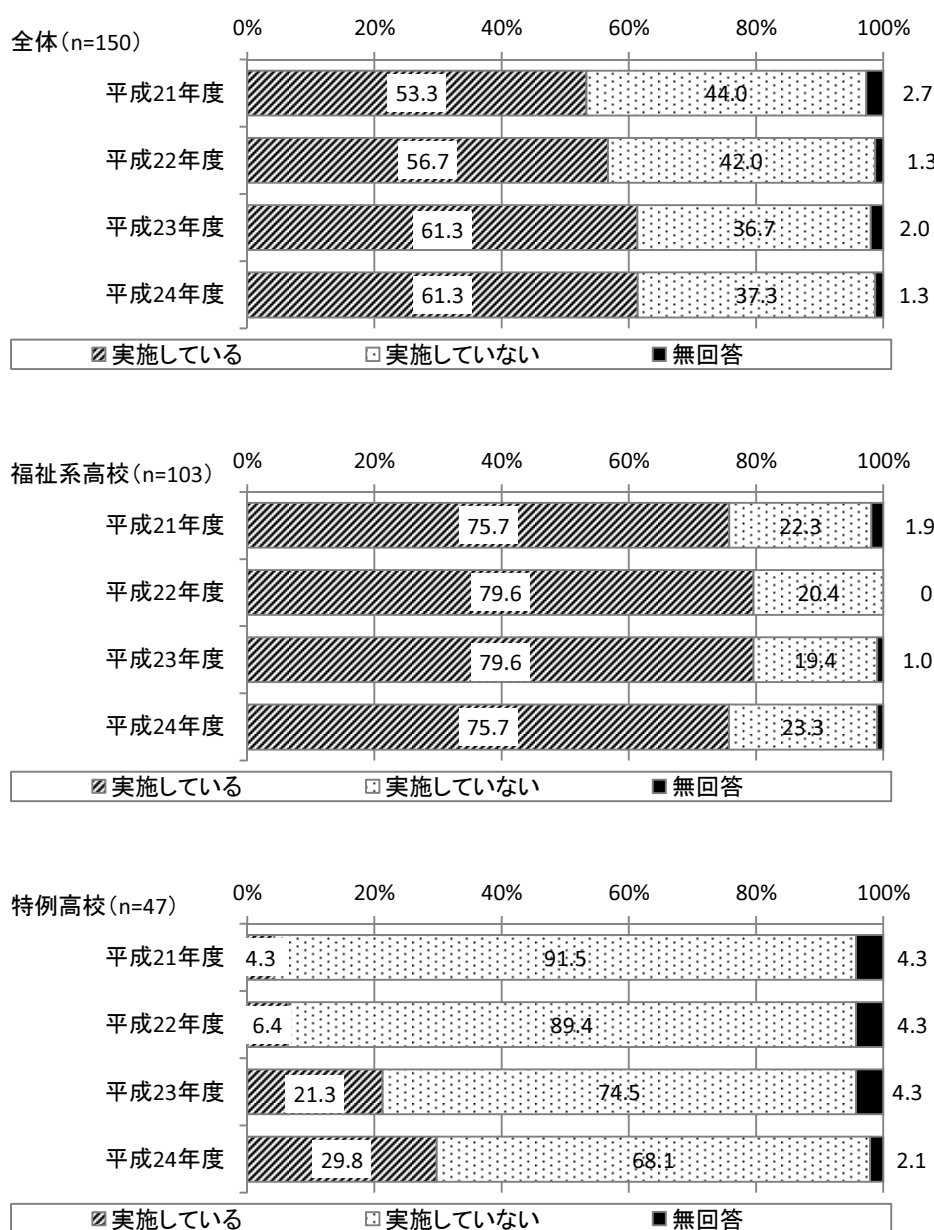


(3) ころとからだの理解を教授する教員要件の「介護技術等研修」の実施状況

ころとからだの理解を教授する教員のうち1人の教員要件について「介護技術等研修」の年度ごとの実施状況をみると、全体では、「実施している」のは平成 21 年度には 53.3% (80 件) で、年を追うごとに増加し、平成 24 年度には 61.3% (92 件) となっている。

福祉系高校では平成 22 年度以降は 8 割弱が実施 (平成 24 年度は 75.7%、78 件) しているのに対して、特例高校では平成 21 年度には「実施している」が 4.3% (2 件)、「実施していない」が 91.5% (43 件) であったが、年々実施校が増加し平成 24 年度には 29.8% (14 件) が実施している (図表Ⅲ-50)。

図表 Ⅲ-50 ころとからだの理解を教授する教員要件の「介護技術等研修」の実施状況【学校票】



こころとからだの理解を教授する教員のうち1人の教員要件について、「介護技術等研修」の年度ごとの実施件数と平均人数をみると、福祉系高校では毎年 80 件前後実施し、平成 23、24 年度は平均して 2.9 人実施している。特例高校での実施件数は平成 21 年度の 2 件から平成 24 年度には 14 件に増加している一方で、平均実施人数は 3.0 人から 1.6 人に減少している(図表Ⅲ-51)。

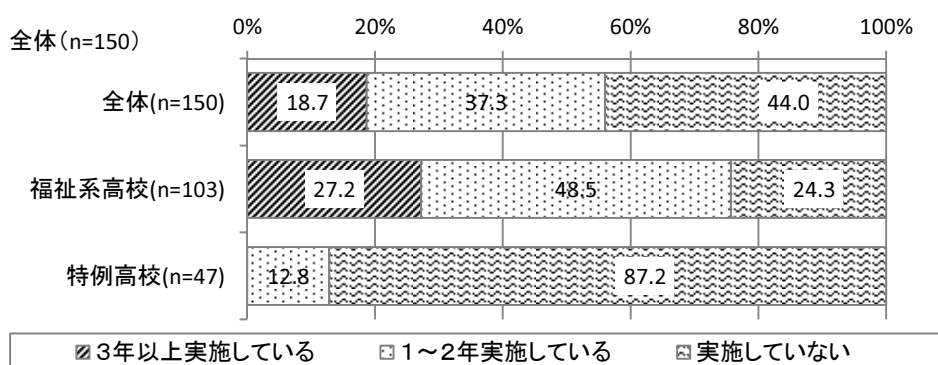
図表 Ⅲ-51 こころとからだの理解を教授する教員要件の「介護技術等研修」の実施件数と人数
【学校票】

	全体		福祉系高校		特例高校	
	実施件数 [件]	平均実施人数 [人]	実施件数 [件]	平均実施人数 [人]	実施件数 [件]	平均実施人数 [人]
平成 21 年度	80	2.2	78	2.2	2	3.0
平成 22 年度	85	2.7	82	2.7	3	2.3
平成 23 年度	92	2.8	82	2.9	10	2.1
平成 24 年度	92	2.7	78	2.9	14	1.6

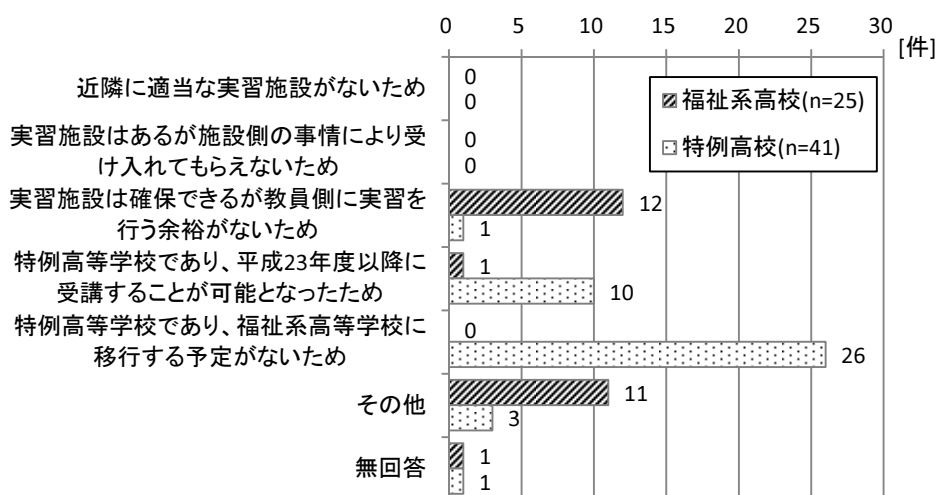
こころとからだの理解を教授する教員のうち1人の教員要件について、5年間受講するとされている「介護技術等研修」のうち、3年以上受講することとしている「教員介護実習」の受講状況についてみると、福祉系高校では75.7% (78 件) が実施しているが、特例高校では「3 年以上実施している」学校はなく、「1～2 年実施している」が12.8% (6 件) で、「実施していない」は87.2% (41 件) となっている(図表Ⅲ-52)。

実施していない理由としては、福祉系高校では「教員側に実習を行う余裕がない」が12 件(福祉系高校で実施していない25 件に占める割合48.0%)で多い(図表Ⅲ-53)。

図表 Ⅲ-52 「教員介護実習」の実施状況【学校票】



図表 Ⅲ-53 「教員介護実習」を実施していない理由【学校票】



「その他」の具体的内容

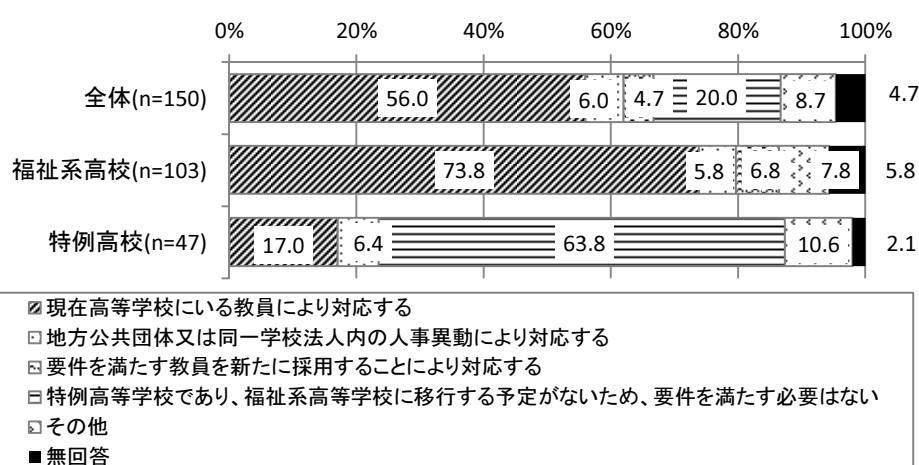
- ・介護福祉士資格をもっている教員が「介護福祉等講習会」を受講し、対応している。
- ・実務経験が5年以上あり、平成24年末に「福祉」の教員免許取得予定のため
- ・平成24年度から介護福祉士養成の学生募集を停止したため必要なし

(4) こころとからだの理解を教授する教員要件充足者の確保の方針

こころとからだの理解を担当する教員のうち1人の確保の方針をみると、福祉系高校では「現在高校にいる教員により対応する」が73.8%(76件)で最も多い(図表Ⅲ-54)。

「現在高校にいる教員により対応する」場合の看護師等の資格については、「介護福祉等講習会を修了させる」が最も多く福祉系高校で53件(上記76件に占める割合69.7%)、実務経験または研修修了については、『介護技術等研修』を修了させる」が63件(同82.9%)となっている(図表Ⅲ-55、Ⅲ-56)。

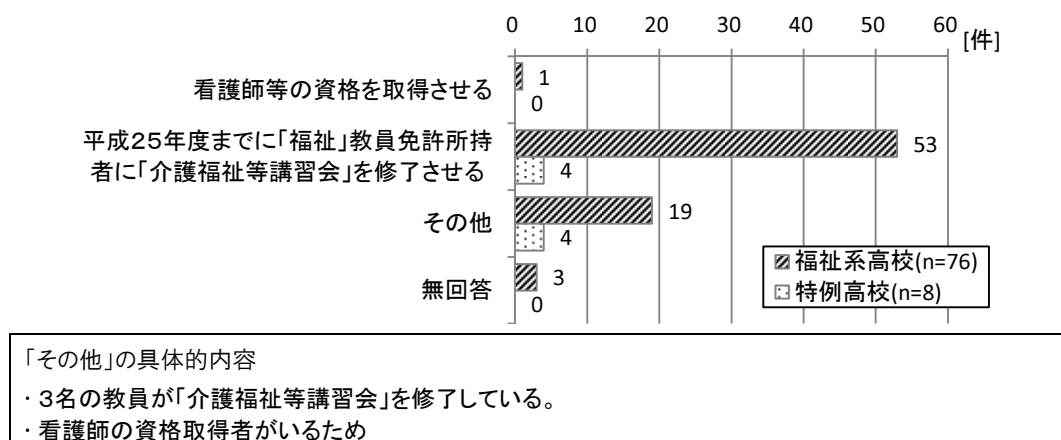
図表 Ⅲ-54 「こころとからだの理解」教員要件充足者の確保の方針【学校票】



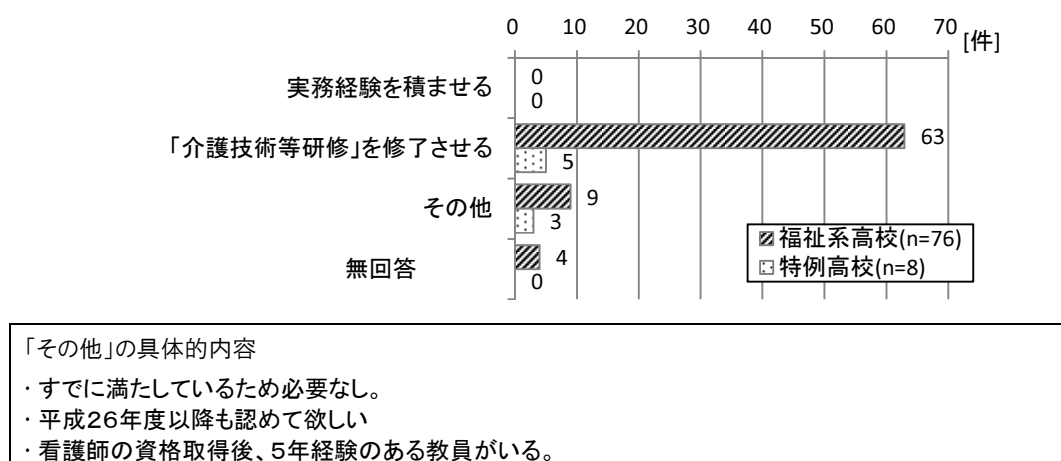
「その他」の具体的内容

- ・ 特別非常勤講師制度を活用
- ・ 新たな職員を採用し、講習、研修を受けさせる。
- ・ 県教育委員会の人事決定による

図表 III-55 現在高校にいる教員により対応する場合の看護師等の資格【学校票】



図表 III-56 現在高校にいる教員により対応する場合の実務経験または研修修了【学校票】

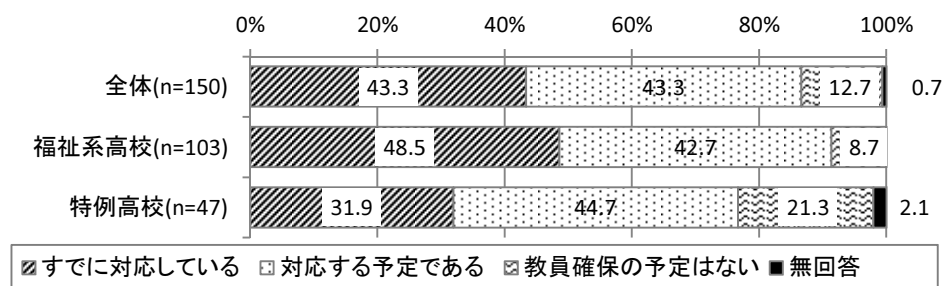


7. 医療的ケアを教授する教員の要件について

(1) 医療的ケアを教授する教員要件充足者の配置状況

「医療的ケア」を担当する教員について配置状況をみると、全体で「すでに対応している」は43.3%(65 件)、「対応する予定である」も43.3%(65 件)となっている。(図表Ⅲ-57)。

図表 Ⅲ-57 「医療的ケア」教員要件充足者の配置見込み【学校票】

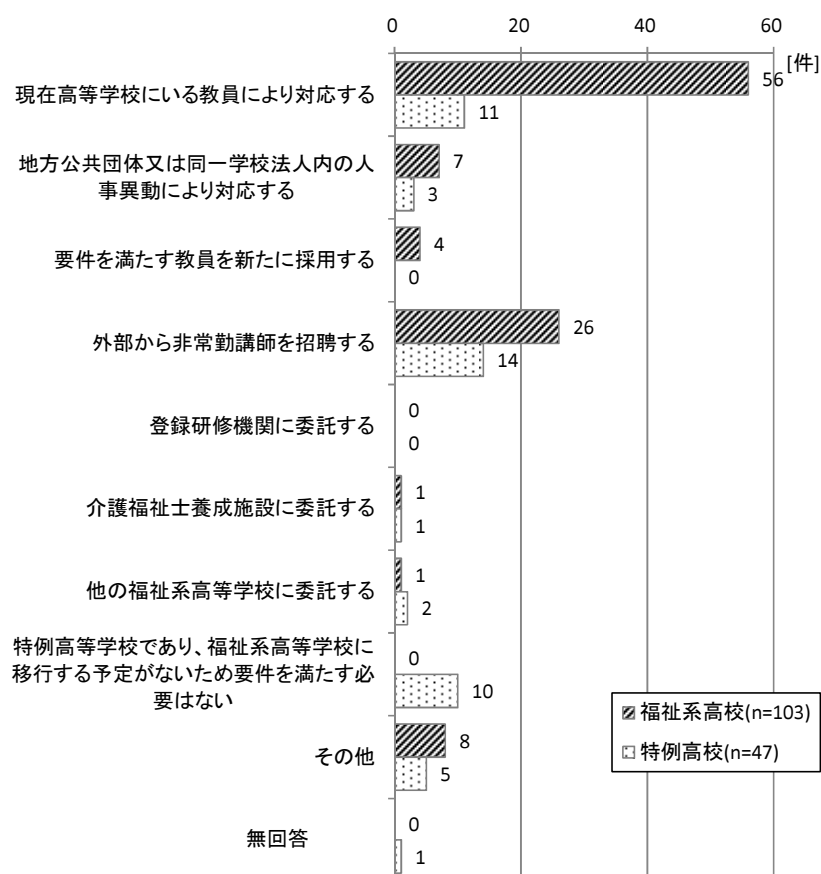


(2) 医療的ケアを教授する教員要件充足者の確保の方針

「医療的ケア」を担当する教員の確保の方針をみると、福祉系高校では「現在高校にいる教員により対応する」が最も多く 56 件、ついで「外部から非常勤講師を招聘する」が 26 件となっている。

特例高校では、「外部から非常勤講師を招聘する」が最も多く 14 件、ついで「現在高校にいる教員により対応する」が 11 件となっている（図表Ⅲ-58）。

図表 Ⅲ-58 「医療的ケア」教員要件充足者の確保の方針【学校票】



「その他」の具体的内容

- ・「看護」の教員免許取得者により対応する。
- ・特例高校であり、要件を満たす必要はないが、実務者研修実施に向けて、外部非常勤講師招へいの予定
- ・県で対応していただくよう要望

8. 介護技術等研修の受講状況と質的評価

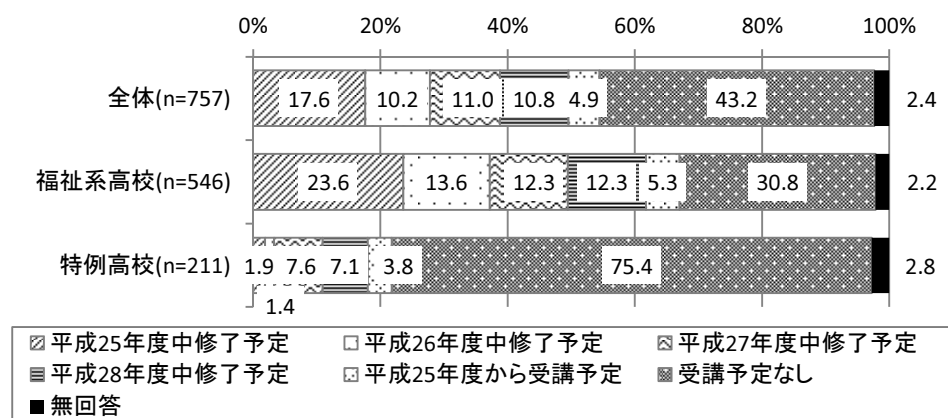
(1) 介護技術等研修の受講状況

教員票における「介護技術等研修」の修了予定年度をみると、全体では「平成 25 年度」が 17.6%、「平成 26 年度」が 10.2%、「平成 27 年度」が 11.0%、「平成 28 年度」が 10.8%となっており、ほぼ半数が「介護技術等研修」を受講中であることがわかる。「平成 25 年度から受講予定」は 4.9%、「受講予定なし」は 43.2%となっている。

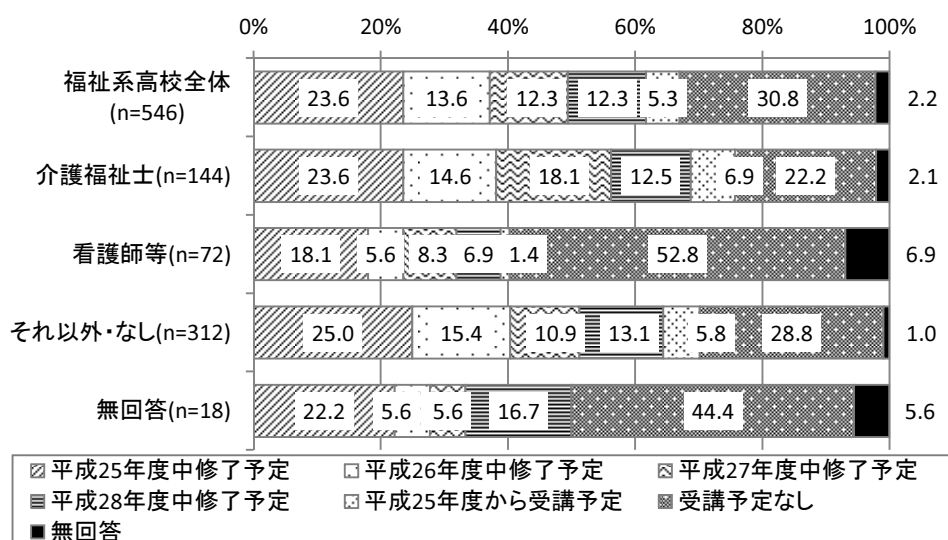
福祉系高校・特例高校別に、保有資格ごとの修了予定時期をみると、福祉系高校では、「介護福祉士」と「それ以外・なし」で受講中の割合が高いが、「看護師等」では「受講予定なし」が 52.8%と高くなっている。

特例高校では、「介護福祉士」に受講中が多いものの、「受講予定なし」がすべての資格区分で半数を超えている。特例高校全体では 75.4%が「受講予定なし」となっている(図表Ⅲ-59)。

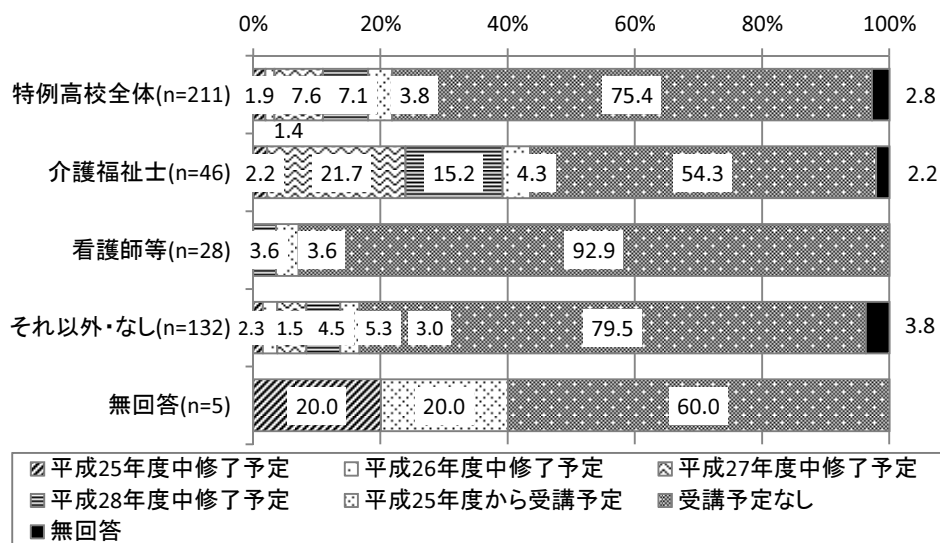
図表 Ⅲ-59 「介護技術等研修」の修了予定時期【教員票】



<保有資格別・福祉系高校>



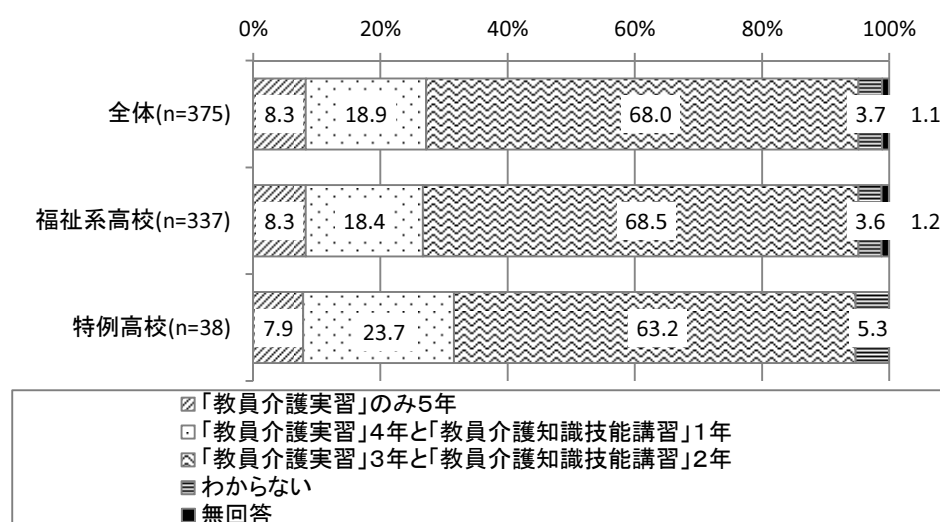
<保有資格別・特例高校>



「介護技術等研修」を受講中の場合の「教員介護実習」と「教員介護知識技能講習」の組み合わせ方については、実習 3 年と講習 2 年の組み合わせが全体で 68.0%を占め、実習の年数が長くなるほど割合は低くなっている。

福祉系高校・特例高校別にみると、実習 3 年と講習 2 年の組み合わせは、福祉系高校で 68.5%、特例高校では 63.2%となっている(図表Ⅲ-60)。

図表 Ⅲ-60 介護技術等研修の組み合わせ【教員票】



(2) 介護技術等研修の重要度・有益度

① 教員介護実習

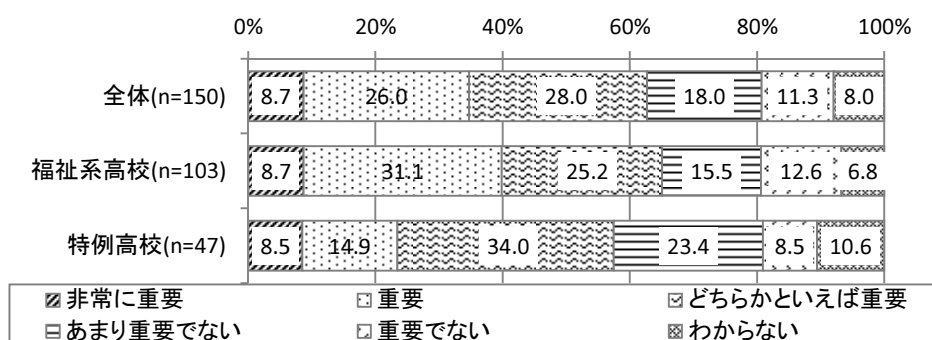
介護技術等研修のうち、教員介護実習の重要度についてみると、全体では重要とする回答（「非常に重要」「重要」「どちらかといえば重要」の合計）が 62.7%（94 件）、重要でないとする回答（「あまり重要でない」「重要でない」の合計）は 29.3%（44 件）となっている。

福祉系高校・特例高校別にみると、福祉系高校では重要とする回答（同上）が 65.0%（67 件）、特例高校では 57.4%（27 件）となっており、6 割前後の学校が教員の質の担保を図る上で重要と考えていることがわかる（図表Ⅲ-61）。

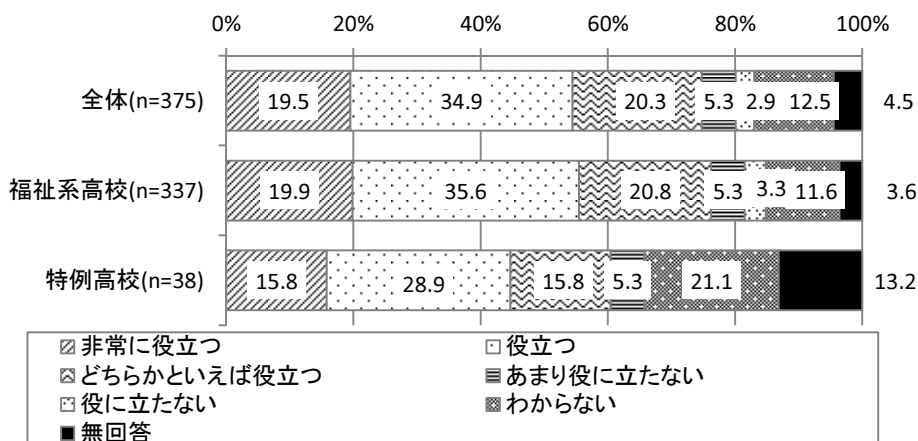
同じく教員介護実習の有益度について教員票をみると、全体では役立つとする回答（「非常に役立つ」「役立つ」「どちらかといえば役立つ」の合計）が 74.7%（280 件）、役立たないとする回答（「あまり役に立たない」「役に立たない」の合計）は 8.2%（31 件）となっている。

福祉系高校・特例高校別にみると、福祉系高校では役立つとする回答（同上）が 76.3%（257 件）、特例高校では 60.5%（23 件）となっており、学校以上に、教員自身が授業をするうえで役立つと考えていることがわかる（図表Ⅲ-62）。

図表 Ⅲ-61 教員介護実習の重要度【学校票】



図表 Ⅲ-62 教員介護実習の有益度【教員票】



② 教員介護知識技能講習

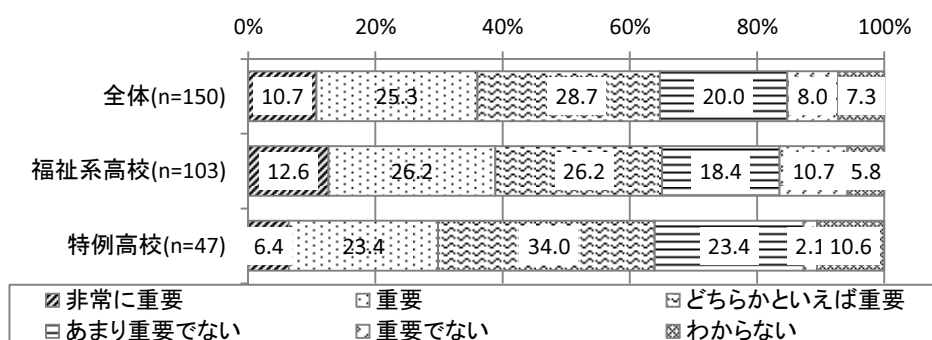
介護技術等研修のうち、教員介護知識技能講習の重要度についてみると、全体では重要とする回答（「非常に重要」「重要」「どちらかといえば重要」の合計）が 64.7%（67 件）、重要でないとする回答（「あまり重要でない」「重要でない」の合計）は 28.0%（42 件）となっている。

福祉系高校・特例高校別にみると、福祉系高校では重要とする回答（同上）が 65.0%（67 件）、特例高校では 63.8%（30 件）となっており、教員介護実習の分布状況と目立った差はない（図表Ⅲ-63）。

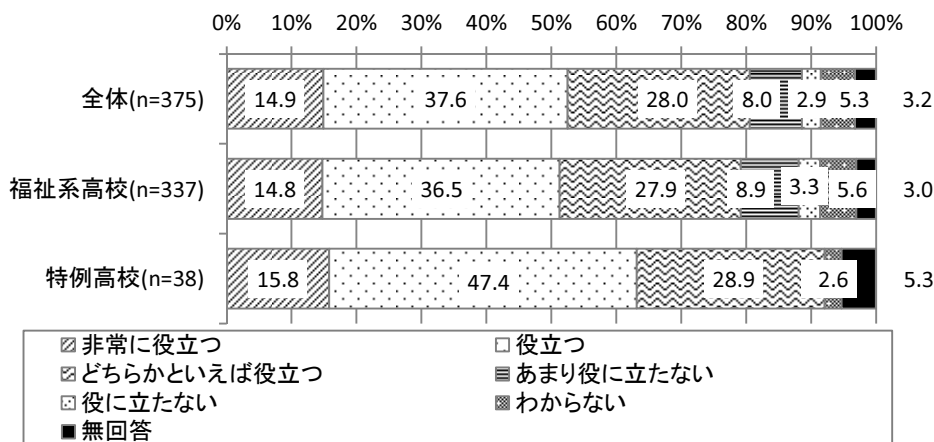
同じく教員介護知識技能講習の有益度について教員票をみると、全体では役立つとする回答（「非常に役立つ」「役立つ」「どちらかといえば役立つ」の合計）が 80.5%（302 件）、役立たないとする回答（「あまり役に立たない」「役に立たない」の合計）は 10.9%（41 件）となっている。

福祉系高校・特例高校別にみると、福祉系高校では役立つとする回答（同上）が 79.2%（267 件）、特例高校では 92.1%（35 件）となっており、学校以上の割合で教員自身が授業をするうえで役立つと考えているといえる。特に特例高校では、役立たないとする回答はなく非常に評価が高い（図表Ⅲ-64）。

図表 Ⅲ-63 教員介護知識技能講習の重要度【学校票】



図表 Ⅲ-64 教員介護知識技能講習の有益度【教員票】

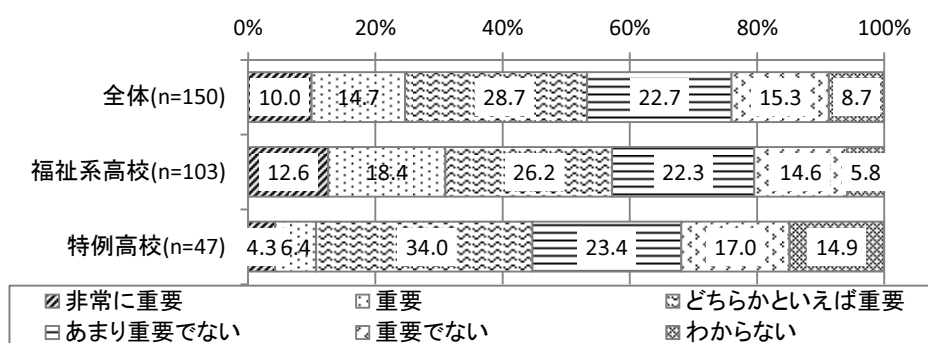


(3) 実務経験の重要度

教員要件のうち「介護施設・病院等での5年以上の実務経験」の重要度についてみると、全体では重要とする回答（「非常に重要」「重要」「どちらかといえば重要」の合計）が 53.4%（80 件）、重要でないとする回答（「あまり重要でない」「重要でない」の合計）は 38.0%（57 件）となっている。

福祉系高校・特例高校別にみると、福祉系高校では重要とする回答（同上）が 57.2%（59 件）、特例高校では 44.7%（21 件）となっており、5 割前後の学校が教員の質の担保を図る上で重要と考えていることがわかる（図表Ⅲ-65）。

図表 Ⅲ-65 「介護施設・病院等で5年以上の実務経験」要件の重要度【学校票】



(4) 介護技術等研修が重要または有益と考えた理由

介護技術等研修および介護施設・病院等で 5 年以上の実務経験の教員要件について、重要（「非常に重要」「重要」「どちらかといえば重要」のいずれか）と考えた理由【学校票】と、介護技術等研修について、授業をするうえで役立つ（「非常に役立つ」「役立つ」「どちらかといえば役立つ」のいずれか）と考えた理由【教員票】について、自由記述で得た回答をまとめた。

学校票の回答者数は 107 件（福祉系高校 82 件、特例高校 25 件）、教員票の回答者数は 325 件（福祉系高校 292 件、特例高校 33 件）であった。

ここでは、内容別に分類を行い、それぞれの中からいくつかの意見を例示する形で掲載した。そのため、回収されたすべての意見を掲載したものではない。

① 介護技術等研修のうち教員介護実習

教員介護実習については、学校票では、現場を知ることができる、生きた知識や技術に触れられる、教員が現場への理解を深めることで授業や教科指導に活用できる、といった意見があった。教員票でも大きな違いはなく、自分自身の技術向上に役立つ、実習のポイントが明確になり指導に生かせる、新しい介護技術や医療的ケアについて学べる、といった意見があった。

【学校票】

- 教員介護実習の経験はある程度必要性を感じる。現場を知り、生きた知識や技術を生徒に教えていくためには必要かもしれない。
- 学校で学ぶ基礎が現場でどのように応用されているのか、職員の方々から直接聴くことができる。また、教育側が体験することで生徒への教科指導はもちろん、介護実習、進路指導の際の意識づけにつなげることができる。
- 教員介護実習を通じて、生徒が行っている実習内容を教員が再確認でき、生徒の教科指導に活かすことができるため必要である。

【教員票】

- 現場において、実際の利用者を前に学ぶことは多い。そこで得た経験を授業に還元することで実践的指導が可能になると考えている。
- 介護実習の指導がより具体的になった。例えば、情報収集、ケアプランの立案などで、生徒はどこにつまずき、どこに不安を感じているのか、どこに悩むのかなどが把握できた。
- 実習については、生徒の立場が理解でき、巡回指導中、どのような声かけをするとよいかがわかるようになった。また、学校で学ぶ基礎基本が現場ではどう創意工夫されているかといった話ができるようになり、授業内容に広がりや深みが出せるようになった。

② 介護技術等研修のうち教員介護知識技能講習

教員介護知識技能講習については、学校票では、最新の情報を収集できる、専門性の向上に役立つ、教員の質の担保のために重要である、といった意見があった。教員票でも大きな違いはなく、最新の福祉の動向が学べる、学んだ知識・技能が授業で活用できる、他校との情報交換ができる、といった意見があった。

【学校票】

- 制度や知識・技能について最新の情報を収集できるため。
- 大学の教員養成課程の中で、介護技術の実習機会が少ない大学もあるため、技能講習や介護実習は教員の資質向上に役立つ。
- 介護分野の教授のためには、理論を理解したうえで、根拠のある技術を適切に実施することが必要で、そのための系統的研修は重要である。

【教員票】

- 自身の教材研究だけでは知りえない内容や最新の福祉に関する現状について知ることができ、授業に幅を持たせることができる。
- 実習や講習を通じて、日ごろの教材研究ではできないような体験や知識、学びを得ることができるから。
- 最新の知識・技能を各分野の専門家から学ぶことができるとともに、全国の先生方と情報交換ができるので非常に役立つと思います。

③ 介護施設・病院等での5年間の実務経験

学校票では介護施設・病院等での5年間の実務経験についても回答を得た。実務経験によって生きた授業ができる、説得力や実践力のある授業ができる、ある程度の実務経験は必須である、といった意見があった。

【学校票】

- 生徒を指導する上で5年間の実務経験は必要である。実務経験がないと生徒へ理解させることができない。
- 実務経験のある人は、事例を豊富に持っている。以前、5年の実務経験のある人が教員として勤務していたが、机上論ではない指導ができていた。説得力があった。
- 福祉は人を相手とするため、実践を通じて学ぶところが大きい。教員もある程度は実務経験を積むべきと思うから。

(5) 介護技術等研修が重要でないまたは有益でないと考えた理由

介護技術等研修および介護施設・病院等で5年以上の実務経験の教員要件について、重要でない(「あまり重要でない」「重要でない」のいずれか)と考えた理由【学校票】と、介護技術等研修について、授業をするうえで役立たない(「あまり役に立たない」「役に立たない」のいずれか)と考えた理由【教員票】について、自由記述で得た回答をまとめた。

学校票の回答者数は64件(福祉系高校52件、特例高校12件)、教員票の回答者数は51件(福祉系高校49件、特例高校2件)であった。

ここでは、内容別に分類を行い、それぞれの中からいくつかの意見を例示する形で掲載した。そのため、回収されたすべての意見を掲載したものではない。

① 介護技術等研修のうち教員介護実習

教員介護実習については、学校票では、指導方法を学ぶことが優先である、実習内容と授業にへだたりがある、実習を行う余裕がない、といった意見があった。教員票でも大きな違いはなく、実習内容と学校の指導にはギャップがある、授業に直接活用できない、これまでの教員免許状取得時や資格取得時の実習経験も読み替えてほしい、といった意見があった。

【学校票】

- 授業に生かせるのは介護実習による体験ではない。どのような指導方法が将来を担う介護福祉士の養成につながるかを学ぶべきだ。
- 実習要件を満たす施設確保が困難である。実習内容等と授業内容に隔たりがあり、授業等に活かすには十分な内容と言えない。
- 現場実習を行う時間的余裕がない。

【教員票】

- 各施設の考え、やり方があり、基本的な内容・原則論を教える学校の指導とはギャップがあり授業には役立たない。
- 大学から現在までに資格取得(介護福祉士・社会福祉士)のための実習も行っており、あらためて必要性もないと感じている。
- 施設の様子を少し知ることができますが、教科指導にはそれほど役立つことにはつながらないと思います。現場や、講習会での研修以上に教材研究は常にしていいますので時間だけやらなければならない研修や、レポートを書かなければならない研修は逆に負担となります。

② 介護技術等研修のうち教員介護知識技能講習

教員介護知識技能講習については、学校票では、講習会の内容が実践的でない、座学より実習が重要である、といった意見があった。教員票では講習の内容に関する意見が複数あり、すでに実践している内容である、演習や実技の時間がほしい、授業を行うために必要な知識や技術・技能が得られない、といった意見があった。

【学校票】

- 講習会の内容が実践に伴っていない。
- 理論等、知識だけでは生徒に教授できない。
- 介護福祉士養成施設と(専門学校等)とは異なり、高等学校教員は教員免許状をすでに取得しているため

【教員票】

- すでに教えている(実践している)内容ですのであまり役立たないと思いました。
- 時間的な拘束を受けるわりには、授業を行うために必要な知識や技術が得られない。特に講習については、講演内容が教員の求めているニーズとマッチしていないことが多い。
- 講習の日程が短く、内容を深めるまでに至らないので。

③ 介護施設・病院等での5年間の実務経験

学校票では、介護施設・病院等での5年間の実務経験についても回答を得た。実務経験のある教員はほとんどいない、5年以上という期間は長すぎる、教員要件が厳しいため今後の採用が難しい、といった意見があった。

【学校票】

- 高校の教員免許を取得しており、なおかつ介護福祉士の資格と5年の実務経験がある方は、非常に少ないと考える。教員の質を担保する事を考えるならば、まずは高校の教員免許を取得していることが第一優先であると考えます。
- 介護福祉士の資格に関しては、3年以上の実務経験で資格を取得した者であれば、その経験で要件を満たしたものと見なして良いのではないかと思います。(5年のしほりはあまりにも長い)
- 教員免許取得時に必要な研修を受講しており、教員免許と介護現場での実務経験の両方を兼ね備えている人はほとんどいない。

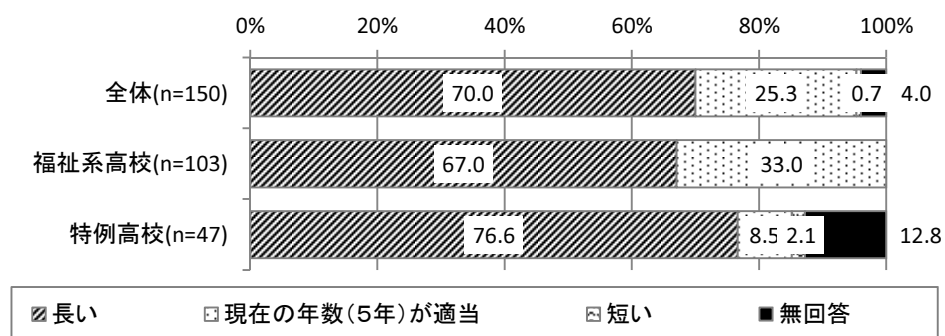
9. 介護技術等研修の年数

(1) 介護技術等研修の長さ

福祉系高校において教授する上での現在の「介護技術等研修」の長さについては、「現在の年数(5年)は長い」が70.0%(105件)、「現在の年数(5年)が適当」が25.3%(38件)、「現在の年数(5年)は短い」は0.7%(1件)となっている。

福祉系高校・特例高校別にみると、特例高校で「長い」とする回答は76.6%(36件)と割合が多く、「適当」「短い」をあわせて10.6%(5件)となっている(図表Ⅲ-66)。

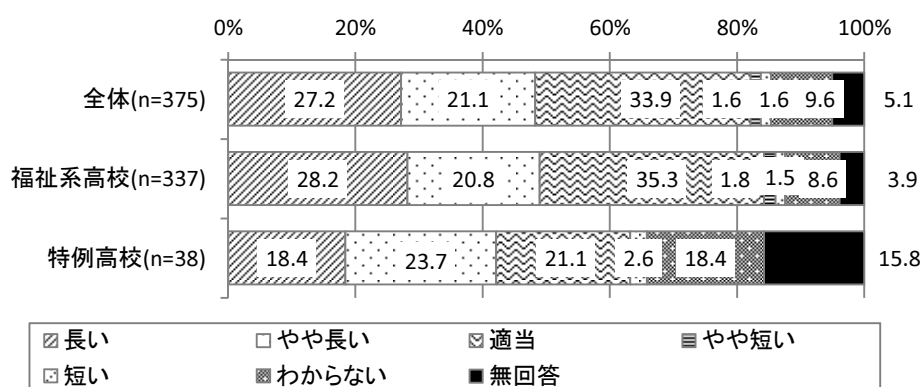
図表 Ⅲ-66 介護技術等研修の長さ【学校票】



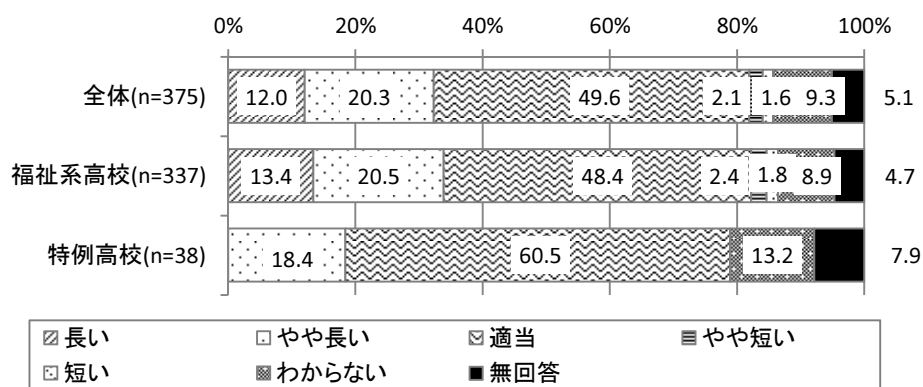
教員票では「教員介護実習」「教員介護知識技能講習」ごとに長さについてたずねたが、教員介護実習については「長い」（「長い」「やや長い」の合計）が 48.3%（181 件）、「適当」が 33.9%（127 件）、「短い」（「やや短い」「短い」の合計）が 3.2%（12 件）となっており、半数近くの教員が長いと感じていることがわかる（図表Ⅲ-67）。

教員介護知識技能講習については、「長い」（同上）が 32.3%（121 件）、「適当」が 49.6%（186 件）、「短い」（同上）が 3.7%（14 件）となっており、教員介護実習ほどには長く感じていない様子が見えがえる（図表Ⅲ-68）。

図表 Ⅲ-67 教員介護実習の長さ【教員票】



図表 Ⅲ-68 教員介護知識技能講習の長さ【教員票】



(2) 介護技術等研修に適当な年数

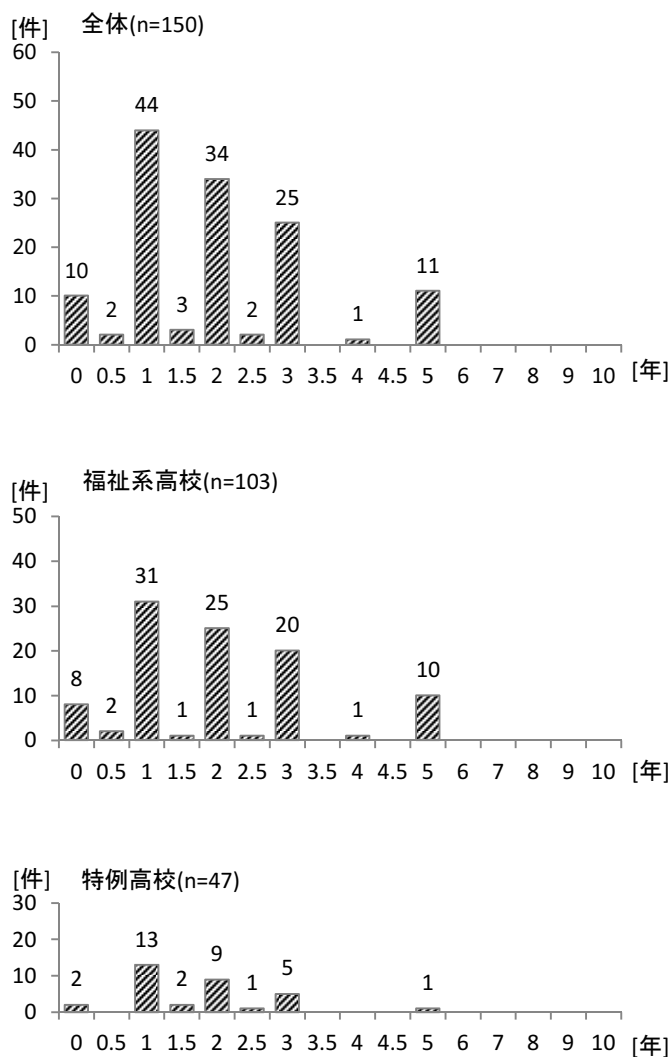
① 教員介護実習

福祉系高校において教授する上で、現在の「介護技術等研修」に適当だと考える具体的な年数とその理由を、教員介護実習、教員介護知識技能講習、研修全体の別にたずねた。

介護技術等研修のうち教員介護実習について適当な年数についてみると、学校票では「1 年」が全体で 44 件と最も多く、年数が長くなるにつれて件数も少なくなっている。最も長い回答は「5 年」で 11 件だが、5 年間毎年実習を実施するという意味ではないことに注意が必要である(教員介護実習に関する自由記述のまとめにおいて後述する)。

福祉系高校では、「1 年」が 31 件、「2 年」が 25 件、「3 年」が 20 件、「5 年」が 10 件の順で多くなっている。特例高校では、「1 年」が 13 件、「2 年」が 9 件、「3 年」が 5 件となっている(図表Ⅲ-69)。

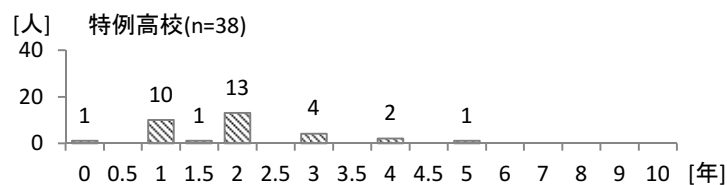
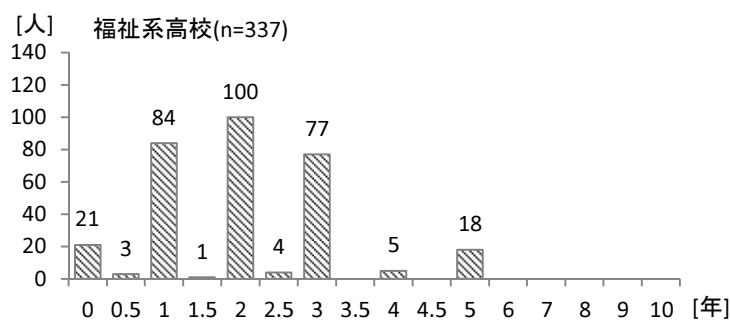
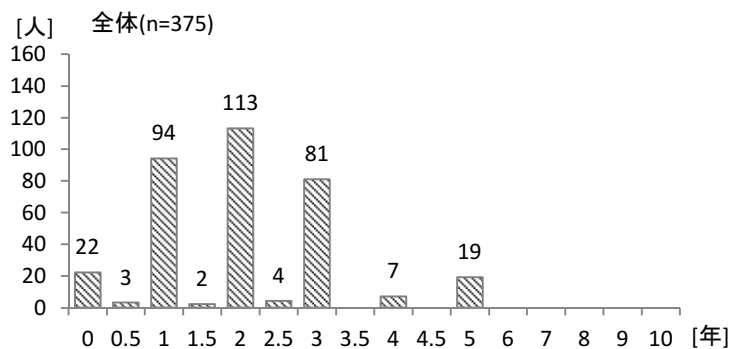
図表 Ⅲ-69 教員介護実習の年数【学校票】



教員票では、教員介護実習の年数は「2年」が113件、次いで「1年」が94件となっており、学校票の回答よりもやや長い年数を回答しているのが特徴である。

福祉系高校では、「2年」が100件、「1年」が84件、「3年」が77件の順で多くなっている。特例高校では、「2年」が13件、「1年」が10件となっている(図表Ⅲ-70)。

図表 Ⅲ-70 教員介護実習の年数【教員票】

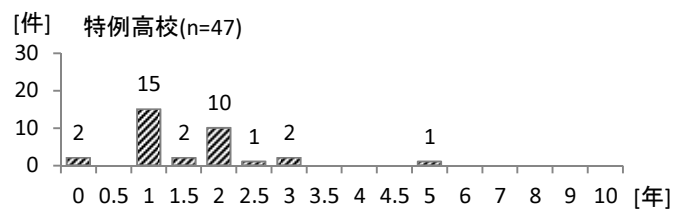
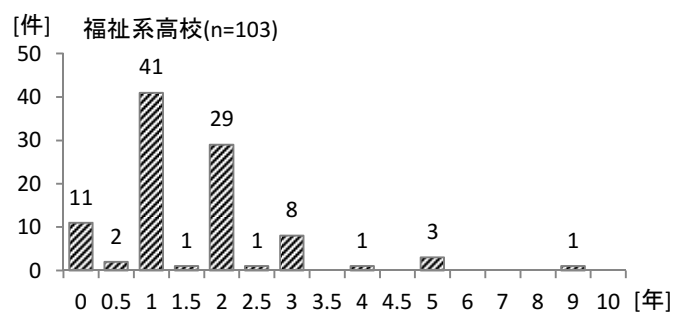
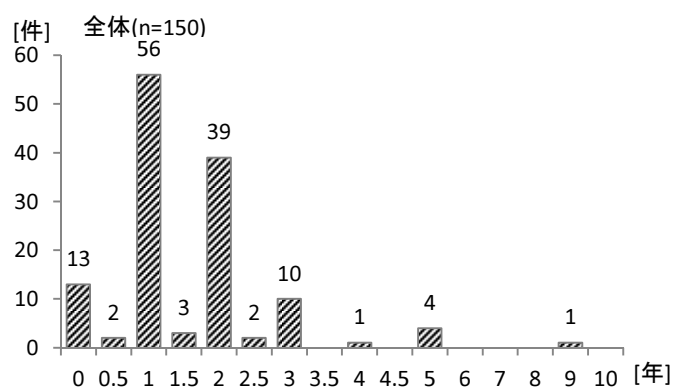


② 教員介護知識技能講習

介護技術等研修のうち、教員介護知識技能講習に適当な年数についてみると、学校票では「1年」が全体で56件と最も多く、次いで「2年」が39件となっている。「1～2年」の合計が全体の65.3%を占めており、教員介護実習よりもばらつきが少ない。

福祉系高校では、「1年」が41件、「2年」が29件の順で多くなっている。特例高校では、「1年」が15件、「2年」が10件となっている(図表Ⅲ-71)。

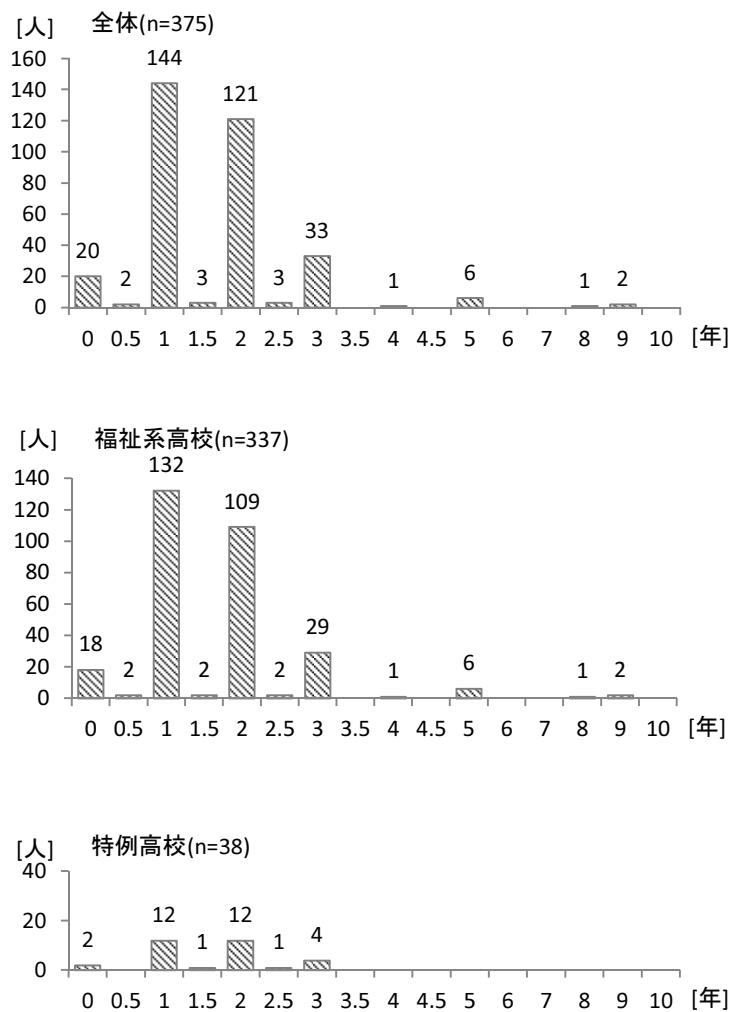
図表 Ⅲ-71 教員介護知識技能講習の年数【学校票】



教員票では、教員介護知識技能講習の年数は「1年」が144件、次いで「2年」が121件となっており、学校票の分布状況と類似している。

福祉系高校では、「1年」が132件、「2年」が109件の順で多くなっている。特例高校では、「1年」、「2年」がともに12件となっている(図表Ⅲ-72)。

図表 Ⅲ-72 教員介護知識技能講習の年数【教員票】

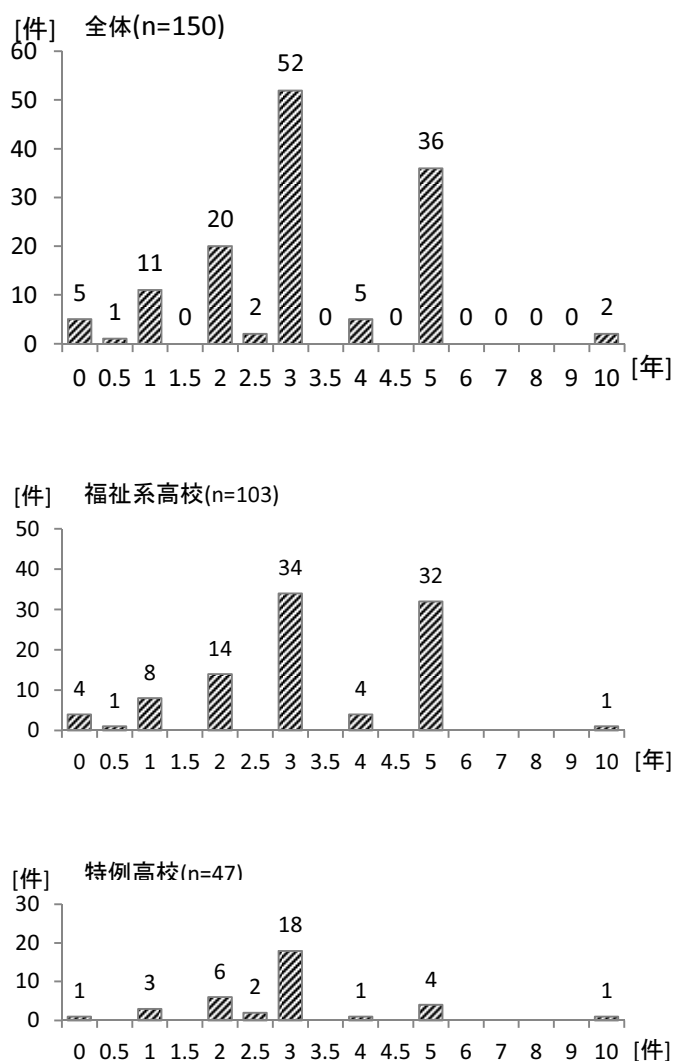


③ 介護技術等研修全体

介護技術等研修(全体)に適切な年数についてみると、学校票では「3年」が全体で52件と最も多く、次いで「5年」が36件となっている。「1～3年」の合計が全体の56.7%を占めており、現行の5年間よりも短い傾向がある。

福祉系高校では、「3年」が34件、「5年」が32件の順で多くなっている。特例高校では、「3年」が18件、「2年」が6件、「5年」が4件となっている(図表Ⅲ-73)。

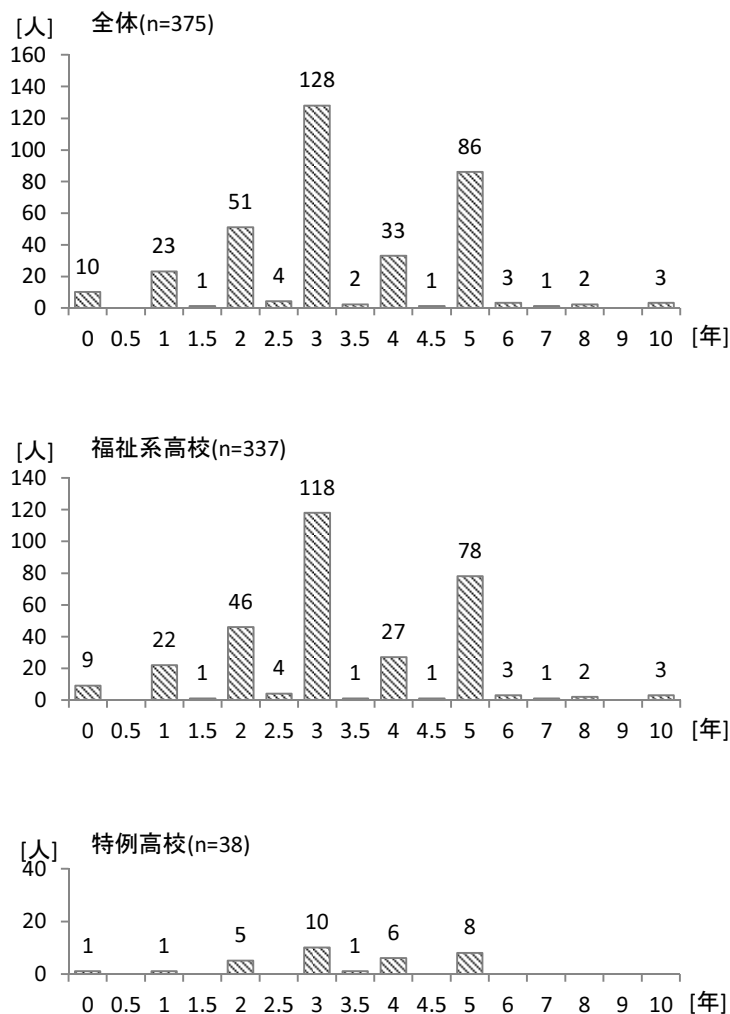
図表 Ⅲ-73 介護技術等研修全体の年数【学校票】



教員票では、介護技術等研修(全体)の年数は「3年」が128件、次いで「5年」が86件となっており、学校票の分布状況と類似している。

福祉系高校では、「3年」が118件、「5年」が78件、「2年」が46件の順で多くなっている。特例高校では、「3年」が10件、「5年」が8件、「4年」が6件、「2年」が5件となっている(図表Ⅲ-74)。

図表 Ⅲ-74 介護技術等研修全体の年数【教員票】



(3) 介護技術等研修に適切な年数とその理由

福祉系高校において教授する上で、現在の「介護技術等研修」に相当だと考える具体的な年数を選んだ理由について、自由記述で得た回答をまとめた。

学校票の回答者数は 128 件(福祉系高校 101 件、特例高校 27 件)、教員票の回答者数は 339 件(福祉系高校 310 件、特例高校 29 件)であった。

ここでは介護技術等研修(全体)の回答年数に着目し、研修(全体)が「5 年より短い」「5 年」「5 年より長い」の3つのグループに分けて回答結果を分類し、それぞれの中からいくつかの意見を例示する形で掲載した。そのため、回収されたすべての意見を掲載したものではない。

① 「5 年未満が適当」とした理由

「介護技術等研修は5年未満(0年を含む)が適当」とした理由を回答したのは、学校票 88 件(福祉系高校 60 件、特例高校 28 件)、教員票 243 件(福祉系高校 227 件、特例高校 16 件)であった。

学校票では、教員の負担が大きい、時間の確保が難しい、といった意見があった。教員票でも大きな違いはなく、年数が長いと負担が大きい、1 年間に受講できる日数や研修種類を増やした方がよい、人事異動を考えると 5 年は長い、福祉や医療の国家資格がある場合は考慮してほしい、といった意見があった。

【学校票】

- 介護技術等研修は大切ではあるが、業務への負担を考えると、少し期間を減してもらいたい。
- 長期間で行うメリットは少ない。年数を定めること自体が適当ではないのではないか。日進月歩のこの世界では定期的な指導方法の講習が求められている。
- 学校の教員は、生徒の介護実習中の巡回指導や、その他機会をとらえて、施設にはよく出向き、必要に応じて十分連携して信頼関係も築いてやっています。教員の資格要件の為の数年にわたる研修は、むしろ形骸化した内容となる恐れがあると思います。また教員への負担も多大であり、福祉科教員離れを助長しかねません。

【教員票】

- 高校で教えるのには、高校教諭の免許があれば十分である。研修することは大切だが、それが要件となると話は別になる。逆に言えば、研修は教員である間ずっと続けるべきものとも言える。しかし今の現場の状況では、研修に行くことでかえって他の仕事にしわ寄せが行き、大変なことになる。研修をする時間をきちんと勤務時間のなかに確保できるような人員配置が必要。
- 介護技術の進歩や制度的な変化は早いので、短い期間で修了し、3～4年に1回の「向上研修」の様なものを継続した方がよい。
- 教職員の場合は、人事異動等あるので、5年も1つの学校にいたことが少ない。
- 有資格者(福祉や医療の国家試験)は当研修より現場経験がある。長期間の研修(現場実習)より、教授法についての研鑽を積ませるべき。

②「現行の5年が適当」とした理由

「介護技術等研修は現行の5年が適当」とした理由を回答したのは、学校票31件(福祉系高校28件、特例高校3件)、教員票79件(福祉系高校72件、特例高校7件)であった。

学校票では、技術や知識の習得に5年は妥当、介護福祉士養成施設(専修学校)の教員要件に5年の実務経験があることと比較して妥当、他の業務を考えると長すぎると対応できない、といった意見があった。教員票でも大きな違いはなく、5年がちょうどよい、これ以上長くなると難しい、といった意見のほかに、継続して研修実施を求める意見もあった。

【学校票】

- 介護技術を習得するためには数年に渡り実習する方が技術の定着を図ることができると思うが、そのためには5年くらいは必要であり、妥当なところ。
- 研修全体で5年程度あれば十分に現場を理解できると考える。また、実習3年、講習2年で技術と知識がバランスよく習得できると考える。
- 介護福祉士を養成している専門学校の教員要件として、5年の実務経験が必要であることも考えて5年は妥当な年数であると考ええる。

【教員票】

- 実際に取り組んでみてちょうどいいと感じた。
- 実務経験5年に相当するものだと思うから、5年である。施設で現状を知ることが教員にとって必要。ただ、1年間に5日間職場を離れるのは無理がある。夏、冬の補習があり、また研修を受ける職員が多い場合、研修の日程を組むのが難しい。2～3日／1年であれば施設の状況も把握できると思う。
- 介護技術やチームケアの方法が現場でもどんどん変わっているので、研修はできる限り継続して受講できるとよい。

③「5年超が適当」とした理由

「介護技術等研修は5年より長いほうが適当」とした理由を回答したのは、学校票2件(福祉系高校1件、特例高校1件)、教員票9件(福祉系高校9件)であった。

学校票・教員票あわせると、知識と現状把握を継続し学ぶ必要がある、定期的を実施する意義が大きい、といった意見があった。

【学校票】

- 連続10年というわけではなく、(2年に1回くらいのペースで)教員も、継続して知識と現場の現状を「学び続ける」必要があると考えるから。
- 多角的、実用的技術の修得が必要であるため。

【教員票】

- 施設の実習も介護知識技能講習も、どちらも大切であり、同じくらい実施できるとよいと思う。また、定期的の実施できるようになれば、新しい技術や知識が身につけられよいと思う。
- 現場実習も必要ではありますが、定期的に知識技能講習を定年まで行った方が、常に変化していく福祉に対応できると思います。

(4) 介護技術等研修が授業において役立つ点

介護技術等研修が授業において役立つ点について、自由記述で得た回答をまとめた。回答は教員票のみで、回答者数は 326 件(福祉系高校 296 件、特例高校 30 件)であった。

内容としては、教員介護実習により介護現場の実態を把握したり、教員介護知識技能講習で幅広い知識を深めたりすることにより授業に活用できる、生徒の実習時や進路指導に生かせる、といった意見があった。

代表的な意見をいくつか例示すると、以下のようになっている。

【教員票】

- 授業を行う上で、実際に介護の現場で利用者の方や職員の方との関わりから学んだことをふまえ、説明することができる。また「ユニットケア」等、定義を知だけでなく、実習を通し目で見て学ぶことができるので、具体的な説明ができる。
- 介護の現場での他の職種の仕事内容を知る事で、介護を実際に行なう介護福祉士の役割を知る事ができる。栄養士、看護師、相談員、ケアマネージャーさん全てから、利用者さんの身近にいる介護職が変化に気づく大切さを教えていただいた。介護福祉士の専門性がより明確になり、生徒に伝えていく事ができると思う。
- 生徒の実習に対する不安や緊張、現場での立場の理解、生徒への指導を行う上で、生徒の気持ち考えやすくなった。
- 教員介護実習は生徒の実習指導に役に立ちます。介護技術の指導にもつながりますし、施設側の受け入れ状況や指導体制もよくわかります。生徒の実習先で実習させていただくと、様々な職員と情報交換ができ、相互理解を深められ、それぞれの立場で互いに生徒への指導がしやすくなります。
- 教員介護技能講習では、先生方の講義を聴くことにより、福祉についての考えを深めることができた。講義で紹介された書籍や事例を授業で活用することがある。
- 教科書では追いつかない新しい制度や新しい介護観や、技術方法を生徒に伝えられる。

10. 教員確保の課題

福祉系高校における教員確保の課題について、自由記述で得た回答をまとめた。回答は学校票のみで、回答者数は124件(福祉系高校97件、特例高校27件)であった。

内容としては、「福祉」教員がそもそも少ない中で要件を満たす教員の確保が難しい、異動・退職時等に補充できる人材がいないため安定した学校経営に支障をきたす、医療的ケアの教員確保が難しい、といった意見があった。また、研修の負担が重く、対象となる教員に研修を強制できないとの実情を訴える意見もあり、現在配置している教員以外に対して研修等を受講させたり、体制に余裕を持たせたりすることが難しい状況がうかがえる。さらに、教員要件が難しいため将来的に「福祉」教員を目指す人材がいなくなることを危惧する意見もあった。

代表的な意見をいくつか例示すると、以下のようになっている。

【学校票】

- 「介護福祉等講習会」を修了しても、修了者が福祉系高校または特例高校に勤務していなければ「介護技術等研修」が受講できない。福祉系高校や特例高校に異動した後に研修を受講するのでは時間的にもロスが大きい。「介護福祉等講習会」を修了した次の年度から勤務校に関わらず「介護技術等研修」が受講できるようにしてほしい。
- 本校の現有職員については順調に研修が進められているが、今後転勤等の移動があった場合の確保をどうするのか。また、現有の職員でも、今後、産休・育休、病休、退職などが発生した時に、要件を満たせるのかどうか。(1校に1名の配置では不安が残る)
- 医療的ケアについて現在本校に所属している教員で対応する予定であるが、看護師等の資格を持っている教員が一人しかいないので、今後本校が福祉系高等学校として継続的に運営できるように対応を考える必要がある。
- 〈課題〉介護福祉士資格取得者は教育現場にこないのではないか。介護福祉士は現場でキャリアアップをしていくことが多いので、教育現場への勤務希望は少ないのではないかと思う。
- 福祉教員の養成が少ないこと。研修を受けている教諭が少ないこと 福祉教科が他教科に比べて認識が薄いこと。
- 福祉の教員採用枠が少なく、また、教員要件が厳しいため、福祉の教員を目指す人が減少してしまうのではないかと。教員の資格を持ちながらも、求められているものが過大である。高校の養成校の在り方についても検討が必要ではないか
- 介護福祉等講習会が平成25年度で終了するため、大学における福祉教員免許養成課程は、介護福祉士養成を兼ねるようにしてほしい。教科福祉は介護福祉士養成だけが目的ではないが、そうしなければ指定規則第8条の要件を満たす教員の確保はこれまで以上に困難になる。また、看護師資格を所有している教員は極めて少ないため、今後どこの県でも医療的ケア指導教員の不足が懸念される。また、看護師資格を所有している教員は女性が多いため、産休や育休等も想定するとさらに確保が困難である。
- 介護福祉士養成校に配置される教員が固定化され、異動が難しい。
- 今後、落ち着くならよいが、5年も経たない間に要件が変更追加への対応は難しい。

11. 教員要件に対する意見

福祉系高校における教員要件に対する意見について、自由記述で得た回答をまとめた。

学校票の回答者数は97件(福祉系高校79件、特例高校18件)、教員票の回答者数は294件(福祉系高校236件、特例高校56件)であった。

学校票では、要件を満たす教員確保が難しい、本則の教員要件は高校生に対する介護福祉士養成の現状に合わない、教員確保ができないため介護福祉士養成が困難になる、「福祉」教員養成の段階で要件が充足できるよう必要なカリキュラムを実施してほしい、といった意見があった。また、教員票では、研修参加の負担が大きい、教員養成課程の中に必要な知識等が学べるよう整備すべきである、関連する国家資格取得や関連する実務経験を考慮してほしい、といった意見があった。

代表的な意見をいくつか例示すると、以下のようになっている。

【学校票】

- 要件を満たす教諭は少数であり、福祉系高校の継続に困難を感じざるをえない。公立等においては転勤等も考慮して考えなければいけない。
- 福祉科教員が一定の講習等を受講することにより要件を満たすことのできるような制度であれば、今後も、高校での福祉人材の育成を着実に継続して行うことができると考えていますので、ぜひ、考慮していただきたい
- 他の養成施設に比べて高校の教員要件が厳しすぎる。教員免許を取得していることをもっと重視すべきだ。介護福祉士国家試験の合格率で高校生はよく頑張っている。現職教員への研修も必要だが、現実的に有資格者、実務経験者による指導ケースは少ないことも注目してほしい。高校福祉教員免許に対する評価をもっとするべきではないか。
- 今後、高校での介護福祉士養成を続けるために大学での教員養成課程を充実させ、新卒でも福祉系高校の教員要件をみたせるようにしてほしい。
- 医療的ケアの講義は看護師の資格のある教員が受け持ち、演習の部分は病院等の看護師が指導する等、連携のとれた指導体制がとれると効果が上がると思う。
- 5年未満の実務経験についても加算して、5年に満たない年数分の介護技術等研修を実施すれば良いこととして欲しい。経験が無駄になってしまう。
- 都道府県にこだわらず、受講できるしくみ。
- 教員要件も大切であるが、その後の定期的な知識技能を高めるための実習や講習が必要と考える。

【教員票】

- 資格要件を満たした教員(実務経験あり)は中々いないと思うので、経過措置のままでなければ継続は難しいと感じる。
- 現在、福祉系高校に勤務している教員は、介護福祉等に係る講習会や教員介護実習、教員介護知識技能講習を受講させていただけるが、現在、大学生で高校の福祉教員を目指す学生は、こういった教員要件があることを知らない学生が多いと思われる。そして、その学生が教員として働く頃にこれらの講習会が開講される

か分からないので、今後、現在の教員要件を満たさない教員が出てくる可能性がある。そのため「福祉」教員免許取得のために、これらの講習会の受講を位置づける等、考えなければならないと思います。

- 介護福祉士の質の向上のためには、教員要件は必要不可欠である。ただし、臨時的雇用の教員等も多いなか、教員要件を満たしていくのは難しい。大学側の教員養成課程を改善し、介護福祉士の資格を持って入職してほしい。福祉免許の養成に $5 \times 5 = 25$ 日の現場実習等も盛り込んでほしい。
- 養成校の教員要件とのバランスで設置されている研修であって、実際にその効果があるとは思えない。現実的に考えて、教員と他資格の両方を取得することは通常教育経路では考えにくい。きちんとした教育を行うには、高校の場合には、教員の養成課程の中に必要な、知識・技術などが学べるよう整備すべきである。現場の方の講師は興味深い、高校生に教える・学ばせるには教授するテクニックも必要である。もっと高校の教員を信用してもらいたい。
- 修了までの5年間で長く、福祉の教育現場にいる者にしかその受講資格がないため、転勤(異動)に影響している。又、異動してしまった場合、教員要件が修了せず、無駄な時間(研修)を受けたことになってしまう。
- 高校福祉科を存続させていけるように、教員要件を緩和させてほしいと思います。福祉の免許を取得する大学は、ほとんどが社会福祉士しか取得できません。介護福祉士を要件とせず、現場経験のある人、その他の資格を持っている人、旧カリで教えていた方の経験年数を要件にしてほしい。
- 長期にわたる研修は、新しいものを吸収したり、視野を広げるためには大変役立つのですが、負担を感じます。出張旅費も削減され、厳しい状況です。また、自分の場合、社会福祉士やその他福祉に関わる資格を多数持っているのですが、それが全く配慮されない、せっかくの資格も無意味な気がしてなりません。
- 教員介護実習の毎年5日間を3年という形態を変えた方がよいと思います。例えば5日間で実技を基礎から学び、残り5日間は現場に赴き実習を行う、という形にはならないでしょうか。
- 介護技術等研修も、1820時間実施校(福祉系高校)の教員でなくとも福祉の免許を持っている職員であれば受講可能にいただけると、多くの教員が携わることができ、福祉教育もより充実したものになると思います。
- 5年間にわたる研修要件を最短5年間で満たすことは、家庭の事情等を考えますと、難しいです。10年間ぐらいの猶予があると、ありがたいと思います。
- 教員の“要件”に付加されるものがあり、毎年、対応に追われる。介護の高度化(介護に求められることの)に応じ、教員に課されるものが当然のごとく増加していくが、即対応できる学校ばかりではないのが現状。

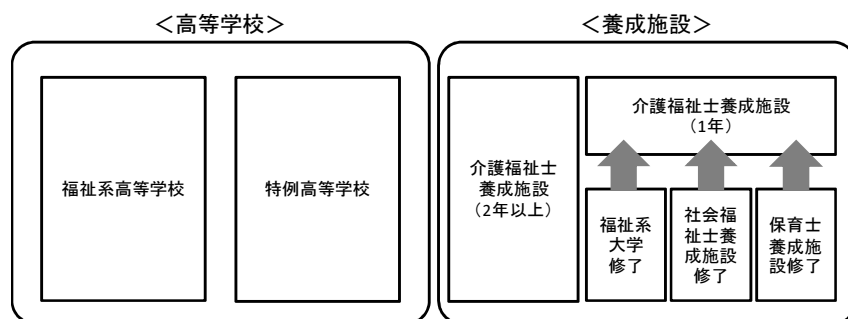
IV. 福祉系高校の教員要件

1. 学校要件

介護福祉士を養成する教育機関には、大きく分けて高等学校と専修学校や大学等の養成施設があり、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定する学校又は、厚生労働大臣の指定する養成施設において教育が行われている。

このうち高等学校には、「福祉系高等学校」と「特例高等学校」の2区分がある。養成施設は、養成施設入学前の個人の経歴に応じた区分がなされており、1年以上の修業期間が必要となる(図表IV-1)。

図表 IV-1 介護福祉士の養成機関



(出所) 公開資料を元に日本総研作成

福祉系高等学校とは、カリキュラム、教員、施設・設備、実習施設等、介護福祉士養成課程としての基準を満たす高等学校及び中等教育学校として、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた学校である。福祉系高等学校の課程を修了した者は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号関係により、修了時に介護福祉士国家試験の受験資格を得ることができる。

特例高等学校とは、カリキュラム、教員、施設・設備、実習等、介護福祉士養成課程としての基準を満たす高等学校及び中等教育学校として、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校である。特例高等学校の課程を修了した者には、社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条関係により、平成26年3月31日までに入学した生徒に限り、修了後、9月以上介護等の業務に従事した場合に、介護福祉士国家試験の受験資格を得ることができる。

(1) カリキュラム

福祉系高等学校と特例高等学校では、介護福祉士国家試験を受験するために必要な履修科目は同じだが、必要とされる単位数が異なる(図表Ⅳ-2)。なお、養成施設では福祉系高等学校と同じカリキュラムの実施が求められている。

図表 Ⅳ-2 介護福祉士国家試験受験資格の認定の為に履修が必要なカリキュラム

		福祉系高等学校	特例高等学校	
		昼間・夜間	昼間・夜間	通信課程
カリキュラム	内容	【福祉】 ・社会福祉基礎(4) ・介護福祉基礎(5) ・コミュニケーション技術(2) ・生活支援技術(9) ・介護過程(4) ・介護総合演習(3) ・介護実習(13) ・こころとからだの理解(8)	【福祉】 ・社会福祉基礎(4) ・介護福祉基礎(4) ・コミュニケーション技術(2) ・生活支援技術(6) ・介護過程(3) ・介護総合演習(2) ・介護実習(4) ・こころとからだの理解(5)	
		【公民、数学、理科又は家庭】 ・人間と社会に関する選択科目(4)	【公民、数学、理科又は家庭】 ・人間と社会に関する選択科目(4)	
	時間	3年以上 52単位 ・1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算	3年以上 34単位 ・内、介護実習2を105時間(3単位以上) ・1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算	2年 34単位 ・内、介護実習2を105時間(3単位以上) ・介護実習以外の科目の単位数については、添削指導3回及び面接指導2単位時間(1単位時間を50分とする)を1単位として計算

(注)

()内数字は必要単位数を表す。

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」

・「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について」19文科初第1043号／厚生労働省社援発第0328004号平成20年3月28日

(2) 施設および設備要件

施設要件は、福祉系高等学校と特例高等学校については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び関係通知の他に高等学校設置基準に定められる。介護福祉士養成施設については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び関係通知の他に専修学校設置基準に定められる。後期中等教育機関である福祉系高等学校、特例高等学校には、より広い校舎面積が求められている(図表Ⅳ-3)。

福祉系高等学校、養成施設に対しては、普通教室、実習室、図書室といった教室の要件ならびに、演習等で必要な機械器具および模型に関して、一定以上の要件の充足が求められるが、特例高等学校においては、「適切に授業を行えるものであること」とされる(図表Ⅳ-4、Ⅳ-5)。

図表 IV-3 福祉系高等学校、介護福祉士養成施設、特例高等学校に求められる
校舎面積等施設要件

	福祉系高等学校・介護福祉士養成施設		特例高等学校
	福祉系高等学校	介護福祉士養成施設	
校舎面積	【高等学校設置基準】	【専修学校設置基準】	【高等学校設置基準】
	120人以下 1,200㎡	*基準校舎面積(高等課程・専門課程)	120人以下 1,200㎡
	121人以上 480人以下	40人まで 260㎡	121人以上 1,200+6× 480人以下 (収容定員 -120)㎡
	481人以上 3,360+4×(収容 定員-480)㎡	41人以上 260+ 3×(生徒総定員 -40)	481人以上 3,360+4× (収容定員 -480)㎡
	【福祉系高等学校等の設置基準】 —		—
所有者	【福祉系高等学校等の設置基準】 ・設置者が所有するもの ・賃貸借契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい)。 ・校地について地上権若しくは賃借権又は校舎等建物について賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。 左記要件を満たし、20年以上にわたり使用できるものであること		—

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

・「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について」19 文科初第 1043 号／厚生労働省社援発第 0328004 号平成 20 年 3 月 28 日、23 文科初第 1244 号／厚生労働省社援発第 1299 第 6 号、平成 23 年 11 月 29 日

・「高等学校設置基準」

・「専修学校設置基準」

図表 IV-4 福祉系高等学校、介護福祉士養成施設、特例高等学校に求められる
普通教室、実習室、図書室に関する要件

	福祉系高等学校・介護福祉士養成施設		特例高等学校
	設備指定	数量等 (同時に授業を受ける生徒一人当たり、 教室の広さは内法による測定)	
普通教室	—	・生徒一人当たり1.65㎡以上	・適切に授業を行えるものであること
実習室	介護実習室 ・洋室(ベッドを用いる実習室) ・和室	・1ベッド当たり11.0㎡以上 ・6畳又は8畳の和室	
	入浴実習室 ・家庭浴槽 ・シャワー設備 ・給排水設備	・生徒1人当たり1.65㎡以上	
	家政実習室 ・調理設備 ・裁縫作業台	・生徒1人当たり1.65㎡以上 ・裁縫作業台は生徒6人当たり1台	
図書室	・専門図書及び学術雑誌 ・閲覧設備(机、いす等) ・学習に必要な文献等について情報を検索できるよう、必要な機器	・十分な閲覧スペース	

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

・「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について」19 文科初第 1043 号／厚生労働省社援発第 0328004 号、平成 20 年 3 月 28 日、23 文科初第 1244 号／厚生労働省社援発第 1299 第 6 号、平成 23 年 11 月 29 日

図表 IV-5 福祉系高等学校、介護福祉士養成施設、特例高等学校に求められる
機械器具及び模型に関する要件

	福祉系高等学校・介護福祉士養成施設		特例高等学校
	器具指定	数量	
機械器具及び模型			適切に授業を行えるものであること
実習用モデル人形	・ 体位変換、清拭等介護実習に適したもの	2	
人体骨格模型	—	1	
成人用ベッド	・ 手すりを備えたもの ・ ギャッチベッドを含む	生徒5人に1	
移動用リフト	・ 床走行式、固定式、据置式のいずれも可	1	
スライディングボード又は、スライディングマット	—	適当数	
車いす	—	生徒5人に1	
簡易浴槽	・ 移動できるもの ・ 浴槽が硬質のもの	1	
ストレッチャー	—	2	
排泄つ用具	・ ポータブルトイレ、尿器等	適当数	
歩行補助つえ	—	適当数	
盲人安全つえ	・ 普通用と携帯用の両タイプを揃える事。	適当数	
視聴覚機器	・ テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクター等	適当数	
障害者用調理器具、障害者用食器	—	適当数	
和式布団一式	—	1	
吸引装置一式	—	適当数	
経管栄養用具一式	—	適当数	
処置台又はワゴン	—	適当数	
吸引訓練モデル	—	適当数	
経管栄養訓練モデル	—	適当数	
心肺蘇生訓練用機材一式	—	適当数	
人体解剖模型	・ 全身模型とし、分解数は問わない。	1	

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

・「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について」19 文科初第 1043 号／厚生労働省社援発第 0328004 号、平成 20 年 3 月 28 日、23 文科初第 1244 号／厚生労働省社援発第 1299 第 6 号、平成 23 年 11 月 29 日

(3) 教員要件

社会福祉士介護福祉士学校指定規則に基づき、福祉系高等学校、養成施設には、生徒の総定員の区分に応じて、定められる教員数以上の専任教員を有することが求められる。福祉系高等学校と養成施設に求められる要件は同じである。これに対し、特例高等学校では、生徒数に応じた教員数の確保について、「適切に授業を行えるものであること」とされる(図表Ⅳ-6)。

図表 Ⅳ-6 生徒数に応じた専任教員数の要件

生徒数	福祉系高等学校	介護福祉士養成施設	特例高等学校
80人まで	3 人以上		・ 適切に授業を行えるものであること
81人から200人まで	$3 + ((\text{学生の総定員} - 80)) \div 40$ 人以上		
201人以上	$6 + ((\text{学生の総定員} - 200)) \div 50$ 人以上		

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」

・「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について」19文科初第1043号／厚生労働省社援発第0328004号 平成20年3月28日

社会福祉士介護福祉士学校指定規則において、福祉系高等学校、養成施設には「教務に関する主任者」、領域「人間と社会」、領域「介護」、領域「こころとからだのしくみ」の各区分について、教員のうち一人に求められる要件が定められている。これらは、福祉系高等学校においては必置教員の要件、養成施設においては専任教員の要件である(図表Ⅳ-7)。

各区分に求められる教員の要件については、「福祉系高校と介護福祉士養成施設の教員要件の比較」の項において後述する。

図表 Ⅳ-7 学校種別教員要件の有無

	福祉系高等学校	介護福祉士養成施設	特例高等学校
教務に関する主任者	○	○	・適切に授業を行えるものであること
領域「人間と社会」	-	○	
領域「介護」	○	○	
領域「こころとからだのしくみ」	○	○	

(注)

・教務に関する主任者および科目を教授する教員のうち一人の要件の有無を記載。「○」は教員のうち一人について教員要件が定まっていることを示す。

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」

・「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について」19文科初第1043号／厚生労働省社援発第0328004号 平成20年3月28日

2. 教員要件

(1) 福祉系高等学校

福祉系高等学校の教員要件に関わる規定には、社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉士介護福祉士学校指定規則、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準がある。以下、教員要件に即し関連する条文をあげる。

① 教務に関する主任者のうち一人の要件

a) 本則の要件

・指定規則第8条第3号

社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年3月24日文部科学省・厚生労働省令第2号)

第八条 法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

三 別表第五の福祉の教科に属する科目を教授する教員のうち一人は、同表に定める教育の内容に係る教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等の教員又は法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校若しくは養成施設の専任教員として三年以上の経験を有する者を置くこと。

・法第40条第2項第1号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年5月26日 法律第30号)

第四十条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて三年以上(専攻科において二年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

・法第39条第1号から第3号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年5月26日 法律第30号)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であつて、文部科学大臣及び厚生労働大

臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

b)経過措置の要件

・指定規則附則第6条1項〔改正前〕

社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年3月24日文部科学省・厚生労働省令第2号)

第六条 この省令の施行の際現に高等学校等における主幹教諭、指導教諭若しくは教務主任である者又は福祉に関する学科を置く高等学校等における学科主任である者については、第八条第三号の規定に関わらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、教務に関する主任者となることができる。

・指定規則附則第6条1項〔改正後〕

社会福祉士介護福祉士学校指定規則等の一部を改正する省令(平成23年8月1日文部科学省・厚生労働省令第5号)による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則

第六条 この省令の施行の際現に高等学校等における主幹教諭、指導教諭若しくは教務主任である者若しくは福祉に関する学科を置く高等学校等における学科主任である者又は平成二十一年四月二日から平成二十六年四月一日までの間に高等学校等における主幹教諭、指導教諭若しくは教務主任となった者若しくは福祉に関する学科を置く高等学校等における学科主任となった者については、第八条第三号の規定に関わらず、平成二十九年三月三十一日までの間は、教務に関する主任者となることができる。

② 領域「人間と社会」を教授する教員のうち一人の要件

なし

③ 領域「介護」を教授する教員のうち一人の要件

a) 本則の要件

・指定規則第8条第4号

社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年3月24日文部科学省・厚生労働省令第2号)

第八条 法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

四 介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習又は介護実習を教授する教員のうち一人は、介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者、介護福祉士の資格を有する者であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修を修了したものその他これらに準ずるものとして文部科学大臣が別に定める者であること。

b) 経過措置の要件

・指定規則附則第6条第2項〔改正前〕

社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年3月24日文部科学省・厚生労働省令第2号)

第六条 この省令の施行の際現に高等学校等における主幹教諭、指導教諭若しくは教務主任である者又は福祉に関する学科を置く高等学校等における学科主任である者については、第八条第三号の規定に関わらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、教務に関する主任者となることができる。

2 次の各号に掲げる者は、第八条第四号の規定の適用については、当該各号に定める間、介護福祉士の資格を有するものとみなす。

一 この省令の施行の際現に教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者又は同法に規定する当該教科についての高等学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者(以下この条において「免許状所持者等」という。) 平成二十三年三月三十一日までの間

二 免許状所持者等であって平成二十三年三月三十一日までの間において文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会(次号において「講習会」という。)の課程を修了したもの 当分の間

三 この省令の施行の際現に大学に在学し、又はこの省令の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に大学に入学し、教育職員免許法に規定する福祉の教科について高等学校教諭の普通免許状の所要資格を得た者(次項において「免許状資格者」という。)であって、平成二十六年三月三十一日までの間において講習会の課程を修了したもの 当分の間

・指定規則附則第 6 条第 2 項〔改正後〕

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令(平成 23 年 8 月 1 日 文部科学省・厚生労働省令第 5 号)による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則

第六条 この省令の施行の際現に高等学校等における主幹教諭、指導教諭若しくは教務主任である者又は福祉に関する学科を置く高等学校等における学科主任である者又は、平成二十一年四月二日から平成二十六年四月一日までの間に高等学校等における主幹教諭、指導教諭若しくは教務主任となった者若しくは福祉に関する学科を置く高等学校等における学科主任となった者については、第八条第三号の規定に関わらず、平成二十九年三月三十一日までの間は、教務に関する主任者となることができる。

2 次の各号に掲げる者は、第八条第四号の規定の適用については、当該各号に定める間、介護福祉士の資格を有するものとみなす。

一 この省令の施行の際現に教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者又は同法に規定する当該教科についての高等学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者(以下この条において「免許状所持者等」という。) 平成二十六年三月三十一日までの間

二 免許状所持者等であって平成二十六年三月三十一日までの間において文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会(次号において「講習会」という。)の課程を修了したもの 当分の間

三 この省令の施行の際現に大学に在学し、又はこの省令の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に大学に入学し、教育職員免許法に規定する福祉の教科について高等学校教諭の普通免許状の所要資格を得た者(次項において「免許状資格者」という。)であって、平成二十六年三月三十一日までの間において講習会の課程を修了したもの 当分の間

c)「介護技術等に係る研修」(施設における実習)に係る経過措置について

・平成 21 年 4 月 1 日 文部科学省・厚生労働省告示第 2 号附則第 2 項〔改正前〕

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準(平成 21 年 4 月 1 日 文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)

附則

2 平成二十一年四月一日において、教育職員免許法の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者であって、現に社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号の指定を受けた高等学校又は中等教育学校の教員であるものは、平成二十六年三月三十一日までの間、第一項第二号に掲げる基準を満たす研修を修了したものとみなす。

・平成 21 年 4 月 1 日文部科学省・厚生労働省告示第 2 号附則第 2 項〔改正後〕

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示(平成 23 年 8 月 1 日文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)

附則

2 平成二十一年四月一日において、免許状所持者であって、現に法第四十条第二項第一号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校の教員であるもの又は免許状所持者であって、平成二十一年四月二日から平成二十六年四月一日までの間において同号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校の教員となったものは、平成三十年三月三十一日までの間、第一項第二号に掲げる基準を満たす研修を修了したものとみなす。

④ 領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員のうち一人の要件

a) 本則の要件

・指定規則第 8 条第 5 号

社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成 20 年 3 月 24 日文部科学省・厚生労働省令第 2 号)

(介護福祉士の養成に係る高等学校等の指定基準)

第八条 法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

五 こころとからだの理解を教授する教員のうち一人は、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者、これらの資格を有する者であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修を修了したものその他これらに準ずるものとして文部科学大臣が別に定める者であること。

b) 経過措置の要件

・指定規則附則第 6 条第 3 項〔改正前〕

社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成 20 年 3 月 24 日文部科学省・厚生労働省令第 2 号)

第六条

3 次の各号に掲げる者は、第八条第五号の規定の適用については、当該各号に定める間、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有するものとみなす。

一 免許状所持者等 平成二十三年三月三十一日までの間

二 免許状所持者等であって平成二十三年三月三十一日までの間において文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会(次号において「講習会」という。)の課程を修了したもの 当分の間

三 免許状資格者であって平成二十六年三月三十一日までの間において講習会の課程を修了したもの 当分の間

・指定規則附則第 6 条第 3 項〔改正後〕

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令(平成 23 年 8 月 1 日文部科学省・厚生労働省令第 5 号)による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則

第六条

3 次の各号に掲げる者は、第八条第五号の規定の適用については、当該各号に定める間、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有するものとみなす。

一 免許状所持者等平成二十六年三月三十一日までの間

二 免許状所持者等であって平成二十六年三月三十一日までの間において文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会(次号において「講習会」という。)の課程を修了したもの 当分の間

三 免許状資格者であって平成二十六年三月三十一日までの間において講習会の課程を修了したもの 当分の間

(2) 介護福祉士養成施設

介護福祉士養成施設の教員要件に係る規定には、社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉士介護福祉士学校指定規則、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則がある。なお、本調査は福祉系高校の教員要件に関する調査であるため、介護福祉士養成施設の教員要件は、本則のみを対象とし、経過措置に関する要件は比較対象外とする。

以下、教員要件のうち本則に即し関連する条文をあげる。

① 教務に関する主任者のうち一人の要件

a) 本則の要件

・指定規則第5条第5号、第6号

社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年3月24日文部科学省・厚生労働省令第2号)

第五条 法第三十九条第一号に規定する学校(別表第四において「第一号学校」という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

五 前号の専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

- イ 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者
- ロ 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者
- ハ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関し三年以上の経験を有する者

六 第四号の専任教員のうち一人は、別表第四の領域の欄のすべての区分における教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者(以下この条において「専任教員課程修了者等」という。)であって、かつ、法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は養成施設の専任教員として三年以上の経験を有する者を置くこと。

② 領域「人間と社会」を教授する教員のうち一人の要件

a) 本則の要件

・指定規則第5条第5号、第7号

社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年3月24日文部科学省・厚生労働省令第2号)

第五条 法第三十九条第一号に規定する学校(別表第四において「第一号学校」という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

五 前号の専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

- イ 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者
- ロ 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者
- ハ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関し三年以上の経験を有する者

七 別表第四の人間と社会の領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、第五号イに該当する者であって専任教員課程修了者等であるもの、又は同号ロ若しくはハに該当する者を置くこと。

③ 領域「介護」を教授する教員のうち一人の要件

a) 本則の要件

・指定規則第5条第8号

社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年3月24日文部科学省・厚生労働省令第2号)

第五条 法第三十九条第一号に規定する学校(別表第四において「第一号学校」という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

八 別表第四の介護の領域に区分される教育内容を教授する専任教員は、専任教員課程修了者等であるとともに、そのうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

④ 領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員のうち一人の要件

a) 本則の要件

・指定規則第5条第9号

社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年3月24日文部科学省・厚生労働省令第2号)

第五条 法第三十九条第一号に規定する学校(別表第四において「第一号学校」という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

九 別表第四のこころとからだのしくみの領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、専任教員課程修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

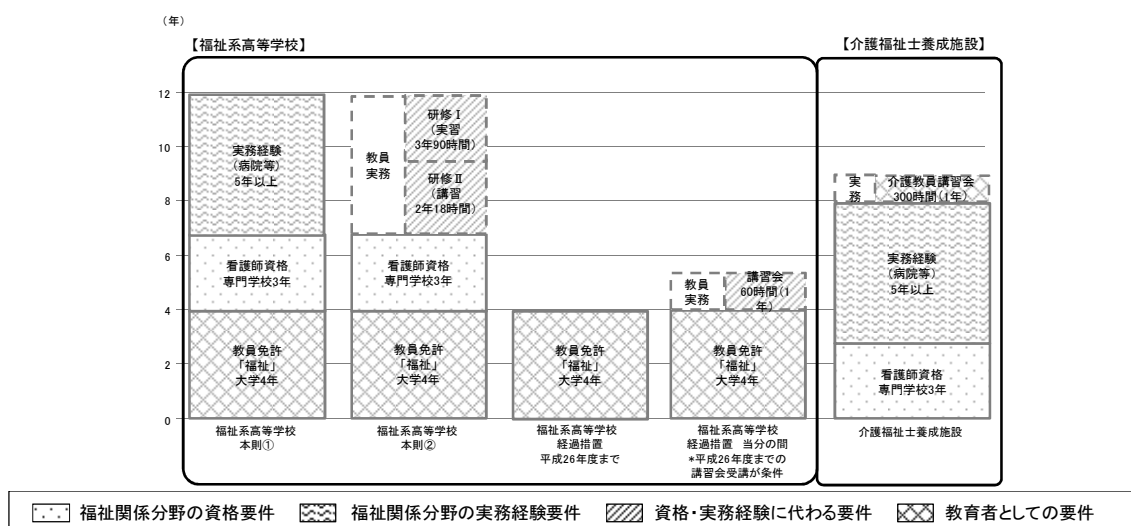
3. 福祉系高校と介護福祉士養成施設の教員要件の年数比較について

まず、福祉系高校が確保すべき教員要件を充足する教員について、その充足すべき要件を年数の点から考察する。「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」および「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」に定める、福祉系高校の教員要件を充足するために必要な年数について、本則と経過措置毎に要件別年数を積み上げて比較する。参考として、介護福祉士養成施設の教員要件についても、同様に比較を行う。なお、ここで取り上げる介護福祉士養成施設は「専修学校（専門課程、修業年限2年）」とする。介護福祉士養成施設の教員要件に関する経過措置は除く。

年数の起算点は高校卒業時とし、教員要件毎に必要な年数を積み上げる。要件を充足する方法は複数考えられるが、ここでは該当者数が多く、要件を充足するのに最も一般的と考えられる方法を算定の基準とする。

教員免許については、大学にて「高等学校教諭一種免許（福祉）」を取得するものと仮定する。また、介護福祉士資格については、大学で教職課程と並行して資格取得する例もあるが、介護福祉士の資格取得ができる大学が限られることから、大学（教職課程）とは別に、介護福祉士資格を取得すると仮定し、最短で資格取得できる「専修学校（専門課程、修業年限2年）」を卒業するものとする。教員要件充足に関わる研修・講習会等については、教員実務との両立が可能で、年間に一定時間数の受講等ですむ研修・講習会については、破線で表記し受講時間数と年数を併記する。各要件は内容に応じて「福祉関係分野の資格要件」「福祉関係分野の実務経験要件」「資格・実務経験に代わる要件」「教育者としての要件」の4種類に分類し、縦軸に年数をおく（図表Ⅳ-8）。

図表 Ⅳ-8 教員要件の年数比較例



（注）

・本図表は便宜的に教員要件充足に必要な年数を積み上げたものであり、内容を比較するものではない点に注意が必要である。

次に、福祉系高校が確保すべき教員について、その充足すべき教員要件を内容面から考察する。各要件の具体的な内容については、充足すべき内容とそのために必要とされる時間あるいは年数をまとめる。この要件についても、要件を充足するのに必要とされる最低限の内容を記述する(図表Ⅳ-9)。

図表 Ⅳ-9 教員要件(詳細)の例

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	—	—
福祉関係分野の実務経験要件	【実務経験】 ・ 介護施設等における実務経験	5年以上
福祉関係分野の資格要件	【養成施設の課程修了】 ・ 介護福祉士養成施設に2年在学 ・ 所定の科目を修了(うち、介護実習450時間) ・ <u>人間と社会</u> ・ <u>介護</u> ・ <u>こころとからだのしくみ</u>	2年 1,800時間 ・ 人間と社会(240時間) ・ 介護(1,260時間) ・ こころとからだのしくみ(300時間)
	【国家資格の取得】 ・ 介護福祉士資格(国家試験)取得	・ 国家試験免除、登録制(平成24年度～平成26年度)
教育者としての要件	【学士取得】 ・ 大学に2年以上在学 ・ 所定の単位を修了	62単位以上
	【教員一種免許取得】 ・ 所定の科目を修了(うち、教育実習5単位、150～225時間) <u>教職に関する科目</u> <u>教科に関する科目</u>	59単位 ・ 教科に関する科目20単位 ・ 教職に関する科目23単位 ・ 教科又は教職に関する科目16単位

4. 教務に関する主任者の要件

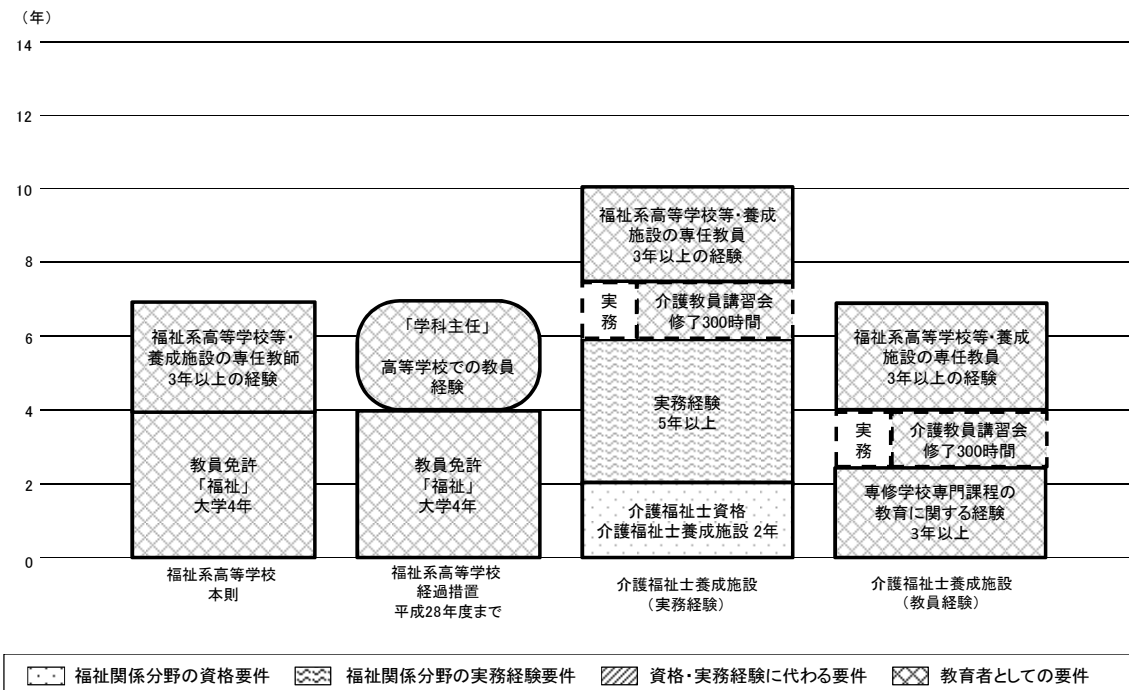
(1) 年数比較

福祉の教科に属する科目を教授する教員のうち一人は、教育課程の編成等の教務に関する主任者として求められる。

この教務に関する主任者の教員要件(福祉系高等学校の必置教員としての要件)について、福祉系高校の本則では、高等学校教員一種免許「福祉」と、福祉系高校等・養成施設の専任教員として3年以上の実務経験を有することを要する。平成26年4月1日までに高等学校の学科主任者等となった者は、平成28年度までの経過措置として、福祉系高校等・養成施設の専任教員として3年以上の実務経験に代わり、高等学校の学科主任者であることで代替が可能である。

介護福祉士養成施設における教務に関する主任者の要件(介護福祉士養成施設の専任教員の要件)は、養成施設を卒業後、実務を経験し専任教員となる場合(以下、実務経験)で、介護福祉士等福祉関係分野資格を有し、5年以上の実務経験を積むこと、介護教員講習会を受講した上で、福祉系高等学校・養成施設の専任教員として3年以上の実務経験を積むことを要する。養成施設等を卒業後、養成施設等で教育に関わり専任教員となる場合(以下、教員経験)では、専修学校専門課程の教育に関する3年以上の実務経験を積むこと、介護教員講習会を受講した上で、福祉系高等学校・養成施設の専任教員として3年以上の実務経験を積むことを要する(図表Ⅳ-10)。

図表 Ⅳ-10 教務に関する主任者の教員要件の年数比較



(注)

・本図表は便宜的に教員要件充足に必要な年数を積み上げたものであり、内容を比較するものではない点に注意が必要である。

- ・福祉系高校においては、平成 29 年度までの経過措置として、高等学校で学科主任であることが要件となる。学科主任は各学校が適切と認めた教員になるため、統一した基準はない。ここでは、学科主任には最短でも 3 年程度の実務経験を積んだ教員になるものと仮定する。そのため表中の枠組みは角なしとした。
 - ・介護福祉士養成施設の専任教員は、「学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者」も認められるが、今回は比較の対象外とする。
 - ・介護福祉士養成施設(実務経験)においては、専任教員として、「介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者」であることが求められる。ここでは、介護福祉士の資格を取得し、実務経験を積んだ者を仮定する。
- (出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成
- ・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」
 - ・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 8 条第 4 号および第 5 号に規定する文部科学大臣および厚生労働大臣が別に定める基準の制定について(通知)」21 文科初第 6223 号、平成 21 年 4 月 1 日
 - ・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第 6 条第 2 項第 2 号および第 3 項第 2 号に規定する文部科学大臣および厚生労働大臣が別に定める基準」文部科学省／厚生労働省／告示第 1 号 平成 20 年 8 月 18 日
 - ・社団法人 日本介護福祉士養成施設協会「平成 24 年度 介護教員講習会受講案内」
 - ・東京都教育委員会教育管理職任用制度

(2) 教務に関する主任者の教員要件(詳細)

福祉系高等学校では、教務に関する主任者として、高等学校等の教員又は養成施設の専任教員として3年以上の経験を有する者を置くことが求められる。参考までに介護福祉士養成施設の実務経験の場合と比較すると、介護福祉士養成施設における教務に関する主任者の教員要件は、福祉関係分野の資格要件並びに福祉関係分野での実務経験を要する点で、充足すべき要件の種類が多い(図表Ⅳ-11～13)。

図表 Ⅳ-11 教務に関する主任者の教員要件(本則)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	—	—
福祉関係分野の実務経験要件	—	—
福祉関係分野の資格要件	—	—
教育者としての要件	【学士取得】 ・ 大学に2年以上在学 ・ 所定の単位を修了	62単位以上
	【教員一種免許取得】 ・ 所定の科目を修了(うち、教育実習5単位、150～225時間) <u>教職に関する科目</u> <u>教科に関する科目</u>	59単位 ・ 教科に関する科目20単位 ・ 教職に関する科目23単位 ・ 教科又は教職に関する科目16単位
	【教育実務経験】 ・ 福祉系高等学校等・養成施設の専任教員として3年以上の経験	3年

図表 IV-12 教務に関する主任者の教員要件(経過措置平成 29 年度まで)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	—	—
福祉関係分野の実務経験要件	—	—
福祉関係分野の資格要件	—	—
教育者としての要件	【学士取得】 ・ 大学に2年以上在学 ・ 所定の単位を修了	62単位以上
	【教員一種免許取得】 ・ 所定の科目を修了(うち、教育実習5単位、150～225時間) <u>教職に関する科目</u> <u>教科に関する科目</u>	59単位 ・ 教科に関する科目20単位 ・ 教職に関する科目23単位 ・ 教科又は教職に関する科目16単位
	【教育実務経験】 ・ 学科主任の任にあること ・ 法文上は、「この省令の施行の際現に高等学校等における主幹教諭、指導教諭若しくは教務主任である者又は福祉に関する学科を置く高等学校等における学科主任である者」(社会福祉士介護福祉士学校指定規則第6条)	3年 *学校の役職であるため、個々の学校により異なる

図表 IV-13 教務に関する主任者の教員要件(介護福祉士養成施設実務経験)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	—	—
福祉関係分野の実務経験要件	【実務経験】 ・ 病院等における実務経験	5年以上
福祉関係分野の資格要件	【養成施設の課程修了】 ・ 介護福祉士養成施設に2年在学 ・ 所定の科目を修了(うち、介護実習450時間) ・ <u>人間と社会</u> ・ <u>介護</u> ・ <u>こころとからだのしくみ</u>	2年 1,800時間 ・ 人間と社会(240時間) ・ 介護(1,260時間) ・ こころとからだのしくみ(300時間)
	【国家資格を取得】 ・ 介護福祉士資格(国家試験)取得	・ 国家試験免除、登録制(平成24年度～平成26年度)
教育者としての要件	【介護教員講習会の課程を修了】 ・ 講習会の受講 ・ <u>基礎分野</u> ・ <u>専門基礎分野</u> ・ <u>専門分野</u> ・ レポート・課題作成提出 ・ 評価は、筆記試験、レポート・課題の提出、演習時の応答、受講態度、演習課題に取り組む姿勢など講師による評価並びに受講者自身による自己評価を併せ、総合的に実施	1年 300時間
	【教育実務経験】 ・ 福祉系高等学校等・養成施設の専任教員としての教育実務経験	3年

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」

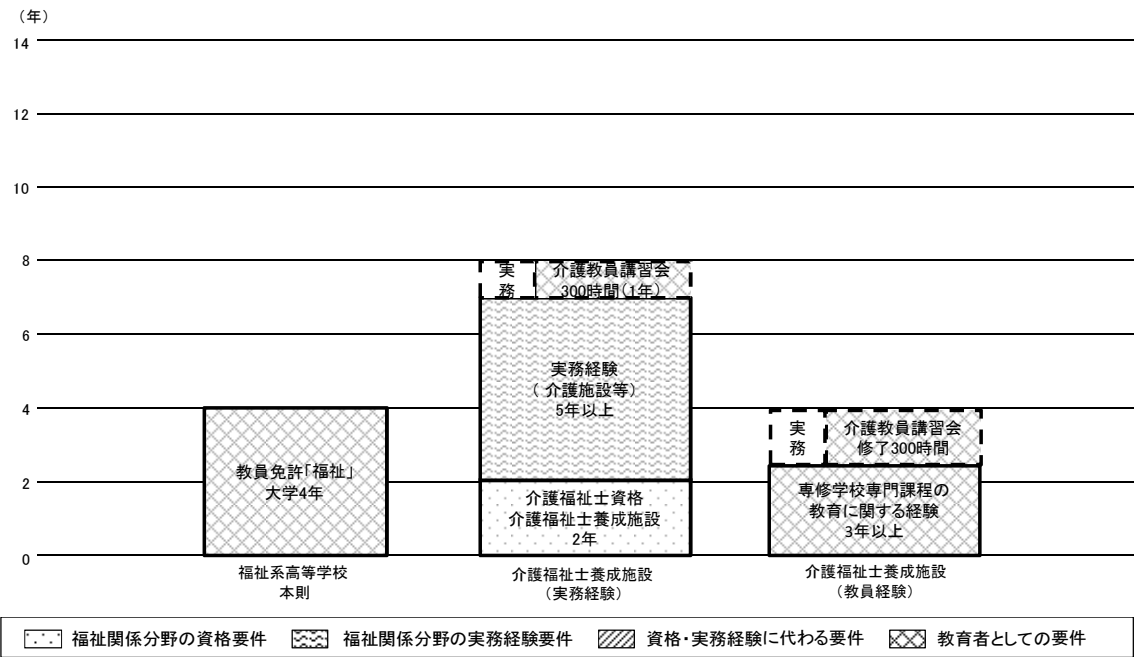
5. 領域「人間と社会」を教授する教員の要件

(1) 年数比較

領域「人間と社会」を教授する教員のうち一人の要件は、福祉系高等学校の本則では、高等学校教員一種免許「福祉」のみである。なお、本要件について経過措置は設けられていない。

介護福祉士養成施設では、領域「人間と社会」を教授する専任教員のうち一人に教員要件が定められる。実務経験の場合では、介護福祉士等福祉関係分野資格を有し、5年以上の実務経験を積み、介護教員講習会を受講した上で、福祉系高等学校等・養成施設の専任教員として3年以上の実務経験を積むことを要する。教員経験の場合では、専修学校専門課程の教育に関する3年以上の実務経験を積み、介護教員講習会を受講した上で、福祉系高等学校等・養成施設の専任教員として3年以上の実務経験を積むことを要する(図表IV-14)。

図表 IV-14 領域「人間と社会」を教授する教員要件の年数比較



(注)

- ・本図表は便宜的に教員要件充足に必要な年数を積み上げたものであり、内容を比較するものではない点に注意が必要である。
- ・介護福祉士養成施設(実務経験)においては、専任教員として、「介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者」であることが求められる。ここでは、介護福祉士の資格を取得し、実務経験を積んだ者を仮定する。
- ・介護福祉士養成施設の専任教員は、「学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者」も認められるが、今回は比較の対象外とする。

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

- ・社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年三月二十四日文科科学省・厚生労働省令第二号)
- ・社団法人 日本介護福祉士養成施設協会「平成24年度 介護教員講習会受講案内」

(2) 領域「人間と社会」の教員要件(詳細)

福祉系高等学校については、領域「人間と社会」を教授する教員に関する特別な教員要件規定はない。

参考までに介護福祉士養成施設における要件と比較すると、介護福祉士養成施設における領域「人間と社会」における教員のうち一人の要件は、福祉関係分野の資格要件並びに福祉関係分野での実務経験を要する点で、福祉系高等学校よりも充足すべき要件の種類が多い(図表IV- 15、IV-16)。

図表 IV-15 領域「人間と社会」を教授する教員の要件(本則)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	—	—
福祉関係分野の実務経験要件	—	—
福祉関係分野の資格要件	—	—
教育者としての要件	【学士取得】 ・ 大学に2年以上在学 ・ 所定の単位を修了	62単位以上
	【教員一種免許取得】 ・ 所定の科目を修了(うち、教育実習5単位、150～225時間) 教職に関する科目 教科に関する科目	59単位 ・ 教科に関する科目20単位 ・ 教職に関する科目23単位 ・ 教科又は教職に関する科目16単位

図表 IV-16 領域「人間と社会」を教授する教員の要件
(介護福祉士養成施設_実務経験)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	—	—
福祉関係分野の実務経験要件	【実務経験】 ・ 介護施設等における実務経験	5年以上
福祉関係分野の資格要件	【養成施設の課程修了】 ・ 介護福祉士養成施設に2年在学 ・ 所定の科目を修了(うち、介護実習450時間) ・ <u>人間と社会</u> ・ <u>介護</u> ・ <u>こころとからだのしくみ</u>	2年 1,800時間 ・ 人間と社会(240時間) ・ 介護(1,260時間) ・ こころとからだのしくみ(300時間)
	【国家資格を取得】 ・ 介護福祉士資格(国家試験)取得	・ 国家試験免除、登録制 (平成24年度～平成26年度)
教育者としての要件	【介護教員講習会の課程を修了】 ・ 講習会の受講 ・ <u>基礎分野</u> ・ <u>専門基礎分野</u> ・ <u>専門分野</u> ・ レポート・課題作成提出 ・ 評価は、筆記試験、レポート・課題の提出、演習時の応答、受講態度、演習課題に取り組む姿勢など講師による評価並びに受講者自身による自己評価を併せ、総合的に実施	1年 300時間

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」

6. 領域「介護」を教授する教員の要件

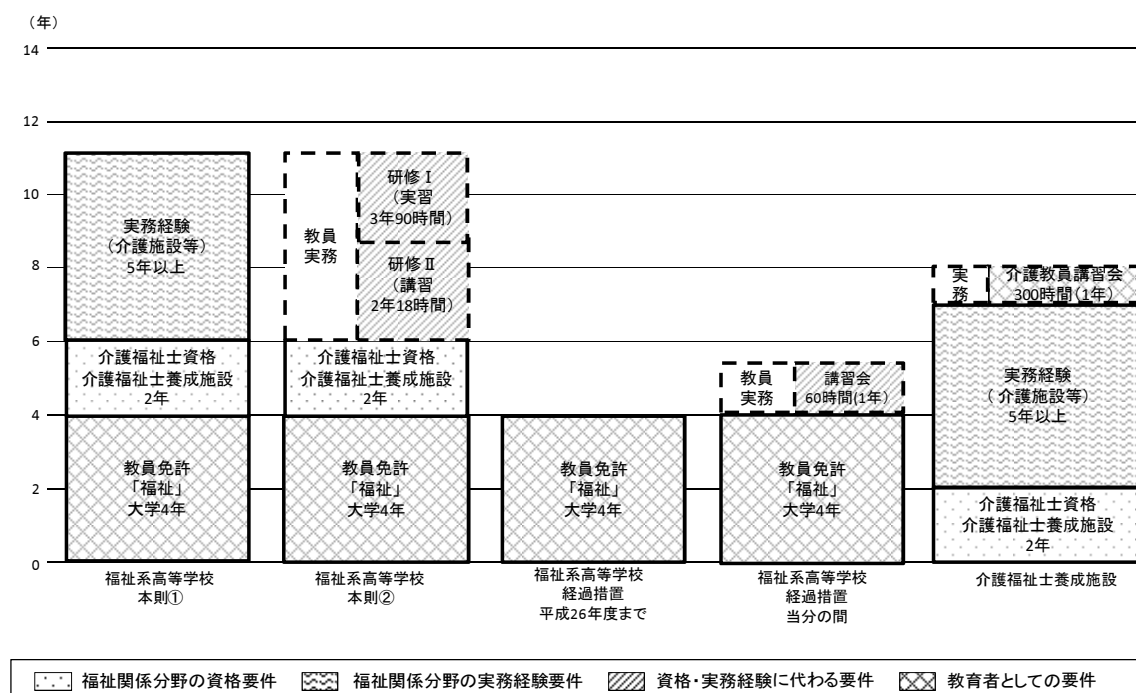
(1) 年数比較

領域「介護」を教授する教員のうち一人の要件(福祉系高等学校の必置教員の要件)について、福祉系高校の本則では、2種類の教員要件がある。一つは、福祉系高校の必置教員としての要件である、高等学校教員一種免許「福祉」に加え、介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を要するもの(本則①)、もう一つは、高等学校教員一種免許「福祉」の充足に加え、介護福祉士の資格を取得した後教員介護実習および、教員介護知識技能講習を受けることを要するもの(本則②)である。

また、経過措置も2種類の要件がある。一つは、平成26年度まで認められている措置で、高等学校教員一種免許「福祉」の充足のみのもの、もう一つは平成26年度までに講習会を受講すれば、当分の間認められる措置で、高等学校教員一種免許「福祉」の充足に加え、60時間の講習会を受講することを要するものである。

介護福祉士養成施設の専任教員のうち一人の要件では、介護福祉士等福祉関係分野の資格を取得し、5年以上の実務経験を積むこと、介護教員講習会を受講することを要するものである(図表IV-17)。

図表 IV-17 領域「介護」を教授する教員要件の年数比較



(注)

- ・本図表は便宜的に教員要件充足に必要な年数を積み上げたものであり、内容を比較するものではない点に注意が必要である。
- ・研修 I は教員介護実習、研修 II は教員介護知識技能講習をさす。
- (出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成
- ・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」
- ・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第4号および第5号に規定する文部科学大臣および厚生労働大臣が別に定める基準の制定について(通知)」21文科初第6223号、平成21年4月1日
- ・社団法人 日本介護福祉士養成施設協会「平成24年度 介護教員講習会受講案内」

(2) 領域「介護」の教員要件(詳細)

領域「介護」を教授する教員の要件の内容を福祉系高等学校と介護福祉士養成施設で比較すると、福祉系高等学校の本則では、教育者の要件として高等学校教員一種免許「福祉」に加え、福祉関係分野の資格として介護福祉士資格取得後、5年以上の実務経験要件が求められる。ただし、福祉関係分野の実務経験要件については、本則において介護技術等研修(教員介護実習ならびに教員介護知識技能講習)の修了も要件として認められている。(図表IV-18～22)。

図表 IV-18 領域「介護」を教授する教員の要件(本則①)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	—	—
福祉関係分野の実務経験要件	【実務経験】 ・ 介護施設等における実務経験	5年以上
福祉関係分野の資格要件	【養成施設の課程修了】 ・ 介護福祉士養成施設に2年在学 ・ 所定の科目を修了(うち、介護実習450時間) ・ <u>人間と社会</u> ・ <u>介護</u> ・ <u>こころとからだのしくみ</u>	2年 1,800時間 ・ 人間と社会(240時間) ・ 介護(1,260時間) ・ こころとからだのしくみ(300時間)
	【国家資格の取得】 ・ 介護福祉士資格(国家試験)取得	・ 国家試験免除、登録制(平成24年度～平成26年度)
教育者としての要件	【学士取得】 ・ 大学に2年以上在学 ・ 所定の単位を修了	62単位以上
	【教員一種免許取得】 ・ 所定の科目を修了(うち、教育実習5単位、150～225時間) <u>教職に関する科目</u> <u>教科に関する科目</u>	59単位 ・ 教科に関する科目20単位 ・ 教職に関する科目23単位 ・ 教科又は教職に関する科目16単位

図表 IV-19 領域「介護」を教授する教員の要件(本則②)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	【教員介護実習の参加】 - 介護施設に対して課題レポートを提出(1,600字程度) - 課題達成のための指導・助言を受けながら教員介護実習に参加 - 介護施設に対して成果レポートを提出(1,600字程度)	3年 90時間以上 1年に5日以上、1日につき6時間以上行われるものに限る
	【教員介護知識技能講習の課程を修了】 - 介護福祉に係る最新の知識及び技能を得ることができる講習 - 講義や演習、福祉機器の実習など	2年 18時間以上 1年につき9時間以上行われるもの
福祉関係分野の実務経験要件	—	—
福祉関係分野の資格要件	【養成施設の課程修了】 - 介護福祉士養成施設に2年在学 - 所定の科目を修了(うち、介護実習450時間) ・人間と社会 ・介護 ・こころとからだのしくみ	2年 1,800時間 - 人間と社会(240時間) - 介護(1,260時間) - こころとからだのしくみ(300時間)
	【国家資格の取得】 介護福祉士資格(国家試験)取得	国家試験免除、登録制(平成24年度～平成26年度)
教育者としての要件	【学士取得】 - 大学に2年以上在学 - 所定の単位を修了	62単位以上
	【教員一種免許取得】 - 所定の科目を修了(うち、教育実習5単位、150～225時間) - 教職に関する科目 - 教科に関する科目	59単位 - 教科に関する科目20単位 - 教職に関する科目23単位 - 教科又は教職に関する科目16単位

図表 IV-20 領域「介護」を教授する教員の要件(経過措置 平成26年度まで)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	—	—
福祉関係分野の実務経験要件	—	—
福祉関係分野の資格要件	—	—
教育者としての要件	【学士取得】 - 大学に2年以上在学 - 所定の単位を修了	62単位以上
	【教員一種免許取得】 - 所定の科目を修了(うち、教育実習5単位、150～225時間) - 教職に関する科目 - 教科に関する科目	59単位 - 教科に関する科目20単位 - 教職に関する科目23単位 - 教科又は教職に関する科目16単位

図表 IV-21 領域「介護」を教授する教員の要件(経過措置 当分の間)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	【介護福祉等に係る講習会の課程修了】 - 講習会を受講 - 介護福祉士養成課程 - 社会福祉基礎 - 介護福祉基礎 - コミュニケーション技術 - 生活支援技術 - 介護総合演習・介護実習 - 介護課程 - こころとからだの理解 - もとめられる介護福祉士 - レポートの作成、提出 - 文部科学省により、講習の受講状況・レポート及びその他の方法で審査を行い、一定の水準に達したものに修了証を交付	60時間 6時間の講習を10日間実施
福祉関係分野の実務経験要件	—	—
福祉関係分野の資格要件	—	—
教育者としての要件	【学士取得】 - 大学に2年以上在学 - 所定の単位を修了	62単位以上
	【教員一種免許取得】 - 所定の科目を修了(うち、教育実習5単位、150～225時間) - 教職に関する科目 - 教科に関する科目	59単位 - 教科に関する科目20単位 - 教職に関する科目23単位 - 教科又は教職に関する科目16単位

図表 IV-22 領域「介護」を教授する教員の要件(介護福祉士養成施設)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	—	—
福祉関係分野の実務経験要件	【実務経験】 介護施設等における実務経験	5年以上
福祉関係分野の資格要件	【養成施設の課程修了】 - 介護福祉士養成施設に2年在学 - 所定の科目を修了(うち、介護実習450時間) - 人間と社会 - 介護 - こころとからだのしくみ	2年 1,800時間 - 人間と社会(240時間) - 介護(1,260時間) - こころとからだのしくみ(300時間)
	【国家資格を取得】 介護福祉士資格(国家試験)取得	国家試験免除、登録制(平成24年度～平成26年度)
教育者としての要件	【介護教員講習会の課程を修了】 - 講習会の受講 - 基礎分野 - 専門基礎分野 - 専門分野 - レポート・課題作成提出 - 評価は、筆記試験、レポート・課題の提出、演習時の応答、受講態度、演習課題に取り組む姿勢など講師による評価並びに受講者自身による自己評価を併せ、総合的に実施	1年 300時間

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」

7. 領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員の要件

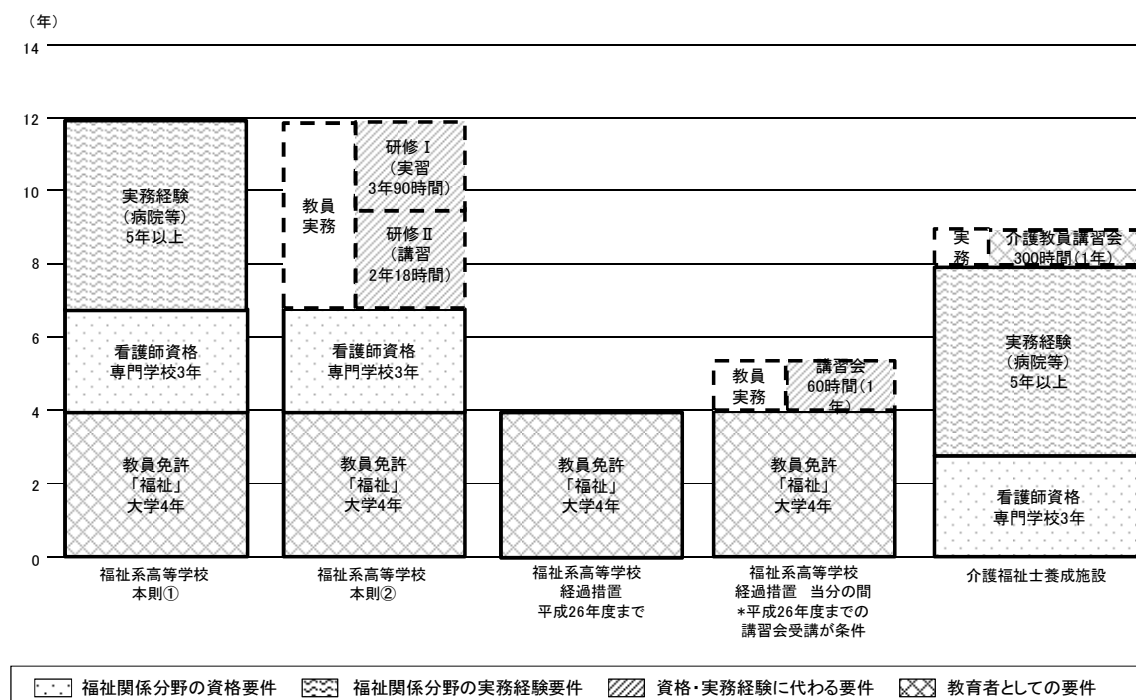
(1) 年数比較

領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員の要件のうち一人の教員要件(福祉系高等学校の必置教員としての要件)について、福祉系高等学校の本則では、2種類の要件がある。一つは、高等学校教員一種免許「福祉」の充足に加え、看護師等の資格を取得した後5年以上の実務経験を要するもの(本則①)、もう一つは、高等学校教員一種免許「福祉」の充足に加え、看護師等の資格を取得した後教員介護実習および、教員介護知識技能講習を受けることを要するもの(本則②)である。

また、経過措置も2種類の要件がある。一つは、平成26年度まで認められている措置で、高等学校教員一種免許「福祉」の充足のみで足りるとするものである。もう一つは平成26年度までに講習会を受講すれば当分の間認められる措置で、高等学校教員一種免許「福祉」の充足に加え、60時間の講習会を受講することを要するものである。

介護福祉士養成施設の専任教員のうち一人は、看護師等の資格取得後、5年以上の実務経験を積み、介護教員講習会を受講することを要する(図表IV-23)。

図表 IV-23 領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員要件の年数比較



(注)

- ・本図表は便宜的に教員要件充足に必要な年数を積み上げたものであり、内容を比較するものではない点に注意が必要である。
- ・研修Ⅰは教員介護実習、研修Ⅱは教員介護知識技能講習をさす。
- ・教員介護実習とは、学校指定規則第5条第14号に掲げる要件を満たす実習であって、1年に5日以上(1日につき6時間以上行われるものに限る。)行われるものである。教員介護知識技能講習とは、介護福祉に係る最新の知識および技能を得ることができ、講習であって、1年につき9時間以上行われるものをさす。研修は、教員介護実習および教員介護知識技能講習の内容を合わせて5年間に行う。ただし、教員介護知識技能講習の内容は、当該5年間のうち、2年以内に限り。

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

- ・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」
- ・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 8 条第 4 号および第 5 号に規定する文部科学大臣および厚生労働大臣が別に定める基準の制定について(通知)」21 文科初第 6223 号、平成 21 年 4 月 1 日
- ・社団法人 日本介護福祉士養成施設協会「平成24年度 介護教員講習会受講案内」

(2) 領域「こころとからだのしくみ」の教員要件(詳細)

領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員のうち一人の教員要件の内容を福祉系高等学校と介護福祉士養成施設で比較すると、福祉系高等学校の本則では、教育者の要件として高等学校教員一種免許「福祉」に加え、福祉関係分野の資格要件として、看護師等の資格取得後、5 年以上の実務経験が求められる。福祉関係分野の実務経験要件については、本則において介護技術等研修(教員介護実習ならびに教員介護知識技能講習)の修了も要件として認められる(図表 IV-24～28)。

領域「こころとからだのしくみ」については、医師、保健師、助産師又は看護師の資格が求められるが、高等学校教諭一種免許「福祉」の取得ルートと、看護師等の資格取得ルートが同一のルートで取得しにくいことから、この要件を満たす教員の確保を難しくしていることが推測される。

図表 IV-24 領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員の要件(本則①)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	—	—
福祉関係分野の実務経験要件	【実務経験】 ・ 病院等における実務経験	5年以上
福祉関係分野の資格要件	【看護大学卒業】 ・ 看護大学に3年在学 ・ 所定の科目を修了(うち実習23単位) ・ <u>基礎分野</u> ・ <u>専門基礎分野</u> ・ <u>専門分野Ⅰ</u> ・ <u>専門分野Ⅱ</u> ・ <u>統合分野</u>	3年 97単位 ・ 基礎分野(13) ・ 専門基礎分野(21) ・ 専門分野Ⅰ(13) ・ 専門分野Ⅱ(38) ・ 統合分野(12)
	【国家資格の取得】 ・ 看護師資格(国家試験)取得 ・ 受験者53,702人、合格者48,400人、合格率90.1%(平成24年試験)	・ 国家試験受験
教育者としての要件	【学士取得】 ・ 大学に2年以上在学 ・ 所定の単位を修了	62単位以上
	【教員一種免許取得】 ・ 所定の科目を修了(うち、教育実習5単位、150～225時間) ・ <u>教職に関する科目</u> ・ <u>教科に関する科目</u>	59単位 ・ 教科に関する科目20単位 ・ 教職に関する科目23単位 ・ 教科又は教職に関する科目16単位

図表 IV-25 領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員の要件(本則②)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	【教員介護実習の参加】 - 介護施設に対して課題レポートを提出(1,600字程度) - 課題達成のための指導・助言を受けながら教員介護実習に参加 - 介護施設に対して成果レポートを提出(1,600字程度)	3年 90時間以上 1年に5日以上、1日につき6時間以上行われるものに限る
	【教員介護知識技能講習の課程を修了】 - 介護福祉に係る最新の知識及び技能を得ることができる講習 - 講義や演習、福祉機器の実習など	2年 18時間以上 1年につき9時間以上行われるもの
福祉関係分野の実務経験要件	—	—
福祉関係分野の資格要件	【看護大学卒業】 - 看護大学に3年在学 - 所定の科目を修了(うち実習23単位) ・基礎分野 ・専門基礎分野 ・専門分野Ⅰ ・専門分野Ⅱ ・統合分野	3年 97単位 ・基礎分野(13) ・専門基礎分野(21) ・専門分野Ⅰ(13) ・専門分野Ⅱ(38) ・統合分野(12)
	【国家資格の取得】 - 看護師資格(国家試験) - 取得受験者53,702人、合格者48,400人、合格率90.1%(平成24年試験)	・国家試験受験
教育者としての要件	【学士取得】 - 大学に2年以上在学 - 所定の単位を修了	62単位以上
	【教員一種免許取得】 - 所定の科目を修了(うち、教育実習5単位、150～225時間) - 教職に関する科目 - 教科に関する科目	59単位 ・教科に関する科目20単位 ・教職に関する科目23単位 ・教科又は教職に関する科目16単位

図表 IV-26 領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員の要件
(経過措置 平成26年度まで)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	—	—
福祉関係分野の実務経験要件	—	—
福祉関係分野の資格要件	—	—
教育者としての要件	【学士取得】 - 大学に2年以上在学 - 所定の単位を修了	62単位以上
	【教員一種免許取得】 - 所定の科目を修了(うち、教育実習5単位、150～225時間) - 教職に関する科目 - 教科に関する科目	59単位 ・教科に関する科目20単位 ・教職に関する科目23単位 ・教科又は教職に関する科目16単位

図表 IV-27 領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員の要件(経過措置 当分の間)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	【介護福祉等に係る講習会の課程修了】 - 講習会を受講 - 介護福祉士養成課程 - 社会福祉基礎 - 介護福祉基礎 - コミュニケーション技術 - 生活支援技術 - 介護総合演習・介護実習 - 介護課程 - こころとからだの理解 - もとめられる介護福祉士 - レポートの作成、提出 - 文部科学省により、講習の受講状況・レポート及びその他の方法で審査を行い、一定の水準に達したものに修了証を交付	60時間 6時間の講習を10日間実施
福祉関係分野の実務経験要件	—	—
福祉関係分野の資格要件	—	—
教育者としての要件	【学士取得】 - 大学に2年以上在学 - 所定の単位を修了	62単位以上
	【教員一種免許取得】 - 所定の科目を修了(うち、教育実習5単位、150～225時間) - 教職に関する科目 - 教科に関する科目	59単位 - 教科に関する科目20単位 - 教職に関する科目23単位 - 教科又は教職に関する科目16単位

図表 IV-28 領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員の要件(介護福祉士養成施設)

	内容	時間
資格・実務経験に代わる要件	—	—
福祉関係分野の実務経験要件	【実務経験】 病院等における実務経験	5年以上
福祉関係分野の資格要件	【看護大学卒業】 - 看護大学に3年在学 - 所定の科目を修了(うち実習23単位) - 基礎分野 - 専門基礎分野 - 専門分野Ⅰ - 専門分野Ⅱ - 統合分野	3年 97単位 - 基礎分野(13) - 専門基礎分野(21) - 専門分野Ⅰ(13) - 専門分野Ⅱ(38) - 統合分野(12)
	【国家資格の取得】 - 看護師資格(国家試験)取得 - 受験者53,702人、合格者48,400人、合格率90.1%(平成24年試験)	国家試験受験
教育者としての要件	【介護教員講習会の課程を修了】 - 講習会を受講 - 基礎分野 - 専門基礎分野 - 専門分野 - レポート・課題作成提出 - 評価は、筆記試験、レポート・課題の提出、演習時の応答、受講態度、演習課題に取り組む姿勢など講師による評価並びに受講者自身による自己評価を併せ、総合的に実施	1年 300時間

(注)

・単位の考え方は次の通り。

・1単位は45時間が標準

・講義および演習については、1単位は15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業

・実験・実習・実技については、1単位は30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業
(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

- ・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」
- ・「大学設置基準」
- ・「教育職員免許法施行規則(抄)」

8. 福祉系高校の教員要件の内容

(1) 高等学校教員一種免許「福祉」取得について

高等学校の教員免許には、普通免許、特別免許、臨時免許がある。このうち普通免許には、専修免許、一種免許の2種類がある。文部科学省「学校教員統計調査」(平成22年度)によると、「福祉」の免許状を保有する高等学校教員の教員免許状別教員構成は、一種免許状保有者が72.3%、専修免許状保有者が2.4%、その他25.3%であり、一種免許状保有者が最も多い。

また、現職の教員等については、現職教員等講習会の受講による福祉の免許の認定が認められるほか、教員資格認定試験による教育要件の充足も認められている(図表IV-29)。

図表 IV-29 教員免許の種類別要件充足の方法

免許種別	定義	取得の方法	
普通免許	・免許状を取得するもっとも一般的な方法 ・取得要件の違いにより、専修免許状、一種免許状、二種免許状と区別されるものの、職務上の差異はない ・高等学校教諭の所要資格免許状は専修免許状あるいは一種免許状である	専修免許	①・一種免許を取得、修士号等の基礎資格を得る ・文部科学大臣が認定した課程において所定の教科及び教職に関する科目の単位を修得する ②・一種免許又は特別免許状を取得 ・最低在職年数(3年)以上良好な勤務成績で勤務する ・所定の単位を修得し、教育職員検定を受ける ③・外国の大学院等で上記と同様の要件を満たす ④・当該大学院等の課程を修了し、又は外国において教育職員に関する免許状の授与を受けた後、教育職員検定を受ける
		一種免許	・大学において学士の基礎資格を得る ・文部科学大臣が認定した課程において所定の教科及び教職に関する科目の単位を修得する
特別免許	・教員免許状を持たない人であっても、各分野の優れた知識経験や技能をもつ社会人について、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により、特別免許状を授与し教諭に任用できる制度 ・5年以上10年以内において都道府県教育委員会で定める期間 ・授与された都道府県においてのみ有効	・教育職員検定の合格 ・各都道府県教育委員会が実施	
臨時免許	・普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与される臨時免許状の制度 ・授与されたときから3年間(相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り6年間有効) ・授与された都道府県においてのみ有効	・教育職員検定の合格 ・各都道府県教育委員会が実施	

(注)

- ・単位の考え方は次の通り。
 - ・1単位は45時間が標準
 - ・講義および演習については、1単位は15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業
 - ・実験・実習・実技については、1単位は30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業
- (出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成
- ・「教育職員免許法施行規則」
- ・「大学設置基準」

高等学校の教員の実情をふまえ、もっとも一般的と考えられる高等学校教員一種免許「福祉」に限定し、以下詳述する。

高等学校教員一種免許「福祉」については、大学での学士の学位取得に加え、高等学校教員一種免許「福祉」を取得するために、教職に関する科目、教科に関する科目の修了が求められる。教育職員免許法施行規則によると、学士学位取得に 62 単位以上、教職に関する科目と教科に関する科目を合わせて 59 単位以上の取得が求められる。うち、教育実習として 5 単位以上が必要であるほか、教科に関する科目のうち、実習科目に相当する社会福祉総合実習は、1 単位以上の取得が求められる(図表Ⅳ- 30)。

各科目の内容、時間、および認定基準等は各大学の自治に委ねられている。

図表 Ⅳ-30 高等学校教員一種免許「福祉」取得

要件	内容	時間
「学士」学位取得	- 大学に2年以上在学 - 所定の単位を修了	62単位以上
一種免許「福祉」取得	<教職に関する科目> - 教職の意義等に関する科目(2) - 教育の基礎理論に関する科目(6) - 教育課程及び指導法に関する科目(6) - 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目(4) - 教育実習(5) - 教職実践演習(2)	59単位以上 うち、実習として、教育実習5単位(150～225時間) *教科に関する科目については、それぞれ1単位以上計20単位を修得する。
	<教科に関する科目> - 社会福祉学(職業指導を含む) - 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 - 社会福祉援助技術 - 介護理論及び介護技術 - 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む) - 人体構造及び日常生活行動に関する理解 - 加齢及び障害に関する理解	

(注)

・単位の考え方は次の通り。

・1 単位は 45 時間が標準

・講義および演習については、1 単位は 15 時間から 30 時間までの範囲で大学が定める時間の授業

・実験・実習・実技については、1 単位は 30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

・「教育職員免許法施行規則」

・「学位規則」

・「大学設置基準」

・「教育職員免許法施行規則(抄)」

(2) 教員介護実習および教員介護知識技能講習について

教員介護実習とは、学校指定規則第 5 条第 14 号ロに掲げる要件を満たす実習であって、1 年に 5 日以上(1 日につき 6 時間行われるものに限る。)行われるものである。教員介護知識技能講習とは、介護福祉に係る最新の知識および技能を得ることができる講習であって、1 年につき 9 時間以上行われるものをさす。

教員介護実習は、教員が介護福祉の現場において必要とされる最新の知識・技術を学ぶことを目的とする。教員介護実習は、3 年～5 年(1 年につき 5 日以上、1 日につき 6 時間以上)継続的に実施することが求められる。実習場所は、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の介護施設である(図表Ⅳ-31)。

図表 Ⅳ-31 教員介護実習および教員介護知識技能講習の内容

要件	内容	時間
教員介護実習	- 介護施設における実習 - 介護施設に提出するレポート ＜実習前の提出レポート＞ 「介護過程の実際について」、「多職種連携について」、「利用者理解について」、「介護技術の実際について」といったテーマで実施に当たっての課題を設定し、課題解決のための取り組みについて記述(1,600字程度) ＜実習後の提出レポート＞ - 実習前に設定した課題について、課題解決への取組のまとめ(検証)及び今後の課題を記述(1,600字程度) - 介護施設は、課題レポート・教員介護実習における取組状況・成果レポートに基づき評価を行い、一定レベルに達していると判断した場合に修了証書を交付	3 年 90 時間以上
教員介護知識技能講習	- 介護福祉に係る最新の知識及び技能を得ることができる講習 - 講習の実施機関としては、都道府県教育委員会、校長会、職能団体等が想定される	2 年 18 時間以上

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」

・文部科学省「文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修」21 文科初第 6351 号

介護技術等研修は、教員介護実習および教員介護知識技能講習の内容を合わせて 5 年間に行う。教員介護知識技能講習は当該 5 年間のうち 2 年以内に限られるが、受講年数は任意となる。そのため、教員介護実習および教員介護知識技能講習は、受講年数に応じ 3 種類に整理できる(図表Ⅳ-32)。

図表 Ⅳ-32 教員介護実習および教員介護知識技能講習の組合せ

	内 容	年	時 間
介護技術等 研修①	・ 教員介護実習	3年	90時間以上
	・ 教員介護知識技能講習	2年	18時間以上
介護技術等 研修②	・ 教員介護実習	4年	120時間以上
	・ 教員介護知識技能講習	1年	9時間以上
介護技術等 研修③	・ 教員介護実習	5年	150時間以上
	・ 教員介護知識技能講習	0年	—

(注)

・「時間」は、教員介護実習で、1 年につき、1 日 6 時間、5 日以上として計算した。教員介護知識技能講習は、1 年につき 9 時間の講習を受講するものとして計算した。

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」

・「社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 8 条第 4 号及び第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の制定について(通知)」21 文科初第 6223 号

・「福祉系高等学校等における介護福祉士養成に係る教員介護実習の受入れに関する御協力をお願いについて(依頼)」21 文科初第 6216 号／社援発第 0401035 号

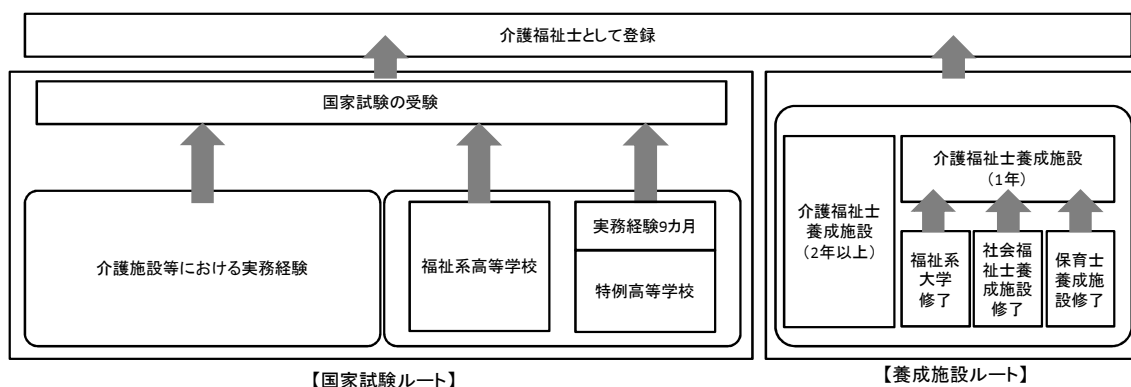
(3) 介護福祉士の免許取得について

① 介護福祉士資格登録者の状況

介護福祉士資格取得のための科目の教授において、福祉系高等学校および養成施設の教員のうち一人に、福祉関係分野の資格が求められる。この資格の一つに、介護福祉士資格がある。介護福祉士とは、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。平成24年度9月末時点の介護福祉士登録者総数は、1,085,994人である。

介護福祉士資格取得の方法は大きく分けて2種類あり、3年以上介護等の業務に従事した者等が介護福祉士国家試験に合格する国家試験ルートと、文部科学大臣及び厚生労働大臣または、厚生労働大臣が指定した養成施設を卒業する養成施設ルートとなっている(図表IV-33)。

図表 IV-33 介護福祉士登録までの流れ



(注)

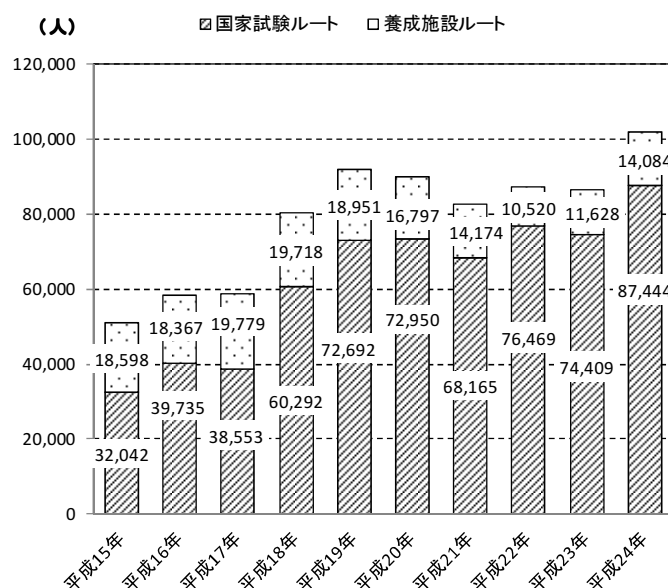
・上記ルート図は、平成26年度までの制度を図示したもの。

・なお、平成27年度より、国家試験ルートのうち「介護施設等における実務経験」においては、国家試験の受験前に6カ月以上の実務者研修の受講が義務付けられると共に、養成施設ルートの各区分についても、国家試験の受験が義務付けられることとなる。

(出所) 各種公開資料を元に日本総研作成

介護福祉士の登録者数を、国家試験ルートと養成施設ルートの登録区分別でみると、平成 15 年度は国家試験ルートが 32,042 人(当該年度の登録者数に占める割合 63.3%)、養成施設ルート 18,598 人(同 36.7%)であったのが、平成 24 年度は国家試験ルートが 87,444 人(同 86.1%)、養成施設ルート 14,084 人(同 13.9%)となり、総数並びに登録者数に占める割合共に国家試験ルートの比重が高まっている(図表IV-34)。

図表 IV-34 登録区分別介護福祉士新規登録者数推移



(注)

- ・人数は、各年度 9 月末の登録者数。
- ・公開されている数値は登録者数の累計のため、前年度分を差し引いた純増分で示した。

(出所) 下記資料を元に日本総研作成

- ・厚生労働省「介護福祉士の登録者数の推移」

② 介護福祉士国家試験について

国家試験ルートを細かく見ると、3 年以上介護等の業務に従事して国家試験を受験する実務経験ルートと、福祉系高校等を卒業して国家試験を受験する福祉系高校ルートがある。

実務経験 3 年以上の者は、介護福祉士国家試験を受験する資格を得る。このうち、介護技術講習あるいは実務者研修を修了した場合、国家試験の実技試験が免除され筆記試験のみとなる。

福祉系高校卒業者は、修了した内容に応じて、受験区分が異なる。このうち、旧カリキュラムを卒業した場合は、介護福祉士の国家試験の受験資格を得るが、加えて、介護技術講習を受講した場合、国家試験の実技試験が免除され受験科目は筆記試験のみとなる。新カリキュラムを修了した場合、国家試験の実技試験が免除され受験科目は筆記試験のみとなる。特例高校等を修了し実務経験 9 カ月の要件を満たした場合、介護福祉士の国家試験の受験資格を得るが、加えて、介護技術講習を受講した場合、国家試験の実技試験が免除され受験科目は筆記試験のみとなる(図表IV-35、IV-36)。

なお、養成施設卒業者は平成 26 年度まで国家試験を受験せずに介護福祉士として登録することが可能である。

図表 IV-35 介護福祉士国家試験受験区分別受験内容(平成 24 年度から平成 26 年度まで)

	基礎資格	試験内容		追加講習等
		筆記	実技	
実務経験	・ 実務経験3年以上	○	○	-
	・ 実務経験3年以上	○	-	・ 介護技術講習
	・ 実務経験3年以上	○	-	・ 実務者研修(6カ月450時間)
福祉系高校	・ 福祉系高校旧カリキュラム修了(1,190時間)	○	○	-
		○	-	・ 介護技術講習
	・ 特例高校等終了(1,190時間) ・ 実務経験9か月以上	○	○	-
		○	-	・ 介護技術講習
	・ 福祉系高校新カリキュラム修了(1,800時間)	○	-	-
養成施設	・ 高等学校等卒業 ・ 介護福祉士養成施設2年以上修了(1,800時間)	-	-	-
	・ 高等学校等卒業 ・ 福祉系大学等卒業 ・ 介護福祉士養成施設1年以上(社)(1,170時間)	-	-	-
	・ 高等学校等卒業 ・ 社会福祉士養成施設等修了 ・ 介護福祉士養成施設1年以上(社)(1,170時間)	-	-	-
	・ 高等学校等卒業 ・ 保育士養成施設等修了 ・ 介護福祉士養成施設1年以上(保)(1,155時間)	-	-	-

(注)

- ・「実務経験」として認められるためには、現に就業した期間・日数として、従業期間 3 年(1,095 日)以上かつ、従事日数 540 日以上の要件を満たす必要がある。1 日の勤務時間は問わない。
- ・平成 27 年度の卒業生より、新たに「医療的ケア」の教育内容の学習も必要となる。「医療的ケア」の教育内容は以下の通り。
 - ・基本研修(講義形式・実時間で 50 時間以上)
 - ・演習 喀痰吸引:口腔(5 回以上)、鼻腔(5 回以上)、気管カニューレ内部(5 回以上)
経管栄養:胃ろう又は腸ろう(5 回以上)、経鼻経管栄養(5 回以上)
*併せて救急蘇生法演習についても 1 回以上実施すること
 - ・実地研修(可能な限り)
- (出所)下記資料を元に日本総研作成
- ・公益財団法人社会福祉振興・試験センター

図表 IV-36 介護福祉士国家試験の内容

	内容
介護福祉士国家試験	【筆記試験】 ・ 年1回実施 <試験科目> 社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビリテーション論、社会福祉援助技術（演習を含む）、レクリエーション活動援助法、老人・障害者の心理、家政学概論、医学一般、精神保健、介護概論、介護技術及び形態別介護技術 <試験方法> 出題形式は五枝択一方式、出題数120問、総試験時間数210分間
	【実技試験】 ・ 年1回実施 <試験内容> 介護等に関する専門的技能 <試験方法> 筆記試験に合格した者に限り、受験可能 試験時間は5分間以内 *平成20年4月1日から平成22年12月31日までの間に、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号以下「施行規則」という）第22条第4項に規定する介護技術講習（以下「講習」という）を修了した者については、その申請により、実技試験を免除

（出所）下記資料を元に日本総研作成

・公益財団法人社会福祉振興・試験センター「第25回（平成24年度）介護福祉士国家試験受験申し込み」

平成27年度からは、実務経験3年以上の者は、6カ月450時間の実務者研修を受講した場合に、介護福祉士の受験資格が認められる。福祉系高校を卒業した者の要件は変わらない。養成施設の卒業者に対しても同年度より介護福祉士国家試験の受験が求められるが、実技試験は免除されるため、受験科目は筆記試験のみとなる（図表IV-37）。

図表 IV-37 介護福祉士国家試験受験区分別受験内容（平成27年度から）

	基礎資格	試験内容		追加講習等
		筆記	実技	
実務経験	・ 実務経験3年以上	○	-	・ 実務者研修（6カ月450時間）
福祉系高校	・ 福祉系高校旧カリキュラム修了（1,190時間）	○	○	-
		○	-	・ 介護技術講習
	・ 特例高校等終了（1,190時間） ・ 実務経験9か月以上	○	○	-
		○	-	・ 介護技術講習
	・ 福祉系高校新カリキュラム修了（1,800時間）	○	-	-
養成施設	・ 高等学校等卒業 ・ 介護福祉士養成施設2年以上修了（1,800時間）	○	-	-
	・ 高等学校等卒業 ・ 福祉系大学等卒業 ・ 介護福祉士養成施設1年以上（社）（1,170時間）	○	-	-
	・ 高等学校等卒業 ・ 社会福祉士養成施設等修了 ・ 介護福祉士養成施設1年以上（社）（1,170時間）	○	-	-
	・ 高等学校等卒業 ・ 保育士養成施設等修了 ・ 介護福祉士養成施設1年以上（保）（1,155時間）	○	-	-

（注）

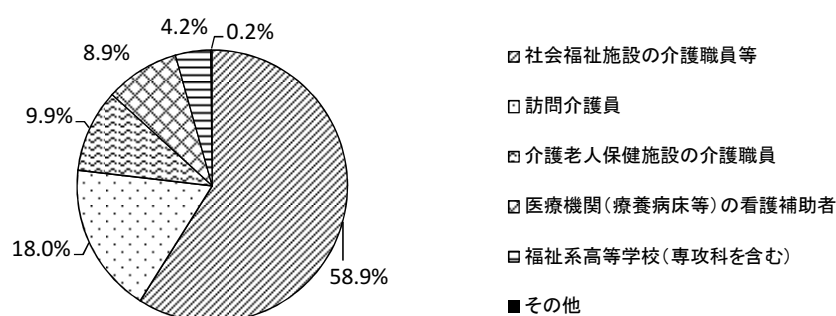
・「実務経験」として認められるためには、現に就業した期間・に数として、従業期間3年（1,095日）以上かつ、従事日数540日以上の要件を満たす必要がある。1日の勤務時間は問わない。

・平成27年度の卒業者より、新たに「医療的ケア」の教育内容の学習も必要となる。「医療的ケア」の教育内容は以下の通り。

- ・基本研修(講義形式・実時間で 50 時間以上)
 - ・演習 喀痰吸引:口腔(5 回以上)、鼻腔(5 回以上)、気管カニューレ内部(5 回以上)
経管栄養:胃ろう又は腸ろう(5 回以上)、経鼻経管栄養(5 回以上)
*併せて救急蘇生法演習についても 1 回以上実施すること
 - ・実地研修(可能な限り)
- (出所) 下記資料を元に日本総研作成
- ・公益財団法人社会福祉振興・試験センター

平成 24 年度の介護福祉士国家試験の受験者数は 137,961 人、合格者数は 88,190 人、合格率は 63.9%である。合格者の内訳を介護福祉士国家試験の受験区分でみると、社会福祉施設の介護職員等が 58.9%(51,953 人)、訪問介護員 18.0%(15,831 人)、介護老人保健施設の介護職員 9.9%(8,728 人)、医療機関の介護補助者 8.9%(7,814 人)、福祉系高等学校(専攻科を含む)4.2%(3,720 人)である。社会福祉施設の介護職員等を中心とする実務経験者が、介護福祉士国家試験合格者の 95.6%(84,326 人)を占める(図表Ⅳ-38)。

図表 Ⅳ-38 介護福祉士国家試験受験区分別合格者割合(平成 24 年)



(注)

・実務経験者は「社会福祉施設の介護職員等」「訪問介護員」「介護老人保健施設の介護職員」「医療機関(療養病床等)の看護補助者」の合計とした。

(出所) 下記資料を元に日本総研作成。

・厚生労働省「第 24 回介護福祉士合格発表」平成 24 年 3 月

(4) 看護師の免許取得について

介護福祉士資格取得のための科目の教授において、福祉系高校および養成施設の教員のうち一人に、福祉関係分野の資格が求められるが、認められる資格の一つに看護師免許がある。特に、領域「こころとからだのしくみ」においては、同領域の教員のうち一人は、教員の福祉関係分野の資格要件として、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後 5 年以上の実務経験を有する者であることが求められる。以下では、同要件の中の看護師免許について記述する。

① 看護師国家試験について

日本で看護師免許を得るには、日本の看護師国家試験に合格し看護師登録をしなければならない。看護師国家試験の受験区分は、大学卒業、短期大学卒業、養成所(修業年限3年、2年)、高等学校専攻科卒業、高校・高校専攻科卒業、准看護師免許取得に加えた通信制による修業、EPA 看護師候補者による受験、その他に分かれる(図表IV-39)。第101回看護師国家試験合格状況によると、合格者全体に占める合格者の割合が高い受験区分は、「養成所3年コース」の20,557人(38.3%)であり、次に「大学卒業」の13,402人(24.3%)となっている。

図表 IV-39 看護師国家試験受験区分および受験区分別合格者数

受験資格区分	修了期間	基礎資格	受験資格取得方法	合格者 (平成24年度)
大学	3年以上	・中等教育学校、高等学校卒業	・中等教育学校あるいは高等学校を卒業し、大学にて学業を修了	13,402人 (24.3%)
短期大学	3年以上	・中等教育学校、高等学校卒業	・中等教育学校あるいは高等学校を卒業し、短期大学にて学業を修了	1,936人(3.6%)
	2年	・准看護師 ・実務経験3年	・准看護師資格の取得 ・学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師 ・免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師 ・短期大学にて学業を修了	4人(0.01%)
養成所	3年	・中等教育学校、高等学校卒業	・中等教育学校あるいは高等学校を卒業し、看護師養成所を卒業	20,557人 (38.3%)
	2年	・准看護師 ・実務経験3年	・准看護師資格の取得(学校で2年間看護に関する学科の修業あるいは養成所を卒業し、准看護師試験に合格) ・学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師 ・免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師	6,198人 (11.5%)
高等学校専攻科	2年	・准看護師 ・実務経験3年	・准看護師資格の取得(学校で2年間看護に関する学科の修業あるいは養成所を卒業し、准看護師試験に合格) ・学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師 ・免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師	358人(0.7%)
高校・高校専攻科	5年	－	・高等学校の看護に関する学科において教育を受ける ・高等学校では普通教科と看護に関する基礎科目を修了 ・専攻科で教養科目と看護の専門科目を修了	47名(5.1%)
通信制	2年	・准看護師 ・実務経験10年以上	・准看護師資格の取得(学校で2年間看護に関する学科の修業あるいは養成所を卒業し、准看護師試験に合格) ・学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師 ・免許を得た後10年以上業務に従事している准看護師	3,477人(6.5%)
EPA		・外国人看護師候補者	・インドネシア共和国、フィリピン共和国からの外国人看護師候補者 ・日本語の語学研修及び看護導入研修を受講済み ・病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している ・看護師国家試験の受験資格につき厚生労働大臣の認定を受ける	47人(0.1%)
その他		・外国において看護師免許を取得した者	・外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を取得 ・看護師国家試験の受験資格につき厚生労働大臣の認定を受ける	69人(0.1%)

(注)

・合格者数は、既卒者含む値。

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

・「保健師助産師看護師法」

・「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」

・文部科学省「高等学校における看護教育」

・厚生労働省「第101回看護師国家試験合格状況」(平成24年3月26日公表)

合格者の多い看護師養成所 3 年修了コース、大学修了コースの卒業要件、およびその後の合格率は以下のとおりである。修了すべき基礎カリキュラムに差はないが、大学の場合は養成所と異なり学士取得のための単位取得が必要となる(図表Ⅳ-40、Ⅳ-41)

図表 Ⅳ-40 看護師養成所 3 年修了コース

要件	内容	時間
養成所卒業	【看護学基礎カリキュラム修了】 <基礎分野>(13) - 科学的思考の基盤 - 人間と生活・社会の理解 <専門基礎分野>(21) - 人体の構造と機能 - 疾病の成り立ちと回復の促進 - 健康支援と社会保障制度 <専門分野Ⅰ>(13) - 基礎看護学 - 臨地実習(基礎看護学) <専門分野Ⅱ>(38) - 成人看護学 - 老年看護学 - 小児看護学 - 母性看護学 - 精神看護学 - 臨地実習(成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学) <統合分野>(12) - 在宅看護論 - 看護の統合と実践 - 臨地実習(在宅看護論、看護の統合と実践)	3年 97単位(うち実習23単位)
看護師資格取得 受験者21,901人、合格者20,557人、合格率38.3%(平成24年試験、養成所3年コース修了者、既卒者含む)	- 国家資格試験受験、合格 - 年1回実施 <試験科目> - 人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論及び看護の統合と実践	—

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

- ・「保健師助産師看護師法」
- ・「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」

図表 IV-41 看護大学修了コース

要件	内容	時間
看護大学卒業	【学士学位取得】 - 大学に2年以上在学 - 所定の単位を修了	2年以上 62単位以上
	【看護学基礎カリキュラム修了】 ＜基礎分野＞(13) - 科学的思考の基盤 - 人間と生活・社会の理解 ＜専門基礎分野＞(21) - 人体の構造と機能 - 疾病の成り立ちと回復の促進 - 健康支援と社会保障制度 ＜専門分野Ⅰ＞(13) - 基礎看護学 - 臨地実習(基礎看護学) ＜専門分野Ⅱ＞(38) - 成人看護学 - 老年看護学 - 小児看護学 - 母性看護学 - 精神看護学 - 臨地実習(成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学) ＜統合分野＞(12) - 在宅看護論 - 看護の統合と実践 - 臨地実習(在宅看護論、看護の統合と実践)	3年(上記2年を含む) 97単位(うち実習23単位)
看護師資格取得 受験者13,504人、 合格者13,042人、 合格率24.3% (平成24年試験、 看護大学コース修 了者、既卒者含む)	- 国家資格試験受験、合格 - 年1回実施 ＜試験科目＞ - 人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論及び看護の統合と実践	—

(出所) 下記法令、通知、公開資料等を元に日本総研作成

・「学位規則」第6条1項1号

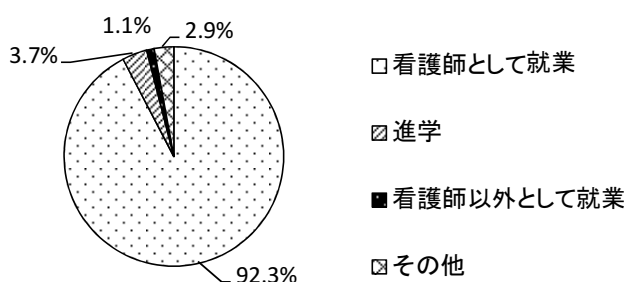
・「保健師助産師看護師法」

・「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」

② 看護師国家試験合格者の進路について

「看護師等学校入学状況及び卒業生就業状況調査」(平成 24 年度実施)によると、卒業後の進路として、看護師養成所 3 年修了コースでは、卒業生 20,806 人のうち、92.3%(19,214 人)が看護師として就業、3.7%(763 人)が進学し、1.1%(229 人)が看護師以外として就業している。卒業後 93.4%が実務に進み、進学は 3.7%にとどまっている(図表Ⅳ-42)。このことから、養成所卒業直後、大学に進学し教職免許を取得することは一般的でないと考えられる。

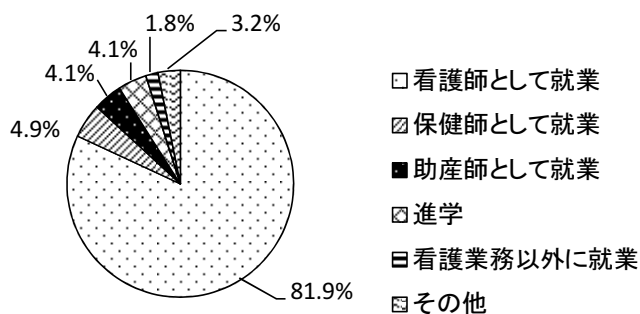
図表 Ⅳ-42 看護師養成所 3 年修了コースの卒業後進路



(出所) 下記資料を元に日本総研作成
 ・厚生労働省「看護師等学校入学状況及び卒業生就業状況調査」平成 24 年度

同調査によると、看護大学修了コースでは、卒業生 14,145 人のうち 81.9%(11,585 人)が看護師として就業、4.9%(697 人)が保健師として就業、4.1%(587 人)が助産師として就業、4.1%(580 人)が進学し、1.8%(250 人)が看護師業務以外に就業している。看護大学修了コースにおいても、91.0%が看護師業務に関連する実務に進む(図表Ⅳ-43)。

図表 Ⅳ-43 看護大学修了コースの卒業後進路



(出所) 下記資料を元に日本総研作成
 ・厚生労働省「看護師等学校入学状況及び卒業生就業状況調査」平成 24 年度

高等学校教員一種免許「福祉」を取得可能な大学のうち、当該学科が看護系の学部属する4 大学で、同時に看護師免許を取得可能か確認をしたところ、4 大学全てにおいて、看護師免許と

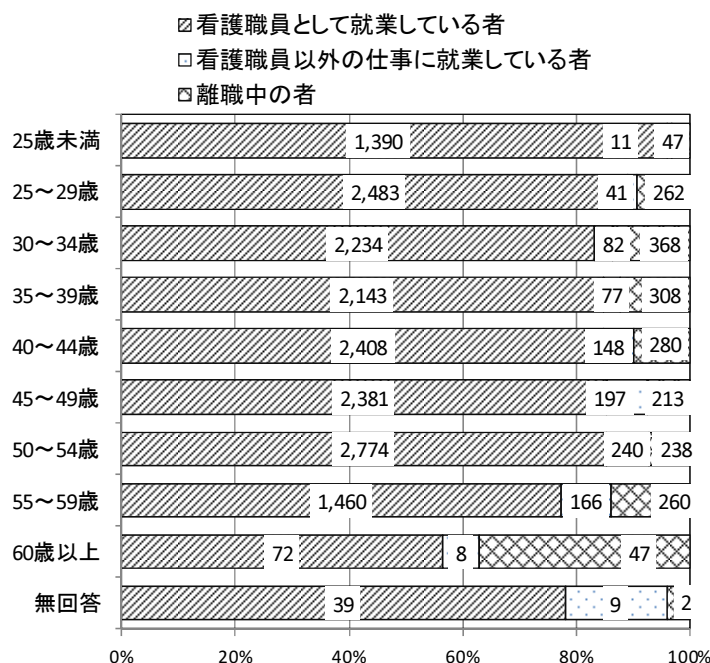
高等学校教員一種免許「福祉」は同時に取得できないことがわかった。そのため、大学進学後、看護師免許の取得と合わせ、高等学校教員一種免許「福祉」の免許を同時に取得することは難しいと考えられる(図表Ⅳ-44)。

このように、看護師養成所、看護大学卒業直後は現場に進むことが多いほか、大学においても、看護師養成と高等学校教員一種免許「福祉」の教職養成が別々に扱われていることから、看護師免許の有資格者が高等学校教諭の中では最も一般的である大学の養成課程において高等学校教諭一種免許を取得することは考えにくい。

③ 看護師免許の資格保有者の就業状況について

この点、「看護職員就業状況等実態調査(調査期間平成22年8月から平成23年1月)」によれば、年齢が上がるにつれ、看護師免許の有資格者が看護職員以外の職についている、あるいは離職中である実態がわかる(図表Ⅳ-44)。このような人材が高等学校において教育を行うことができるルートとしては、特別免許や臨時免許の授与を受け、任用されることが考えられ、このような方法の有効活用も検討の余地がある。

図表 Ⅳ-44 看護職員の年齢別就業状況



(注)

・この表において「看護職員」とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をさす。

・表中の数字は実数を表す。単位は人。

(出所) 下記資料を元に日本総研作成

・厚生労働省「看護職員就業状況等実態調査結果」

【調査期間】平成22年8月から平成23年1月

【調査対象】保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の免許を有する者

【調査方法】各都道府県を通じて看護師等学校養成所に協力を依頼し、卒業生に対して質問紙調査を実施。

【調査対象数】調査対象数 39,134人、回収数 20,466人(回収率52.3%)、有効回答数 20,388人(有効回答率52.1%)

9. 事例研究 介護技術等研修と大学教職課程(教員一種免許「福祉」取得)の内容比較

(1) 介護技術等研修の内容について

① 教員介護実習について

教員介護実習は、教員が介護福祉の現場において必要とされる最新の知識・技術を学ぶことを目的とする。教員介護実習は、3年～5年(1年につき5日以上、1日につき6時間以上)継続的に実施することが求められる。実習場所は、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の介護施設である。内容は公開資料からは読み取ることができなかった。

② 教員介護知識技能講習について

教員介護知識技能講習は、介護福祉に係る最新の知識及び技能を得ることができる講習として位置付けられる。講習の実施機関としては、都道府県教育委員会、校長会、職能団体等が想定される。

公開情報にて把握できた教員介護知識技能講習の内容をまとめると、図表IV-45の通りとなる。

図表 IV-45 教員介護知識技能講習の内容比較

	a 団体		b 団体
	平成23年度	平成24年度	平成24年度
座学	「介護福祉士の専門性について」(90) 「施設現場での実務に必要な知識・技能」(90) 「地域における自立生活支援と在宅ケア」(80) 「これからの福祉を担う人間性豊かな人材を育てるために」(100) 「生活支援技術について」(100)	「介護福祉士の専門性について」(90) 「施設で生活することとは」(90) 「施設や事業所の機能や役割について」(90) 「生活支援技術について」(90) 「地域での利用者の生活について」(90) 「介護事業所運営の理念と実践から」(90)	「終末期の介護」(90) 「介護職員等によるたんの吸引等について」(90) 「認知症の理解と対応」(60)
実習・演習	「必要なケアをより安全に提供するための制度理解」 「介護現場でよりよいコミュニケーションをはぐくむために」 「医療や地域のつなぎ役としての介護福祉士の役割について」 「利用者の自立を高めるアプローチについて」(計 120)	*内訳不明	「介護現場における福祉機器の活用」(90) 「介護過程の展開」(90) 「認知症の理解と対応」(90) 「施設における介護の実践」(90)

(注)

- ・「」内は講義のタイトル。
- ・()内は講義時間を示す。単位は分。
- ・実習・演習との表記は、資料に基づくもの。

(出所) 公開資料および厚生労働省資料に基づき日本総研作成

(2) 教員一種免許「福祉」取得のために必要なカリキュラムについて

教員一種免許「福祉」を取得可能な大学から、私立大学 3 大学、公立大学 1 大学、通信制大学 1 大学を抽出し、各大学の教職課程のカリキュラム比較を行った。

① 単位数

教職課程の単位数は、A 大学 89 単位（うち、実習および演習 21 単位）、B 大学 48 単位（うち、実習および演習 9 単位）、C 大学 86 単位（うち、実習および演習 11 単位）、D 大学 36 単位（うち、実習および演習 9 単位）、E 大学 36 単位（うち、実習および演習 17 単位）である。各大学で必要単位数が異なるほか、教科に関する科目の実習・演習科目も、4 単位から 13 単位と幅広い（図表 IV-46）。

各大学の単位当たり時間数は講義、演習で 15~30 時間、実験・実習・実技で 30~45 時間で、同じ条件といえる。

図表 IV-46 教員一種免許「福祉」取得に必要な単位数の比較

	A大学	B大学	C大学	D大学	E大学
学校区分	私立	私立	公立	私立・通信制	私立
教員一種免許(福祉) 取得に必要な単位数	89	48	86	36	36
必修 実習・演習	教職:8単位 教科:13単位	教職:5単位 教科:4単位	教職:5単位 教科:6単位	教職:5単位 教科:4単位	教職:5単位 教科:12単位
単位計算	講義、演習:15~30時間 実験、実習、実技 :30~45時間	講義:15時間 演習:30時間 実験、実習、実技:45時間 (別に定める授業科目は30時間) *教育実習Aおよび教育実習Bについては、30時間をもって1単位とする。	講義、演習:15~30時間 実験、実習、実技 :30~45時間	実習以外の単位はレポート枚数により規定。 1単位:1,600字 (400字詰原稿用紙4枚) 2単位:3,200字 (400字詰原稿用紙8枚) 4単位:6,400字 (400字詰原稿用紙16枚)	講義、演習:15~30時間 輪講、実験、実習、実技 :30~45時間

(注)

- ・D 大学以外は通学課程。
- ・設置学部・学科名および入学定員数欄の、学部・学科名は、教員一種免許「福祉」を取得可能な学部・学科の名称を記載。() 内数字は、各学部の 1 学年の入学定員数を表す。
- ・1 種教員免許(福祉)取得に必要な単位数とは、学士の称号認定に必要な単位(卒業単位数)を含まない。また、「日本国憲法」「スポーツ」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の単位も含まず、「教職に関する科目」および「教科に関する科目」として認められる科目のみを積算した単位。
- ・1 種教員免許(福祉)取得に必要な単位数欄の「必修 実習・演習」の欄は、必要単位数のうち必修となる実習・演習の単位数を記載。

(出所) 下記資料を元に日本総研作成

- ・各大学が公開しているシラバス(2012 年版)および各大学の学則

② 教員一種免許「福祉」以外に取得可能な資格

各大学の教員一種免許「福祉」取得可能な学部・学科において、教員免許以外に取得可能な資格のうち、介護福祉士受験資格、社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格について洗い出しを行った。今回対象とした 5 大学のうち、介護福祉士受験資格を取得可能な大学は 2 校、社会福祉士受験資格を取得可能な大学は 5 校、精神保健福祉士受験資格を取得可能な大学は 5 校、保育士資格を取得可能な大学は 2 校であった(図表Ⅳ-47)。

図表 Ⅳ-47 教員一種免許「福祉」以外に取得可能な隣接領域資格の比較

	A大学	B大学	C大学	D大学	E大学
介護福祉士受験資格	○	×	○	×	×
社会福祉士受験資格	○	○	○	○	○
精神保健福祉士 受験資格	○	○	○	○	○

(注)

・D 大学は通信課程、D 大学以外は通学課程。

・教員免許以外に取得可能な資格とは、各学科において取得可能かを基準とし、併設学部・学科において取得可能な資格は比較の対象外とする。

(出所) 下記資料を元に日本総研作成

・各大学が公開しているシラバス(2012 年版)および各大学の学則

③ 各大学のカリキュラム

各大学の教職課程に関するカリキュラムについて、公開情報に基づき「教職に関する科目」「教科に関する科目」ごとに、該当する科目及び単位数を比較する。教職課程のカリキュラムは、教育職員免許法施行規則上の「教職に関する科目」「教科に関する科目」に従い区分するが、各大学設置の科目がどの科目領域に属するかは、各大学が指定し公表する資料による。各大学において、教員一種免許「福祉」を取得可能な学部・学科が複数にまたがる場合、より介護に関する教育が充実している学部・学科のカリキュラムを選び比較対象とした。

「単位数」欄はその科目での必修単位をいう。「必要単位数」とは、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の中で合計として必要な単位数を示す。そのため、単位数の合計と必要単位数の合計は必ずしも一致しない。

教科に関する科目のうち「社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む)」について、実習に関する設置科目名は太字で表記する。また、わかる範囲で実習場所と実習時間(日数)を示す。

a) A 大学

A 大学は、教員一種免許「福祉」を取得するために必要な必修単位が、今回比較した5校のうち、最も多い。また、介護を中心とした実習の内容が充実している(図表IV-48、IV-49)。

A 大学では、介護福祉士受験資格に加え、社会福祉士受験資格を同時に取ることが可能なカリキュラム編成となっている。社会福祉総合実習科目においては、「介護実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ、Ⅳ」という科目名で施設への実習を行う。それぞれ2単位で、実習施設は、老人保健施設、障害児・障害者施設での実習、特別養護老人ホーム、居宅サービス事業所を網羅している。必修単位数も多く、講義・演習だけでなく、実習にも力をいれていることがわかる。

図表 IV-48 教員一種免許「福祉」の教職に関する科目として認定する科目_A 大学

教職に関する科目	該当科目名	単位数	必要単位数
教職の意義等に関する科目	教職入門[2]	2	30
教育の基礎理論に関する科目	教育原理[2] 教育史[2] 教育心理学[2] 青年心理学[2] 教育制度要説[2]	6	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論[2] 福祉科教育法A[2] 福祉科教育法B[2] 特別活動要説[2] 教育の方法と技術[2]	10	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒・進路指導論[2] 教育相談[2]	4	
教育実習	教育実習Ⅰ[2] 教育実習指導[4]	6	
教職実践演習	教育実践演習(中・高)[2]	2	

図表 IV-49 教員一種免許「福祉」の教科に関する科目として認定する科目_A 大学

教科に関する科目	該当科目名	単位数	必要単位数
社会福祉学(職業指導を含む)	社会福祉学概論Ⅰ[2] 社会福祉学概論Ⅱ[2] 社会福祉発達史[2] 社会保障Ⅰ[2] 社会保障Ⅱ[2] 地域福祉の理論と方法Ⅰ[2] 低所得者に対する支援と生活保障制度[2] 介護福祉学概論[2]	10	59
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度Ⅰ[2] 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度Ⅱ[2] 障害の理解[2] 成年後見制度[2] 高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ[2] 高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ[2]	4	
社会福祉援助技術	社会福祉援助技術Ⅰ-A[2] 社会福祉援助技術Ⅱ-A[2] 社会福祉援助技術Ⅲ-A[2] 社会福祉援助技術Ⅲ-B[2] 福祉レクリエーション論[2] 福祉レクリエーション援助論[2]	2	
介護理論及び介護技術	介護の基本A[2] 介護の基本B[2] 生活支援技術C[2] 介護過程Ⅱ-A[2] 生活支援技術A-I[1] 生活支援技術D[2] 生活支援技術E[2] 生活支援技術A-II[1]	14	
社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む)	介護実習Ⅰ[2] *老人保健施設での実習[日数不明] 介護実習Ⅱ[2] *障害児・障害者施設での実習[12日] 介護実習Ⅲ[5] *特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)での実習[29日] 介護実習Ⅳ[1] *居宅サービス事業所(主に訪問介護事業所)での実習[5日] 相談援助演習Ⅰ[1] 相談援助演習Ⅱ[1] 相談援助演習Ⅲ[1] 相談援助演習Ⅳ[1] 介護総合演習Ⅰ[1] 介護総合演習Ⅱ[1] 介護総合演習Ⅲ[1] 相談援助実習指導Ⅰ[1] 相談援助実習指導Ⅱ[1] 相談援助実習[4]	13	
人体構造及び日常生活行動に関する理解	人体の構造と機能及び疾病Ⅰ[2] 人体の構造と機能及び疾病Ⅱ[2] こころとからだのしくみA[2] こころとからだのしくみB[2]	8	
加齢と障害に関する理解	心理学理論と心理的支援[2] 発達と老化の理解[2] 認知症の理解[2] 障害の理解B[2]	8	

(注)

・[]内は認定単位数。

・教員免許取得のためには上記単位のほかに、「日本国憲法」(1科目)「スポーツ」(2科目)「コンピューター基礎」(1科目)が必要。

- ・学士の称号取得のために、必修科目 15 単位、選択必修科目 11 単位、選択科目 2 単位の合計 18 単位の取得が必要。
- ・A 大学では、学内規定として、各内容について法令の内容を上回る形で最低取得単位数を設定している。そのため、学生自身が教科又は教職に関する単位に振り分けて授業を履修する必要はない(予め教科に関する科目あるいは教職に関する科目に振り分けられている)。
- (出所)下記資料を元に日本総研作成
- ・各大学が公開しているシラバス(2012 年版)および各大学の学則

b) B 大学

B 大学では、社会福祉士、精神保健福祉士の受験資格を同時に取得可能なカリキュラム編成となっている(図表IV-50、IV-51)。

社会福祉総合実習科目においては、「社会福祉援助実習」という科目名で施設での実習を行う。実習時間は 180 時間以上と比較的長い、対象施設は高齢者施設、障害児・者施設、児童福祉施設、福祉事務所、病院等の施設・機関で、必ずしも介護現場とは限らない。また、前述のとおり、社会福祉士、精神保健福祉士の受験資格取得を念頭においたものであることから、実習の内容は、介護ではなく相談を中心としている可能性がある点、注意が必要である。

図表 IV-50 教員一種免許「福祉」の教職に関する科目として認定する科目_B 大学

教職に関する科目	該当科目名	単位数	必要単位数
教職の意義等に関する科目	教師論[2]	2	23
教育の基礎理論に関する科目	教育心理学[2] 教育原理[2] 教育制度論[2]	6	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論[1] 道徳教育論[2] 福祉科教育法A[2] 福祉科教育法B[2] 特別活動論[2] 教育方法・技術論[1]	6	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論[2] 教育相談論[2]	4	
教育実習	教育実習指導[1] 教育実習A[4] 教育実習B[2]	3	
教職実践演習	教職実践演習(中等)[2]	2	

図表 IV-51 教員一種免許「福祉」の教科に関する科目として認定する科目_B 大学

教科に関する科目	該当科目名	単位数	必要単位数
社会福祉学(職業指導を含む)	地域福祉論Ⅰ[2] 地域福祉論Ⅱ[2] 社会保障論Ⅰ[2] 社会保障論Ⅱ[2] 福祉行政論[2] 公的扶助論[2]	4	25
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	児童福祉論[2] 高齢者福祉論Ⅱ[2] 障害者福祉論[2]	6	
社会福祉援助技術	社会福祉援助演習Ⅰ[1] 社会福祉援助演習Ⅱ[1] 社会福祉援助演習Ⅲ[1] 社会福祉援助演習Ⅳ[1] 社会福祉援助演習Ⅴ[1]	1	
介護理論及び介護技術	介護技術[2] 介護の基本Ⅰ[2] 介護の基本Ⅱ[2]	4	
社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む)	社会福祉援助実習[4] *高齢者施設、障害児・者施設、児童福祉施設、福祉事務所、病院等の施設・機関での実習[180時間以上]	4	
人体構造及び日常生活行動に関する理解	福祉の医学[2]	2	
加齢と障害に関する理解	認知症の理解Ⅰ[2] 認知症の理解Ⅱ[2] 障害の理解Ⅰ[2] 障害の理解Ⅱ[2]	4	

(注)

・[]内は認定単位数。

・「単位数」欄はその科目での必修単位をいう。「必要単位数」とは、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の中で合計として必要な単位数を示す。そのため、単位数の合計と必要単位数の合計は必ずしも一致しない。

・教員免許取得のためには上記単位のほかに、「日本国憲法」(2 単位)「スポーツ」(2 単位)「外国語コミュニケーション」(2 単位)「情報機器の操作」(2 単位)で単位を取得。

(出所) 下記資料を元に日本総研作成

・各大学が公開しているシラバス(2012 年版)および各大学の学則

c) C 大学

C 大学では、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士受験資格を同時に取得が可能なカリキュラム編成となっている。教科に関する科目のうち、社会福祉総合実習科目においては、「社会福祉基礎実習」という科目名で施設への実習を行う。対象施設は各社会施設(介護、通所、相談、児童等)、行政、民間活動・組織等における体験、参加、調査等幅広く、必ずしも介護現場の実習を行っているわけではない(図表IV-52、IV-53)。

ただしC 大学では、介護福祉士養成課程を設け、実習として「介護実習Ⅰ」「介護実習Ⅱ」「介護実習Ⅳ」を設置している(図表IV-54)。本実習は上記、教員一種免許「福祉」の教科に関する科目としては認められないが、福祉系高校の現状から、教員一種免許「福祉」に加え、介護福祉士資格を取得した場合、教員としての採用活動上有利に働くと考えられるため、ここでは介護福祉士養成課程も同時に履修するものと仮定する。当該科目では、「介護実習Ⅰ」では特別養護老人ホームにおける配属実習が 5 週間、「介護実習Ⅱ」では自立支援施設、救護施設、老人保健施設における配属実習が 2 週間、「介護実習Ⅳ」では認知症グループホーム、訪問介護事業所、ショートステ

イ、デイサービス施設等居宅系サービスを行う事業所における配属実習が 3 週間、それぞれ予定されている。

図表 IV-52 教員一種免許「福祉」の教職に関する科目として認定する科目_C 大学

教職に関する科目	該当科目名	単位数	必要単位数
教職の意義等に関する科目	教育概論[2]	2	27
教育の基礎理論に関する科目	教育原理[2] 教育心理学[2] 教育行政学[2]	6	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論[2] 福祉課教育法Ⅰ[2] 福祉課教育法Ⅱ[2] 特別活動論[2] 教育方法論[2]	10	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論[2] 教育相談論[2]	4	
教育実習	教職実践演習(中・高)[2]	2	
教職実践演習	教育実習Ⅰ[1] 教育実習Ⅱ(高等学校)[2]	3	

図表 IV-53 教員一種免許「福祉」の教科に関する科目として認定する科目_C 大学

教科に関する科目	該当科目名	単位数	必要単位数
社会福祉学(職業指導を含む)	社会福祉原論Ⅰ[2] 社会福祉原論Ⅱ[2] 社会保障論Ⅰ[2] 社会保障論Ⅱ[2] 地域福祉論[2] 公的扶助論Ⅰ[2]	10	46
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	老人福祉論Ⅱ[2] 児童福祉論Ⅰ[2] 児童福祉論Ⅱ[2] 障害者福祉論Ⅱ[2]	2	
社会福祉援助技術	ソーシャルワーク入門[2] ソーシャルワーク論Ⅰ[2] ソーシャルワーク論Ⅱ[2]	6	
介護理論及び介護技術	介護概論Ⅰ[2] 介護概論Ⅱ[2]	4	
社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む)	社会福祉基礎実習[2] *各社会福祉施設-介護、通所、相談、児童等 -、行政、民間活動・組織などにおける体験・参 加・調査など 〔3回(1回あたり90分)〕 社会福祉基礎演習[2] ソーシャルワーク演習[2]	6	
人体構造及び日常生活行動に関する理解	医学概論[2] 心身システム論[2]	4	
加齢と障害に関する理解	老人福祉論Ⅰ[2] 障害者福祉論Ⅰ[2] 発達と老化の理解[2]	6	

(注)

・[]内は認定単位数。

- ・「単位数」欄はその科目での必修単位をいう。「必要単位数」とは、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の中で合計として必要な単位数を示す。そのため、単位数の合計と必要単位数の合計は必ずしも一致しない。
- ・教員免許取得のためには上記単位のほかに、「日本国憲法」(2 単位)「スポーツ」(3 単位)「外国語コミュニケーション」(4 単位)「情報機器の操作」(4 単位)で単位取得が必要。

図表 IV-54 介護福祉士養成課程における実習

科目名	内容
介護実習Ⅰ [5]	特別養護老人ホームにおける配属実習。 〔5週間〕
介護実習Ⅱ [2]	自立支援施設、救護施設、老人保健施設における配属実習。〔2週間〕
介護実習Ⅲ [3]	認知症グループホーム、訪問介護事業所、ショートステイ、デイサービス施設など居宅系サービスを行う事業所における配属実習 〔3週間〕

(注)

- ・[]内は認定単位数。
 - ・C 大学では介護福祉士養成課程を設置し、実習として、「介護実習Ⅰ」「介護実習Ⅱ」「介護実習Ⅳ」が設けられている。本実習は上記、教員一種免許「福祉」の教科に関する科目としては認められないものの、学生は教員一種免許「福祉」取得と合わせて介護福祉士資格を取得すると仮定し、実習時間としてカウントする。
- (出所) 下記資料を元に日本総研作成
- ・各大学が公開しているシラバス(2012 年版)および各大学の学則

d) D 大学

D 大学は、今回調査対象とした 5 大学の中では唯一、通信制で教員一種免許「福祉」の資格取得が可能である。社会福祉士、精神保健福祉士の受験資格を同時に取ることが可能なカリキュラム編成となっている(図表Ⅳ-55、Ⅳ-56)。

通信制であるため、カリキュラムの履修はテキストによる学習が中心である。社会福祉総合実習科目においては、社会福祉総合実習という科目名で施設での実習を行う。同大学では、実習施設は学生が自ら探し、受入を依頼することとなっている。なお、勤務施設での実習は認められていない。対象施設は、障害児入所施設、特別養護老人ホーム、生活介護、療養介護、自立(機能)訓練(主として身体障害者が利用するものに限る)施設である。実施期間は 12 日間で、1 日の実習時間は原則 8 時間(実習施設の勤務体制に準ずる)、実習開始日より終了日まで 28 日以内に実施することが求められる。また、必ず介護を伴う実習を行うことが条件となっている。

図表 Ⅳ-55 教員一種免許「福祉」の教職に関する科目として認定する科目_D 大学

教職に関する科目	該当科目名	単位数	必要単位数
教職の意義等に関する科目	学校教育職入門[2]T	2	27
教育の基礎理論に関する科目	教育言論 I [2]T 教育心理学 I [2]T 教育社会学 I [2]T	6	
教育課程及び指導法に関する科目	学校教育過程論(中・高)[2]T 教科教育法福祉[4]T 特別活動研究(中・高)[2]T 教育方法学 I (中・高)[2]T	10	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導・進路指導の研究(中・高)[2]T 教育相談の研究(中・高)[2]T	4	
教育実習	教育実習 I (中・高)[2]E 教育実習研究(中・高)[1]RS	3	
教職実践演習	教育実践演習(教諭)[2]SIS	2	

図表 IV-56 教員一種免許「福祉」の教科に関する科目として認定する科目_D 大学

教科に関する科目	該当科目名	単位数	必要単位数
社会福祉学(職業指導を含む)	社会福祉言論[4]T 社会保障論[4]T 職業指導[2]T	10	36
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	老人福祉論 I [2]T 児童福祉論 I [2]T 障害者福祉論 I [2]T	6	
社会福祉援助技術	社会福祉援助技術 I [4]T 地域福祉論 I [2]T 社会福祉計画論[2]T	8	
介護理論及び介護技術	介護概論 II [2]TS	2	
社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む)	社会福祉総合実習[2]E *障害児入所施設、特別養護老人ホーム、(主として身体障害者が利用するものに限る)生活介護・療養介護・自立訓練(職能訓練)での実習 [12日間(1日は原則8時間で、実習施設の勤務体制に準ずる)]	4	
人体構造及び日常生活行動に関する理解	心身ケア論[2]T	2	
加齢と障害に関する理解	高齢者ケア論[2]T	4	

(注)

・[]内は認定単位数。

・「単位数」欄はその科目での必修単位をいう。「必要単位数」とは、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の中で合計として必要な単位数を示す。そのため、単位数の合計と必要単位数の合計は必ずしも一致しない。

・D 大学は通信制大学のため、単位は規定される学習方法により認定が異なる。各科目の学修方法は認定単位後に表示するアルファベットで示す。アルファベットの表示規則は以下の通り。

T: 自宅学習、レポート作成・提出、科目履修試験合格が必要。

TS: 自宅学習、レポート作成・提出、科目履修試験合格に加え、スクーリング出席、スクーリング最終講時に試験合格が必要。

RS: 自宅学習、レポート作成・提出、スクーリング出席、スクーリング最終講時に試験合格が必要。

SIS: インターネットを介した自宅学習とスクーリング出席、スクーリング最終講時に試験合格が必要。

E: 配属実習。

・教員免許取得のためには上記単位のほかに、「日本国憲法」(2 単位)「スポーツ」(2 単位)「外国語コミュニケーション」(2 単位)「情報機器の操作」(2 単位)で単位取得が必要。

(出所) 下記資料を元に日本総研作成

・各大学が公開しているシラバス(2012 年版)および各大学の学則

e) E 大学

E 大学は、社会福祉士、精神保健福祉士の受験資格を同時に取ることが可能なカリキュラム編成となっている(図表IV-57、IV-58)。

社会福祉総合実習科目においては、「社会福祉援助技術現場実習」、「精神保健福祉援助実習」という科目名で施設での実習を行う。「社会福祉援助技術現場実習」は、社会福祉士受験資格取得のために必要な配属実習という位置づけであり、学生は、社会福祉士養成施設指定規則に定められた範囲内で大学が指定した施設・機関にて自習を実施することとなる。

「精神保健福祉援助実習」は、精神保健福祉士資格受験資格を取得するための配属実習という位置づけであり、学生は、精神保健福祉士養成施設指定規則に定められた範囲内で大学が指定した施設・機関にて自習を実施することとなる。

実習時間は、社会福祉援助技術現場実習が 24 日間である。精神保健福祉援助実習は公開されているカリキュラムからは実習時間が不明であるが、精神保健福祉士受験資格を取得することを鑑みれば、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則により、210 時間以上の時間を実習に充てるものと考えられる。ただし、前述したとおり、同大学のカリキュラムが社会福祉士受験資格取得、精神保健福祉士受験資格も念頭においたものであることから、施設における実習の内容は、介護より相談を中心とした実習である可能性がある点、注意が必要である。

図表 IV-57 教員一種免許「福祉」の教職に関する科目として認定する科目_E 大学

教職に関する科目	該当科目名	単位数	必要単位数
教職の意義等に関する科目	教職概論[2]	2	25
教育の基礎理論に関する科目	教育原論[2] 教育心理学[2] 教育制度論・教育課程論[2] 福祉科教育法1[2] 福祉科教育法演習1[2] 特別活動の研究[2] 教育方法論[2]	14	
教育課程及び指導法に関する科目	生徒・進路指導の理論と方法[2] 学校教育相談の理論と方法[2]	4	
教育実習	高校教育実習事前指導[1] 高校教育実習[2]	3	
教職実践演習	教育実践演習[2]	2	

図表 IV-58 教員一種免許「福祉」の教科に関する科目として認定する科目_E 大学

教科に関する科目	該当科目名	単位数	必要単位数
社会福祉学(職業指導を含む)	現代社会と福祉1[2] 現代社会と福祉2[2] コミュニティ福祉学入門[2] 社会保障総論[2] 社会保障論[2] 社会福祉法制[2]	6	36
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	児童福祉論[2] 高齢者福祉論[2] 障害者福祉論[2] 児童福祉実践論[2] 高齢者福祉実践論[2]	6	
社会福祉援助技術	社会福祉援助技術総論1[2] 精神保健福祉援助技術総論[2] 社会調査法[2] 社会福祉援助技術論2[2] 社会福祉援助技術論3[2] 社会福祉援助技術論4[2]	2	
介護理論及び介護技術	介護概論[2] 介護技術論[2]	4	
社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む)	社会福祉援助技術現場実習[4] *社会福祉士国家資格受験資格を取得するための配属実習、社会福祉士養成施設指定規則に定められた範囲内で大学が指定した施設・機関にて実施。〔24日間(180時間)以上〕 精神保健福祉援助実習[4] *精神保健福祉士資格を取得するための配属実習、精神保健福祉士養成施設指定規則に定められた範囲内で大学が指定した施設・機関にて実施。原則2カ所〔実習時間不明〕 社会福祉援助技術演習1[2] 社会福祉援助技術演習2[1] 社会福祉援助技術演習3[1] 精神保健福祉援助演習1[2] 精神保健福祉援助演習2[1] 精神保健福祉援助演習3[1] 実習指導[4]	12	
人体構造及び日常生活行動に関する理解	医学概論[2]	2	
加齢と障害に関する理解	発育・発達・加齢論[2]	2	

(注)

・[]内は認定単位数。

・「単位数」欄はその科目での必修単位をいう。「必要単位数」とは、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の中で合計として必要な単位数を示す。そのため、単位数の合計と必要単位数の合計は必ずしも一致しない。

・教員免許取得のためには上記単位のほかに、「日本国憲法」(2 単位)「体育」(2 単位)「外国語コミュニケーション」(2 単位)「情報機器の操作」(2 単位)で単位取得が必要。

・教科または教職に関する科目は、教職特別演習[2]となる。選択科目の単位に加算することができる。

(出所) 下記資料を元に日本総研作成

・各大学が公開しているシラバス(2012 年版)および各大学の学則

(3) 介護技術等研修と教員一種免許「福祉」取得時のカリキュラムの比較考察

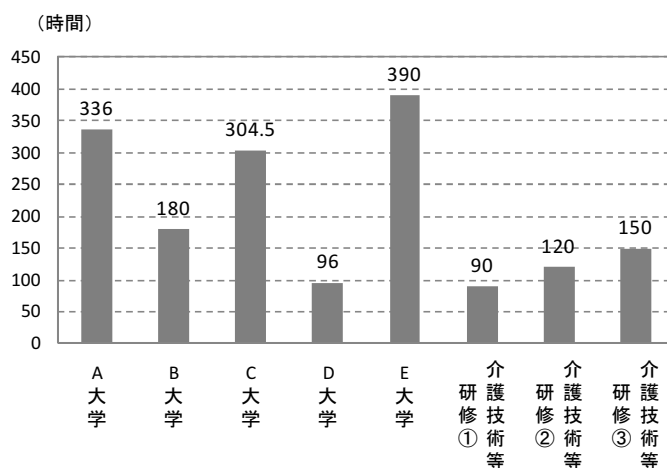
① 実習時間数

介護技術等研修で必要とされる教員介護実習と、各大学の実習を伴う科目のカリキュラムの実習時間の比較を行う。

教員介護実習3年(介護技術等研修①)の場合、全ての大学が、介護技術等研修を上回る時間を介護実習に充てている。また、教員介護実習4年(介護技術等研修②)および教員介護実習5年(介護技術等研修③)の場合、5大学中4大学が介護技術等研修を上回る時間を介護実習に充てていることがわかる。今回の事例研究で対象とする各大学においては、介護技術等研修で求められる教員介護実習の時間数を上回るカリキュラム編成となっている(図表IV-59)。

一方で、前述のとおり、各大学の実習先は必ずしも介護を必要とする入所者を対象とする施設とは限らない点、また、実習内容も必ずしも介護を伴う実習とは限らない可能性がある点に注意が必要である。

図表 IV-59 各大学の実習時間と教員介護実習の時間の比較



(注)

- ・各大学の実習を伴う科目の積み上げ。不明分については、単位数より推定。
- ・大学カリキュラムにおいて実習時間が日数にて指定されている場合、1日を6時間、1週間は5日として計算する。
- ・C大学では、介護福祉士養成課程を設け、実習として、「介護実習Ⅰ」「介護実習Ⅱ」「介護実習Ⅳ」を設置。本実習は上記、教員一種免許「福祉」の教科に関する科目としては認められないものの、教員一種免許「福祉」取得と合わせて介護福祉士資格を取得すると仮定し、実習時間にカウントする。
- ・E大学の「精神保健福祉士援助実習」の実習時間は、公開情報では実習時間がわからなかった。精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則に基づき、受験資格取得のために実習は210時間以上必要であることから、210時間と仮定する。
- ・E大学福祉学科の「実習指導」及び「社会福祉援助技術現場実習」・「精神保健福祉援助実習」を履修する場合には、同一学年次にインターンシップを並行して履修できない。今回は、両単位を異なる学年次に履修するものとして集計。なお、内訳は「社会福祉援助技術現場実習」は180時間、「精神保健福祉援助実習」は210時間である。
- ・介護技術等研修①とは、教員介護実習3年、教員介護知識技能講習2年をさす。
- ・介護技術等研修②とは、教員介護実習4年、教員介護知識技能講習1年をさす。
- ・介護技術等研修③とは、教員介護実習5年、教員介護知識技能講習0年をさす。

(出所) 下記資料を元に日本総研作成

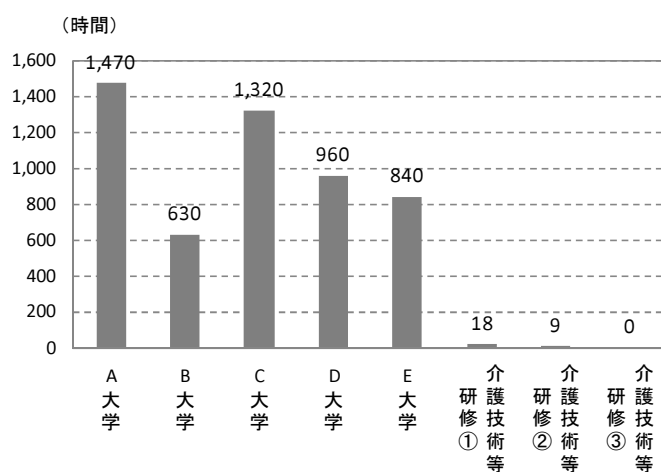
- ・各大学が公開しているシラバス(2012年版)および各大学の学則

② 講義・演習の時間数

各大学の「教科に関する科目」の必修単位数のうち、実習を伴う科目の認定単位数を除いた単位数と、介護技術等研修で必要とされる教員介護知識技能講習の比較を行う。

各大学のカリキュラムは、教員介護知識技能講習 2 年(介護技術等研修①)、教員介護知識技能講習 1 年(介護技術等研修②)、教員介護知識技能講習 0 年(介護技術等研修③)のいずれのケースと比較しても、時間数においてはそれを上回っている(図表Ⅳ-60)。

図表 Ⅳ-60 各大学の講義・演習に関する必修時間と教員介護知識技能講習の時間の比較



(注)

・各大学の「教科に関する科目」の必修単位数のうち、実習を伴う科目の認定単位数を除き、講義、演習ともに標準時間たる 30 時間を乗じた時間の積み上げ。

・介護技術等研修①とは、教員介護実習 3 年、教員介護知識技能講習 2 年をさす。

・介護技術等研修②とは、教員介護実習 4 年、教員介護知識技能講習 1 年をさす。

・介護技術等研修③とは、教員介護実習 5 年、教員介護知識技能講習 0 年をさす。

(出所) 下記資料を元に日本総研作成

・各大学が公開しているシラバス(2012 年版)および各大学の学則

V. 今後の課題

今後の課題としては、次の3点が挙げられる。

1.教員免許状の取得と介護福祉士等の資格取得の方法について

「福祉」の教員免許状を取得するルートと介護福祉士等の資格を取得するルートは、本来同一でなく、教員を目指している学生が資格を取得しかつ現場で一定期間の実務経験を経てから教員になるケースは調査結果を見てもまれだといえる。また、「福祉」の教員免許状を取得できる教職課程の内容は、必ずしも介護福祉士養成課程を念頭においたものではない。

したがって、「福祉」教員免許状の取得方法の多くのケースは、①福祉系高校等を卒業し介護福祉士国家試験に合格し、その後大学で「福祉」の教員免許状を取得する方法、②介護福祉士養成施設における課程を修了し、大学で「福祉」の教員免許状を取得する方法、のいずれかになる。

本報告書「IV. 福祉系高校の教員要件 9.事例研究」にあるA大学およびC大学の事例のように、介護福祉士の資格を取得することが可能であり、かつ教科「福祉」の教員免許状を取得できる大学は、全国的にみてまだ少数である。

以上のことから、例えば教科「福祉」の教員免許状が取得できる大学自体が増加することや、教科「福祉」の教員免許状が取得できる課程において介護福祉士養成課程の修了も可能とすることも必要と考えられる。

2.介護技術等研修の期間(年数)について

介護技術等研修の重要度については学校も教員も十分認識しているが、現在の介護技術等研修は、年数が長く負担感が大きい。

例えば、教科「福祉」の教員免許状取得者に対しては、教員免許の取得課程(いわゆる教職課程)での学習内容を評価し、介護技術等研修の受講期間を短くすることや、受講内容の一部を免除すること等も考えられる。

3.介護技術等研修の受講の機会について

福祉系高等学校等では、教員要件充足者については現状配置できているが、産前産後休暇や育児休業、退職等のほか、人事異動等で教員要件充足者が不在となった場合の見通しが立っていない学校が多い。

このため、例えば、勤務している高等学校や自治体等との協力のもと、研修を受講しやすい環境を整備すること等により、教員要件を充足する人材を育成しやすくすることが必要と考える。

《 資 料 》

•調査票(学校票)

•調査票(教員票)

《福祉系高等学校・特例高等学校の教員の状況に関する調査》 **学校票**

I. 高校の概要についてお伺いします

問 1 高校の状況(平成 24 年 10 月 1 日現在)についてご記入ください。

学校概要					
(1) 高校種別 (ひとつに○)	1. 福祉系 高等学校 2. 特例 高等学校	(2) 設置者 (ひとつに○)	1. 公立 2. 私立	(3) 所在地 (都道府県名 を記入)	都 道 府 県
介護福祉士養成課程について					
(4) 開講年度 (平成年号を 記入)	平成 年度	(5) 通学・通 信の別 (ひとつに○)	1. 通学 2. 通信	(6) 修業年限 (ひとつに○)	1. 2 年 2. 3 年 3. 4 年
(7) 学年定員 数	人	(8) 在籍生徒 数(1 年生)	人	(9) 在籍生徒 数(2 年生)	人
(10) 在籍生 徒数(3 年生)	人	(11) 在籍生 徒数(4 年生)	人	(12) 在籍生 徒の合計数	人

問 2 介護福祉士養成課程に配置されている教員について、該当する人数をご記入ください。

※**配置教員**(配置されている教員)は介護福祉士養成課程に配置されている教員全体を、**必置教員**は教科「福祉」担当の教員を、**その他教員**は選択科目担当の教員をそれぞれ指します

○配置されている教員数、および必置教員・その他教員 $[A=B+C]$

(1) 配置教員数 [A]	人	(2) 必置教員 [B]	人	(3) その他教員 [C]	人
------------------	---	-----------------	---	------------------	---

○配置教員のうち常勤 $[a1=b1+c1]$

(4) 配置教員で 常勤 [a1]	人	(5) 必置教員で 常勤 [b1]	人	(6) その他教員 で常勤 [c1]	人
----------------------	---	----------------------	---	-----------------------	---

○配置教員のうち教科「福祉」の教員免許状を有する者の人数 $[a2=b2+c2]$

(7) 配置教員で 「福祉」免許状を 有する者 [a2]	人	(8) 必置教員で 「福祉」免許状を 有する者 [b2]	人	(9) その他教員 で「福祉」免許状 を有する者 [c2]	人
------------------------------------	---	------------------------------------	---	-------------------------------------	---

○配置教員のうち介護福祉士の有資格者数、および資格取得後介護施設等で 5 年以上の実務経験を有する人数 $[a3=b3+c3]$ $[a4=b4+c4]$

(10) 配置教員で 介護福祉士資格 取得者 [a3]	人	(11) 必置教員で 介護福祉士資格 取得者 [b3]	人	(12) その他教員 で介護福祉士資格 取得者 [c3]	人
(13) 配置教員で 上記資格取得後 5 年以上の実務 経験を有する者 [a4]	人	(14) 必置教員で 上記資格取得後 5 年以上の実務 経験を有する者 [b4]	人	(15) その他教員 で上記資格取得 後 5 年以上の実 務経験を有する 者 [c4]	人

○配置教員のうち医師、保健師・助産師・看護師の有資格者数、および資格取得後病院等で 5 年以上の実務経験を有する人数 [a5=b5+c5] [a6=b6+c6]

(16)配置教員で 医師・看護師等 資格取得者 [a5]	人	(17)必置教員で 医師・看護師等 資格取得者 [b5]	人	(18)その他教員 で医師・看護師 等資格取得者 [c5]	人
(19)配置教員で 上記資格取得後 5 年以上の実務 経験を有する者 [a6]	人	(20)必置教員で 上記資格取得後 5 年以上の実務 経験を有する者 [b6]	人	(21)その他教員 で上記資格取得 後 5 年以上の実 務経験を有する 者 [c6]	人

○配置教員のうち「介護福祉等講習会」修了者数 [a7=b7+c7]

(22)配置教員で 「講習会」修了者 [a7]	人	(23)必置教員で 「講習会」修了者 [b7]	人	(24)その他教員 で「講習会」修了 者 [c7]	人
-------------------------------	---	-------------------------------	---	---------------------------------	---

○配置教員のうち「介護技術等研修」受講者数(受講中を含む) [a8=b8+c8]

(25)配置教員で 「研修」受講者 [a8]	人	(26)必置教員で 「研修」受講者 [b8]	人	(27)その他教員 で「研修」受講者 [c8]	人
------------------------------	---	------------------------------	---	-------------------------------	---

○配置教員のうち「医療的ケア教員講習会」修了者数 [a9=b9+c9]

(28)配置教員で 「教員講習会」修 了者 [a9]	人	(29)必置教員で 「教員講習会」修 了者 [b9]	人	(30)その他教員 で「教員講習会」 修了者 [c9]	人
----------------------------------	---	----------------------------------	---	-----------------------------------	---

○教員免許状の種類別の内訳 [配置教員数[A]=a10+a11+a12+a13+a14]

(31)普通免許状 [a10]	人	(32)臨時免許状 [a11]	人	(33)特別免許状 [a12]	人
(34)免許状なし (特別非常勤講 師制度)[a13]	人	(35)免許状なし (その他) [a14]	人		

○「福祉」教員免許状を有しかつ介護福祉士資格取得者

(36)配置教員で「福祉」教員免許状を有しかつ 介護福祉士資格取得者 [a15]	人
---	---

II. 教員要件についてお伺いします

II-1. 教科「福祉」の教務に関する主任者(指定規則第8条第3号)について

問3 教務に関する主任者の教員要件について、必置教員、その他の教員別に該当する人数をご記入ください。

	必置教員*1	その他教員*2
(1) 福祉系高等学校等(法40条第2項第1号)の教員として3年以上の経験があり本則の要件を満たしている	人	人
(2) 養成施設等(法第39条第1号～第3号)の専任教員として3年以上の経験があり本則の要件を満たしている	人	人
(3) 福祉系高等学校等の教員または養成施設等の専任教員として3年以上の経験はないが、 <u>平成29年3月31日までの間</u> 学科主任等であって経過措置の要件を満たしている	人	人
(4) 本則、経過措置いずれの要件も満たしていない(上記(1)～(3)以外)	人	人

※1:人数の合計が問2(2)B 必置教員数と合うようにご記入ください。

※2:人数の合計が問2(3)C その他教員数と合うようにご記入ください。

問4 教務に関する主任者の教員要件について、本則の要件を満たす者をいつ配置できる見込みですか。現在の教員が継続して勤務する場合に満たすことが見込まれる年度ひとつに○をつけてください。

1. すでに 満たしている	2. 平成 25年度	3. 平成 26年度	4. 平成 27年度	5. 平成 28年度	6. 現状では目 途がたたない
------------------	---------------	---------------	---------------	---------------	--------------------

Ⅱ-2.介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習又は介護実習(以下「介護過程等」という。)を教授する教員のうち1人(指定規則第8条第4号)について

問5 介護過程等を教授する教員のうち1人の教員要件について、必置教員、その他の教員別に該当する人数をご記入ください。

ご参考: 資格・講習会・研修等				必置教員*1	その他教員*2
介護福祉士資格取得	5年以上の実務経験あり	⇒	(1) 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の介護施設等での実務経験を有し、本則の要件を満たしている	人	人
	研修受講中	⇒	(2) 介護福祉士の資格を取得し、「介護技術等研修」を受講中である	人	人
	研修受講せず		(3) 介護福祉士の資格を取得しているが、「介護技術等研修」を受講していない	人	人
介護福祉士資格なし	講習会修了	⇒	(4) 介護福祉士の資格はないが、教員免許状等所持者等であって平成25年度までに「介護福祉等講習会」の課程を修了し、「介護技術等研修」を受講中である	人	人
	研修受講せず	⇒	(5) 介護福祉士の資格はなく、教員免許状等所持者等であって平成25年度までに「介護福祉等講習会」の課程を修了しているが、「介護技術等研修」を受講していない	人	人
	講習会受講中	⇒	(6) 介護福祉士の資格がなく、省令の施行の際(平成21年4月1日)現に教員免許状所持者等(平成25年度まで)であり、「介護技術等研修」を受講中である	人	人
	研修受講せず	⇒	(7) 介護福祉士の資格がなく、省令の施行の際(平成21年4月1日)現に教員免許状所持者等(平成25年度まで)であり、「介護技術等研修」を受講していない	人	人

※1:人数の合計が問2(2)B 必置教員数と合うようにご記入ください。

※2:人数の合計が問2(3)C その他教員数と合うようにご記入ください。

問 6 介護過程等を教授する教員のうち 1 人の教員要件について、本則の要件を満たす者をいつ配置できる見込みですか。現在の教員が継続して勤務する場合に満たすことが見込まれる年度ひとつに○をつけてください。

1. すでに 満たしている	2. 平成 25 年度	3. 平成 26 年度	4. 平成 27 年度	5. 平成 28 年度	6. 現状では目 途がたたない
------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--------------------

問 7 〔問 2(36)「福祉」教員免許状を有しかつ介護福祉士資格を取得している教員[a15]についてお聞きします〕

「福祉」教員免許状と介護福祉士資格の取得方法について、それぞれの項目に該当する人数をご記入ください。

		「福祉」教員免許状の取得方法			
		普通免許状 (大学卒業)	臨時免許状・ 特別免許状	現職教員等 講習	教員資格認定 試験
介護福祉士 資格の取得方法	養成施設ルート① (専修学校)	(1) 人	(2) 人	(3) 人	(4) 人
	養成施設ルート② (大学)	(5) 人	(6) 人	(7) 人	(8) 人
	実務経験ルート(実 務 3 年以上と国家 試験)	(9) 人	(10) 人	(11) 人	(12) 人
	旧カリキュラム福祉 系高校① (通学課程)	(13) 人	(14) 人	(15) 人	(16) 人
	旧カリキュラム福祉 系高校② (通信課程)	(17) 人	(18) 人	(19) 人	(20) 人

問 8 介護過程等を教授する教員のうち1人の教員要件について、「介護技術等研修」を実施していますか。年度ごとの実施状況について、あてはまるものひとつに○をつけてください。

(1) 平成 21 年度	1. 実施している	2. 実施していない
(2) 平成 22 年度	1. 実施している	2. 実施していない
(3) 平成 23 年度	1. 実施している	2. 実施していない
(4) 平成 24 年度	1. 実施している	2. 実施していない

問 9 〔問 8 で 1.「実施している」にひとつでも○がある場合のみお答えください〕

「介護技術等研修」の年度別の実施人数をご記入ください。該当がない場合は「0(ゼロ)」とご記入ください。

	(1)平成 21 年度	(2)平成 22 年度	(3)平成 23 年度	(4)平成 24 年度
1. 実施した人数	人	人	人	人

問 10 介護過程等を教授する教員のうち1人の教員要件について、5年間受講するとされている「介護技術等研修」のうち、3年以上受講することとしている「教員介護実習」を3年以上実施していますか。あてはまるもののひとつに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|---------------|------------|
| 1. 3年以上実施している | 2. 1～2年実施している | 3. 実施していない |
|---------------|---------------|------------|

問 11 〔問 10 で 3.「実施していない」場合のみお答えください〕

「教員介護実習」を実施していない理由について、もっとも近いもののひとつに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 近隣に適切な実習施設がないため |
| 2. 実習施設はあるが施設側の事情により受け入れてもらえないため |
| 3. 実習施設は確保できるが教員側に実習を行う余裕がないため |
| 4. 特例高等学校であり、平成 23 年度以降に受講することが可能となったため |
| 5. 特例高等学校であり、福祉系高等学校に移行する予定がないため |
| 6. その他(具体的に: _____) |

問 12 今後、介護過程等を担当する教員のうち1人をどのように確保していく方針ですか。もっとも近いもののひとつに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 現在高等学校にいる教員により対応する |
| 2. 地方公共団体又は同一学校法人内の人事異動により対応する |
| 3. 要件を満たす教員を新たに採用することにより対応する |
| 4. 特例高等学校であり、福祉系高等学校に移行する予定がないため、要件を満たす必要はない |
| 5. その他(具体的に: _____) |

問 13 〔問 12 で 1.「現在高校にいる教員で対応」の場合のみお答えください〕

その際、教員要件のうち、資格要件(介護福祉士資格)および実務経験または研修修了について、どのように対応する予定ですか。それぞれ、あてはまるもののひとつに○をつけてください。

(1) 介護福祉士の資格について

- | |
|--|
| 1. 介護福祉士の資格を取得させる |
| 2. 平成 25 年度までに「福祉」教員免許所持者に「介護福祉等講習会」を修了させる |
| 3. その他(具体的に: _____) |

(2) 実務経験または研修修了について

- | |
|---------------------|
| 1. 実務経験を積ませる |
| 2. 「介護技術等研修」を修了させる |
| 3. その他(具体的に: _____) |

Ⅱ-3. こととからだの理解を教授する教員のうち 1 人 (指定規則第 8 条第 5 号) について

問 14 こととからだの理解を教授する教員のうち 1 人の教員要件について、必置教員、その他の教員別に該当する人数をご記入ください。

ご参考: 資格・講習会・ 研修等			必置教員*1	その他教員*2
医師、保健師、助産師、看護師の資格あり	5 年以上の実務経験あり	⇒	(1) 医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後 5 年以上の病院等での実務経験を有し、本則の要件を満たしている	
	研修受講中	⇒	(2) 医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得し、「介護技術等研修」を受講中である	
	研修受講せず		(3) 医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得しているが、「介護技術等研修」を受講していない	
医師、保健師、助産師、看護師の資格なし	講習会修了	⇒	(4) 医師、保健師、助産師、看護師の資格はないが、教員免許状等所持者等であって平成 25 年度までに「介護福祉等講習会」の課程を修了し、「介護技術等研修」を受講中である	
	研修受講せず	⇒	(5) 医師、保健師、助産師、看護師の資格はなく、教員免許状等所持者等であって平成 25 年度までに「介護福祉等講習会」の課程を修了しているが、「介護技術等研修」を受講していない	
	講習会受講せず	⇒	(6) 医師、保健師、助産師、看護師の資格がなく、省令の施行の際(平成 21 年 4 月 1 日)現に教員免許状所持者等(平成 25 年度まで)であり、「介護技術等研修」を受講中である	
	研修受講せず	⇒	(7) 医師、保健師、助産師、看護師の資格がなく、省令の施行の際(平成 21 年 4 月 1 日)現に教員免許状所持者等(平成 25 年度まで)であり、「介護技術等研修」を受講していない	

※1: 人数の合計が問 2(2)B 必置教員数と合うようにご記入ください。

※2: 人数の合計が問 2(3)C その他教員数と合うようにご記入ください。

問 15 こころとからだの理解を教授する教員のうち 1 人の教員要件について、本則の要件を満たす者をいつ配置できる見込みですか。現在の教員が継続して勤務する場合に満たすことが見込まれる年度ひとつに○をつけてください。

1. すでに満たしている	2. 平成 25 年度	3. 平成 26 年度	4. 平成 27 年度	5. 平成 28 年度	6. 現状では見込みがたたない
--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------------

問 16 こころとからだの理解を教授する教員のうち 1 人の教員要件について、「介護技術等研修」は実施していますか。年度ごとの実施状況について、あてはまるものひとつに○をつけてください。

(1) 平成 21 年度	1. 実施している	2. 実施していない
(2) 平成 22 年度	1. 実施している	2. 実施していない
(3) 平成 23 年度	1. 実施している	2. 実施していない
(4) 平成 24 年度	1. 実施している	2. 実施していない

問 17 〔問 16 で 1.「実施している」にひとつでも○がある場合のみお答えください〕

「介護技術等研修」の年度別の実施人数をご記入ください。該当がない場合は「0(ゼロ)」とご記入ください。

	(1)平成 21 年度	(2)平成 22 年度	(3)平成 23 年度	(4)平成 24 年度
1. 実施した人数	人	人	人	人

問 18 こころとからだの理解を教授する教員のうち 1 人の教員要件について、5 年間受講するとされている「介護技術等研修」のうち、3 年以上受講することとしている「教員介護実習」を 3 年以上実施していますか。あてはまるものひとつに○をつけてください。

1. 3 年以上実施している	2. 1～2 年実施している	3. 実施していない
----------------	----------------	------------

問 19 〔問 18 で 3.「実施していない」の場合のみお答えください〕

「教員介護実習」を実施していない理由について、もっとも近いものひとつに○をつけてください。

1. 近隣に適当な実習施設がないため
2. 実習施設はあるが施設側の事情により受け入れてもらえないため
3. 実習施設は確保できるが教員側に実習を行う余裕がないため
4. 特例高等学校であり、平成 23 年度以降に受講することが可能となったため
5. 特例高等学校であり、福祉系高等学校に移行する予定がないため
6. その他(具体的に: _____)

問 20 今後、こことからだの理解を担当する教員のうち1人をどのように確保していく方針ですか。もっとも近いものひとつに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 現在高等学校にいる教員により対応する2. 地方公共団体又は同一学校法人内の人事異動により対応する3. 要件を満たす教員を新たに採用することにより対応する4. 特例高等学校であり、福祉系高等学校に移行する予定がないため、要件を満たす必要はない5. その他(具体的に: |) |
|---|---|

問 21 〔問 20 で 1.「現在高校にいる教員で対応」の場合のみお答えください〕

その際、教員要件のうち、資格要件(看護師等資格)および実務経験または研修修了について、どのように対応する予定ですか。それぞれ、あてはまるものひとつに○をつけてください。

(1) 看護師等の資格について

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 看護師等の資格を取得させる2. 平成 25 年度までに「福祉」教員免許所持者に「介護福祉等講習会」を修了させる3. その他(具体的に: |) |
|--|---|

(2) 実務経験または研修修了について

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 実務経験を積ませる2. 「介護技術等研修」を修了させる3. その他(具体的に: |) |
|--|---|

II-4.医療的ケアを教授する教員について

問 22 「医療的ケア」を担当する教員について、既に教員を配置していますか。あてはまるものひとつに○をつけてください。

1. すでに対応している 2. 対応する予定である 3. 教員確保の予定はない

問 23 「医療的ケア」を担当する教員について、今後どのように確保していく方針ですか。もっとも近いものひとつに○をつけてください。

1. 現在高等学校にいる教員により対応する
2. 地方公共団体又は同一学校法人内の人事異動により対応する
3. 要件を満たす教員を新たに採用する
4. 外部から非常勤講師を招聘する
5. 登録研修機関に委託する
6. 介護福祉士養成施設に委託する
7. 他の福祉系高等学校に委託する
8. 特例高等学校であり、福祉系高等学校に移行する予定がないため、要件を満たす必要はない
9. その他(具体的に: _____)

II-5.教員要件全般について

問 24 教員の質の担保を図るうえで、以下の教員要件は重要だと思いますか。

(1)～(3)それぞれの項目についての重要度を、1.～6.のうちから選んで○をつけてください。

項目	重要度(ひとつだけ○)					
	1. 非常に重要	2. 重要	3. どちらかといえば重要	4. あまり重要でない	5. 重要でない	6. わからない
(1) 介護施設・病院等で5年以上の実務経験	1	2	3	4	5	6
(2) 介護技術等研修のうち教員介護実習	1	2	3	4	5	6
(3) 介護技術等研修のうち教員介護知識技能講習	1	2	3	4	5	6

問 25 [問 24 で 1.～3.「重要」の項目がある場合のみお答えください]

問 24 で重要と考えた理由をご記入下さい。

問 26 〔問 24 で 4.～5.「重要でない」の項目がある場合のみお答えください〕

問 24 で重要でないと考えた理由をご記入ください。

--

問 27 福祉系高等学校において教授する上で、現在の「介護技術等研修」は長いと思いますか。
あてはまるものひとつに○をつけてください。

1. 長い	2. 現在の年数(5 年)が適当	3. 短い
-------	------------------	-------

問 28 福祉系高等学校において教授する上で、「介護技術等研修」はどれくらいの年数が適当
だと考えますか。それぞれ適当だと考える年数を具体的にご記入ください。

(1) 教員介護実習	年	(3) 介護技術等研修 (全体)	年
(2) 教員介護知識技能講習	年		

問 29 問 28 でその年数を選んだ理由をご記入ください。

--

問 30 教員の確保策について、苦勞されている点、今後想定される課題等を具体的にご記入く
ださい。

--

問 31 現在の教員要件について、ご意見があればご記入ください。

--

Ⅲ. 特例高等学校の方にお伺いします

〔問 1(1)で2.「特例高等学校」の場合のみご回答ください〕

問 32 今後、福祉系高等学校に移行する予定ですか。

1. 移行する予定 2. 移行せず、実務者研修を実施する予定 3. 移行せず、介護職員初任者研修を実施する予定 4. 移行せず、介護福祉士養成の取消申請予定 5. 検討中 6. その他（具体的に：	)
---	---

問 33 〔問 32 で 1.「移行する予定」の場合のみお答えください〕

予定の時期、方向性を決定した要因についてご記入ください。

(1) 予定時期	平成_____年度
(2) 方向性決定要因 (あてはまるもの ひとつに○)	1. 高齢社会の進展等に伴い、介護福祉士などの福祉に関する人材の養成の必要性に対応するため 2. 福祉・介護を学びたい者が多いため 3. 近隣地域に介護福祉士の養成校が他にないため 4. 高等学校で福祉を学ぶことは、就職に有利であるため 5. 就職先として、介護現場に魅力があるため 6. その他（具体的に：

問 34 〔問 32 で 2.~5.「移行しない」「検討中」の場合のみお答えください〕

福祉系高等学校に移行しない理由、検討中の理由について、それぞれの区分ごとにお考えにもっとも近いものひとつに○をつけてください。

(1) 福祉系高校の基準を満たすこと(ひとつに○)

1. 単位数増加(時間数の増加)への対応が難しい 2. 実習施設の確保が難しい 3. 教員要件の充足が難しい 4. 施設要件の充足が難しい 5. 設備要件の充足が難しい 6. 医療的ケアへの対応が難しい 7. その他の基準を満たすことが難しい (具体的に：	)
8. とくにない	

(2) 地域の状況に関すること(ひとつに○)

1. 学生数が減少するなど介護福祉士養成課程の定員確保が難しい
2. 近隣地域に他の介護福祉士養成施設があるため
3. その他の地域に関する状況による
(具体的に:)
4. とくにない

(3) 高校の状況に関すること(ひとつに○)

1. 高等学校自体の再編の予定があるため
2. 普通科に移行する予定であるため
3. 専門学科(福祉科を除く)に移行する予定であるため
4. 専門学科(資格取得を目指さない福祉科)に移行する予定であるため
5. 総合学科(福祉分野を除く)に移行する予定であるため
6. 総合学科(資格取得を目指さない福祉分野)に移行する予定であるため
7. その他の高校に関する状況による
(具体的に:)
8. とくにない

問 35 [問 34(3)で 3.～4.「専門学科に移行予定」の場合のみお答えください]
どの学科に移行する予定ですか。あてはまるものひとつに○をつけてください。

- | | | | | |
|---------------------|--------------|---------------|----------------|--------------|
| 1. 農業に関する学科 | 2. 工業に関する学科 | 3. 商業に関する学科 | 4. 水産に関する学科 | 5. 家庭に関する学科 |
| 6. 看護に関する学科 | 7. 情報に関する学科 | 8. 福祉に関する学科 | 9. 理数に関する学科 | 10. 体育に関する学科 |
| 11. 音楽に関する学科 | 12. 美術に関する学科 | 13. 外国語に関する学科 | 14. 国際関係に関する学科 | |
| 15. その他の学科 (具体的に:) | | | | |

問 36 [問 34(3)で 5.～6.「総合学科に移行予定」の場合のみお答えください]
どの分野に移行する予定ですか。あてはまるものひとつに○をつけてください。

- | | | | | |
|---------------------|----------|-----------|------------|----------|
| 1. 農業分野 | 2. 工業分野 | 3. 商業分野 | 4. 水産分野 | 5. 家庭分野 |
| 6. 看護分野 | 7. 情報分野 | 8. 福祉分野 | 9. 理数分野 | 10. 体育分野 |
| 11. 音楽分野 | 12. 美術分野 | 13. 外国語分野 | 14. 国際関係分野 | |
| 15. その他の分野 (具体的に:) | | | | |

問 37 現在、福祉系高等学校の施設要件を満たしていますか。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 施設要件を満たしている | 2. 施設要件を満たしていない |
|----------------|-----------------|

問 38 〔問 37 で 2.「満たしていない」場合のみお答えください〕

満たしていない施設要件について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 必要な数の普通教室 2. 介護実習室 3. 入浴実習室 4. 家政実習室

問 39 現在、教育上必要な機械器具及び模型について、要件を満たしていますか。

1. 要件を満たしている
 2. 要件を満たしていない

問 40 〔問 39 で 2.「満たしていない」場合のみお答えください〕

満たしていない機械器具及び模型について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 実習用モデル人形
2. 人体骨格模型
3. 成人用ベッド
4. 移動用リフト
5. スライディングボード又はスライディングマット
6. 車いす
7. 簡易浴槽
8. ストレッチャー
9. 排せつ用具
10. 歩行補助つえ
11. 盲人安全つえ
12. 視聴覚機器
13. 障害者用調理器具、障害者用食器
14. 和式布団一式
15. 吸引装置一式
16. 経管栄養用具一式
17. 処置台又はワゴン
18. 吸引訓練モデル
19. 経管栄養訓練モデル
20. 心肺蘇生訓練用器材一式
21. 人体解剖模型

IV. 全員の方にお伺いします

問 41 ご回答者のご連絡先をご記入ください。ご回答いただいた内容について、確認のためご連絡する場合があります。予めご了承くださいませようお願いいたします。

貴校名	
御氏名	
御役職	
電話番号 （市外局番から）	()－()－()
E-mail	@

以上です。どうもありがとうございました。教員票といっしょに返信用封筒にてご返送ください。

《福祉系高等学校・特例高等学校の教員の状況に関する調査》 教員票

I. ご自身の状況についてお伺いします

問 1 ご自身の状況(平成 24 年 10 月 1 日現在)についてご記入ください。

(1) 在籍高校種別	1. 福祉系高等学校	2. 特例高等学校
(2) 教員免許	1. 「福祉」教員免許	2. 「福祉」以外の教員 免許 3. 教員免許なし
(3) 保有資格	1. 介護福祉士	2. 医師、保健師・助産 師・看護師 3. 左記以外・なし

II. 福祉系高等学校等の教員要件についてお伺いします

問 2 「介護技術等研修」の修了予定について、あてはまるものひとつに○をつけてください。

※「介護技術等研修」は、5 年間にわたり受講する「教員介護実習」と「教員介護知識技能講習」を指します

1. 平成 25 年度中に研修を修了する予定	4. 平成 28 年度中に研修を修了する予定
2. 平成 26 年度中に研修を修了する予定	5. 平成 25 年度から受講する予定
3. 平成 27 年度中に研修を修了する予定	6. 研修を受講する予定はない

問 3 〔問 2 で 1.～4.「研修を受講中」の場合のみお答えください〕

「教員介護実習」と「教員介護知識技能講習」の組み合わせ方はどのパターンですか。
現在研修受講中の方は組み合わせ予定についてお答えください。(ひとつに○)

1. 「教員介護実習」のみ 5 年
2. 「教員介護実習」4 年と「教員介護知識技能講習」1 年
3. 「教員介護実習」3 年と「教員介護知識技能講習」2 年
4. わからない

問 4 〔問 2 で 1.～4.「研修を受講中」の場合のみお答えください〕

「介護技術等研修」の内容は授業をするうえでどのくらい有益だと思いますか。
それぞれあてはまるものひとつに○をつけてください。

項目	有益度(ひとつだけ○)					
	1. 非常に 役立つ	2. 役立つ	3. どちらか といえば 役立つ	4. あまり役 に 立 た ない	5. 役に立 たない	6. わから ない
(1) 教員介護実習	1	2	3	4	5	6
(2) 教員介護知識技能講習	1	2	3	4	5	6

問 5 〔問 4 で 1.～3.「役立つ」項目がある場合のみお答えください〕

問 4 で役立つと考えた理由をご記入下さい。

--

問 6 〔問 4 で 4.～5.「役立たない」項目がある場合のみお答えください〕

問 4 で役立たないと考えた理由をご記入ください。

--

問 7 〔問 2 で 1.～4.「研修を受講中」の場合のみお答えください〕

「介護技術等研修」の時間数は適当だと思いますか。
それぞれあてはまるものひとつに○をつけてください。

項目	時間数(ひとつだけ○)					
	1.長い	2.やや長い	3.適当	4.やや短い	5.短い	6.わからない
(1) 教員介護実習	1	2	3	4	5	6
(2) 教員介護知識技能講習	1	2	3	4	5	6

問 8 〔問 2 で 1.～4.「研修を受講中」の場合のみお答えください〕

福祉系高等学校において教授する上で、「介護技術等研修」はどれくらいの年数が適当だと考えますか。それぞれ適当だと考える年数を具体的にご記入ください。

(1) 教員介護実習	年	(3) 介護技術等研修 (全体)	年
(2) 教員介護知識技能講習	年		

問 9 〔問 2 で 1.～4.「研修を受講中」の場合のみお答えください〕

問 8 でその年数を選んだ理由をご記入ください。

--

問 10 〔問 2 で 1～4.「研修を受講中」の場合のみお答えください〕

「介護技術等研修」は授業を行う上でどのように役立っていますか。具体的にご記入ください。

--

問 11 現在の教員要件について、ご意見があればご記入ください。

--

以上です。どうもありがとうございました。学校票とりまとめの方にご提出ください。

平成 24 年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金
社会福祉推進事業

福祉系高等学校にかかる調査研究
報 告 書

平成 25 年 3 月

株式会社日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング

TEL:03-6833-2475 FAX:03-6833-9480